

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会
委員長 田邊 学

- 1 日 時 令和4年12月15日(木) 開会：10時00分 閉会：17時15分
水道局、福祉保健部、経済部
令和4年12月16日(金) 開会：10時00分 閉会：16時47分
経済部、病院局、建設部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、
中村 譲、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本一生
- 5 説明員
水道局 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、
中島料金担当課長
病院局 桑田病院事業管理者、西村病院局管理部長、田村光総合病院事務部長兼
地域医療連携室長、小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事
務部長、植本大和総合病院事務部次長兼業務課長、川崎病院局経営企画
課長、田中光総合病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、原田介護老
人保健施設業務係長
福祉保健部 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健康
政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、
奥田地域福祉担当課長、安池高齢者支援課地域包括支援担当課長兼基
幹型地域包括支援センター所長、中本介護老人保健施設民営化準備室長、
温品子ども家庭課長、和久子ども相談担当課長、山野井子ども家庭課保育
指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、都野健康増進課健
康対策担当参与兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室参与
経済部 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弥益有害鳥獣対策担当
課長兼有害鳥獣対策センター長、萬治商工観光課長、坪根公共交通政策
課長
建設部 酒向建設部長、松並建設部次長兼都市政策課長、沖本建築担当次長兼建
築住宅課長、秋友監理課長、山本道路河川課長、山本開発指導担当課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 市議会モニター

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第61号 令和4年度光市水道事業会計補正予算（第1号）

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑：

○大田委員

今、補正で電気代などの高騰で補正を組んだというふうにお聞きしましたが、原水及び浄水費が5,200万円と大幅な補正であります。既決予定額の2億2,000万円から約4分の1強の補正が組まれているんですが、詳しい説明をもう一遍お願いしたいと思うんですが。

○中西業務課長

補正予算の具体的な内容ということで、お答えいたします。

このたびの動力費補正額5,200万円につきましては、算定根拠としまして大きく3つの要素がございます。

まず1つ目の要素としましては、見込み使用水量の増加による使用電力量の増加でございます。動力費の予算につきましては、使用水量の見込みから逆算いたしまして使用電力量を算出いたしますが、今年度の現状としましては当初の予算見込みより増加傾向にございます。そのため使用電力につきましては直近の3か月分の電力使用量を基に再計算を行いました。

2つ目の要素としましては、冒頭でも申し上げましたとおりエネルギー価格の高騰に伴う燃料費調整額の増加によるものでございます。電気料金には基本料金、電力量料金、あとは原油価格等の変動を反映させた燃料費調整額がございます。当初予算でありますと、この燃料費の調整単価を1kWh当たり2円と見込んでおりましたが、今年度の11月には12.52円まで上昇しておりまして、今後この上昇傾向は継続するものといった予測で、これも再計算を行いました。この燃料費調整額の増加の影響で約3,250万円を見込んでおります。

最後に3つ目の要素でございますが、最終保障供給への移行に伴う電気料金の変更に基づくものでございます。

光市水道事業のうち林浄水場の電力供給につきましては、令和元年度に入札により新電力会社との契約を行ってまいりましたが、今年度の9月で契約が満了となりました。10月以降の電力供給につきましても再度改めて入札公告を行いましたが、参加業者がおらず入札が不調となったところでございます。これに伴いまして、中国電力ネットワークへの最終保障供給へ移行ということになりました。

最終保障供給による電気料金、これにつきましては標準的な電気料金の約1.2倍で設定されておりまして、この影響と1つ目の要素で申し上げた増加分の電力量、これを合わせまして約2,000万円の増額となったところでございます。

以上3つの要因の積み上げとその他、当初の予算に対する微調整を行った結果、約

5,200万円の補正となったところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、令和元年度に入札されて、この9月で満期になったからもう一遍入札かけたがなかったというふうな答弁じゃったと思うんですが、素直に中電に移行されたんですか。

○中西業務課長

基本的に入札の再度公告を行って募集をかけ、先ほども申し上げましたが参加者がいなかったということで、これまでに契約していた新電力との交渉もしましたが受け入れていただけなかったということと、あとはその他の小売事業者とも、具体的に申し上げますと中国電力さんとお話をしたところ、新規の受付はしないということで最終保障供給に移行せざるを得なかったということでございます。

○大田委員

それで素直に中電さんと交渉を行えたのですかとお聞きしとるんです

○中西業務課長

中国電力は新規の申込みの受付をしていないということで、契約できなかったということです。

以上でございます。

○大田委員

私の聞き違いかも分からないんですが、中電さんと新しく契約されたような答弁じゃったと思うんです。今、中電さんと契約できなかったと言われたんですが、ちょっとそこんところもう一遍。

○中西業務課長

詳細な説明ができなくて申し訳ありません。先ほどの冒頭の説明で申し上げたのは、送配電部門を行う中国電力ネットワークといった小売の電力会社である中国電力と別の事業者でございまして、いわゆる電力の自由化に伴いまして送配電部門を担当している全国で10社ほどございますが、小売事業者が倒産とか契約拒否とか、そういったものになったときのセーフティーネットとして電力の最終保障供給といったものを行っているということでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると中国電力ネットワークさんが、もう契約できなかった人たちに対して後ろに控えて、それが全部引き受けてやるというふうにとっているんですかね。

○中西業務課長

そういう仕組みになっております。
以上です。

○大田委員

それで初めは2円の契約じゃったが12.5円の契約になったと、それほど跳ね上がったというようになったんですが、9月までは2円のままでいったんですが、それとも12.5円の上げ幅にそのまま沿って支払いをされていったんですか。

○中西業務課長

燃料調整費につきましては、あくまでも見込みで予算を立てます。予算を立てるのはこの時期ですが、昨年度の10月、11月、この辺りでございますと昨年度は0.56円ぐらいでございました。2月のウクライナ情勢が悪化したところで急激に燃料調整費上がりまして、4月には3.49円、10月でございまして12.52円、現在の12月でございまして13.71円まで上昇しているということでございます。あくまでも2円というのが我々の予算の見込みの燃料調整費ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、今要するに13点何ぼに上がっていったの、それに対して支払いはしよるということですか。それとも契約のままで上昇分は払ってないということですか。

○中西業務課長

あくまでも電力会社との契約は基本料金、電力量料金、この2つでございまして、その他の燃料調整費、これは原油価格で為替レートや市場の動きによって変動しますので、契約内容には燃料調整費を電力料金に含みますよといった内容でしか記載しておりませんので、これはそのときの情勢に合わせた燃料費調整単価ということになっております。
以上でございます。

○大田委員

そうなるよ、極端な言い方ですよ。これが30円になったら30円の電力料金を払って、それがまた10円になったら10円の電力料金を下がった料金を払っていくというような受け取り方でよろしいんですかね。

○中西業務課長

委員がおっしゃるとおり、もちろん下がれば下がった部分でマイナスの料金になりますし、上がればこのたびのように加算されるといった仕組みになっております。

以上でございます。

○大田委員

そのような計算で、このたびは5,200万円の補正予算を組んでいたという解釈でよろしいですか。

○中西業務課長

最初の質問で申し上げました内容に沿っていきますと、燃料調整費の増加分が3,250万円、最終保障供給の契約に基づくものが2,000万円の増加ということで補正予算は、微調整を含めた5,200万円となっております。

○大田委員

3,200万円と思うんですが5,200万円じゃろうと。これはライフラインじゃから絶対に電力必要じゃろうと思うんです。なるたけならと言いたいところですが、安全な水を供給しちゃってください。お願いします。

○森戸委員

関連で先ほど大手電力会社の本体ですよ。新規の受付をしないということなんですが、これは一旦新電力に変わったから新規として受け付けないのか、もう小売の売電自体は分離をしたので、そもそももう、この大手電力のネットワークしかないのか、その辺のところはどうなんですか。

○中西業務課長

我々の、これまで新電力との契約が9月満了となったことで、その入札公告を行った結果、手を挙げた業者がいなかったということと、あとは我々も以前から入札の前に契約しておりました小売の中国電力さんも交渉したところ、一旦我々も契約切り離してましたので、それを新規という解釈でそれは受け付けていないということでございましたので、最終保障にせざるを得なかったということでございます。

○宮崎水道事業管理者

少し補足をさせていただきたいと思います。浄水場の契約相手を失ったときに、新規の契約相手を求めるために中国電力のほうに出向いてお話をさせていただいたところ、現状の燃料が高騰しているという状況の中で、電力を送れば送るほど赤字になってしまうというような背景の中で今、新規の受付はできないというようなお話を伺っております。

ですから、電力自由化に基づいて新規の受付をしないとかそういうことではなく、背景上、今、中国電力さんは法人として新規の受付をしないというような認識で帰ったところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。

○田中委員

理解を深めるために今の部分なんですけど、結局、入札をして途中で新電力になったので打ち切ったので最終保障価格で契約更新というのは、今までちょっと新聞等でも出てましたけど、期間が満了して入札を行った時に手を挙げなければ、こういう最終保障価格で1.2倍ぐらいの値段になるということであれば、もう本当に手を挙げなければ自動的に1.2倍のお金で中国電力ネットワークさんが落とすような形になっていくんですけど。

その中のお話で中国電力さんが新規で受けると割が合わないからというお話だったんですけど、それは結局中国電力さんも1.2倍の価格だったら受け入れるとか、そういう形の話になるんですか。

○宮崎水道事業管理者

そうですね、9月に再入札をかけたのは、庁舎のほうと浄水場、別々に3年前に入札かけて契約を行っておりました。庁舎のほうは大手の電力会社と契約しておりました。3年前、浄水場のほうが新しい電力会社と契約したわけですね。今回入札をかけたときに両方応札なしということで、その時点で契約相手を失ったわけでございますけれども、庁舎のほうについては、大手電力会社にお話をしましたところ、今までの契約の継続という形で受け入れましょうというような、懐の広い判断をしていただいたところでございますが、新電力会社についてはやはり経営基盤が脆弱なんではないかな、引き続いての継続契約はできないというような結果で、セーフティーネットである中国ネットワークに行かざるを得なかったということです。

最後の質問で1.2倍の契約で中国電力さんとできないのかという御質問でございますけれども、電力の料金を設定するには経産省の認可というものが要るんだろうと思います。ですから電力会社が勝手に1.2倍のもので契約するというのが背景的にできるのかというのはよく分からないんですが、今、中国電力さんもほかの大手電力会社さんも、経産省に新規の料金設定システムを認可を求めて申請をされているというようなものもマスコミ等で載っておりますので、多分システムの勝手に料金設定できないんじゃないかなという認識をしております。

お答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○田中委員

本庁舎もそうなんですけど、当初大手の関西の電力会社が入札を落として、その後にまた中国電力さんが落としてとかいうこともあったかと思うんですけど。基本的に新電力に変えるという意味合いじゃなくて競争相手がいるので入札を行うという形で、この電力の競争入札を光市としてはやり出したと思うんですけど。

その中で入札行う上で、新電力等が手を挙げられないとなったら、意図的に入札に応じなければ、この1.2倍の価格で落とせるというか、受けるところが一手に受けるといような構図ができると思うんですけど、その辺は結局仕組み上、そういうことという理解でいい。

○宮崎水道事業管理者

そうですね、今後のことになるんだろうと思うんですけれども、先ほど言いましたように電力会社のほうが経産省のほうへ新規料金体系の許可を求めての申請されておりますので、今後それが通れば、一般入札という形で入札かければ手を挙げていただけるのかなというような気もするんですけれども、最終的に応札がなかったら、やっぱり中国電力さんのほうに随契なりのお話をさせていただくようになるのかなと思っております。今回の最終保障供給契約よりも、いい条件で料金設定されるのであれば、随契という形で大手電力会社さんに話を持っていかなければいけないのかなというように思っております。

○田中委員

最後にお聞きしたいと思います。中国電力さんのほうにも尋ねてみたということで答弁の中であったと思うんですけれど、関西電力さんのほうにはお尋ねをされたんでしょうか。

○中西業務課長

関西電力には行っておりません。

○田中委員

それはなぜなんですか。

○宮崎水道事業管理者

令和元年度に入札を募集したときに、光市役所の入札状況を見てみますと、当然関電などの大手も応札されておられましたので、そういった期待の中で募集をかけたわけですが、中国電力以外の大手電力会社さんは1社も手を挙げられなかったということもございまして、このたびは中国電力さんにどうにかならないかというようなお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

いろいろニュースのほうでも話題になっている部分もございますので、広い視点で今後取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○森戸委員

9月議会で総務委員会の中でもお願いをしたことなんですが、要は新電力という部分の単価という観点だけで電力会社を決めるというのではなくて、やっぱり安定供給ですよ。今後恐らくまた冬場とか電力の供給が逼迫することもあるかと思えますし、価格自体も変動費だろうと思えますから上がる可能性もある、3月にまた再補正をしなければならぬ可能性もあるので、やはりこの最終の単価ですよ。どこもないとなると一番高い単価になるというケースも今後考えられますので、価格というよりは安定的に

供給できるところという視点も一つ御検討いただけたらと思いますので、お願いします。

○宮崎水道事業管理者

そうですね、3年前も水道局は電力が生命線でございますので、電力自由化に乗って入札をかけていいのかというものは局内で協議をしたんですけれども、そのときにはやはりその流れに乗ってしまったというのがございます。今回契約相手を失ったわけでございますので、ここはしっかりと教訓にして、今委員が言われましたことも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

安定供給という話をしようと思いましたが、過去に台風で電力が止まって苦労した時期があって、今、光には3方向から電力が入っている。その3方向全部を林浄水場に集めようというようなことを当時検討しておったんですが、その3方向というのは現在生きてるんですか、それとも今は浄水場に入りよる電力ちゅうのは一本になっているんですか、その辺りちょっとお話してください。

○中西業務課長

林浄水場に入っております電力ということでございますが、常用線と周防線の2回線で受電をしております。周防線を予備線で運用しております。

以上でございます。

○河村委員

安けりゃええというんじゃなくて、安定供給をどうやって達成するかというのが恐らく当時一番の課題であったと思うんですね。2方向よりは3方向で最終的にはそういうふうになったもんだというように理解をしておったんですが、2方向だということなんで、いろいろできない状況もあったんだと思います。そういった中で一番大切なライフラインなんで、そのことだけはしっかり忘れないでやっていただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑：

○大田委員

先月の11月の30日ですかね。ニュースで福岡の水道水からカビ臭いとの苦情が500件ぐらい水道局にあったらしいという報道がありました。原因は取水する川に他の池から

の藻が大量に流れ込んだじゃないかということでありました。解決策は取水口ないし送水提供管を切り替えての市民の送水をされて、二、三日後には復旧されたとのことでありました。人体にも影響がなく、その水道水を沸騰されて飲まれてもよいということでございました。

光市において水道水からこのような苦情についてあったのでしょうか。また、これからもそのような不安がついてくるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○藤井工務課長

御質問にお答えいたします。

光市の水は、島田川河床下4mにある伏流水を取水しております。河川水で今回のようなことが発生いたしましても伏流水については影響がないものと考えております。

また、浄水施設が水源であります島田川の横にあることから、そういった異常が発生しても即時対応できる体制にあるとも考えております。そういったことからこれまでにカビ臭や藻臭等の苦情はございませんし、これからも不安なく水道を使用していただけたらと考えております。

以上です。

○大田委員

今、島田川の河床4m下の伏流水から使用されるということで、そのようなことはないとの答弁でありました。これからも光市の水道水は安心して飲まれると安心をいたしました。

ところで水道水は循環していると思います。どうしても構造上、行き止まりが出てくる箇所があると思うんですが、行き止まりということはそこに滞留しているというふうに思っておるんですが、水道水というのは管いっぱい送水が行われているのでカビ臭ちゅうのはないと思いますが、そこに滞留することによって水道水が腐ってくるということも考えられるんですが、そのときの対応ちゅうのはどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○藤井工務課長

地形上、滞留するような配管整備というのはどうしても発生します。そういった場所につきましても、水質の劣化を防止するために常時排水を行うなど水の循環を職員で行い水質の維持に努めているところでございます。

以上です。

○大田委員

排水を行う。

○藤井工務課長

滞留水というのは水がどうしてもとどまってしまいますので、水道管の中の水を循環させるためにドレン弁がございます。それを開けることによって水を捨てることを常時

行ったり、場所によっては定期的に行ったりして循環し、水質の維持に努めているところでございます。

以上です。

○大田委員

じゃけ、水を放流されているということですね。そこが循環せん、止まっているところには、そういうことで水の腐りをなくしているというふうに私は理解したんです。随分もったいないというふうに思うんですが、でも安心・安全の水道水を提供していかなきゃいけないことでもありますから仕方ないことだろうと思いますが、これからも生活になくてはならない大切なライフラインで大事な生命線でありますので、市民のためにこれからもよろしくお願ひしたいと思っておりますので頼みます。

○小林委員

私からも数点、御質問させていただきます。

まず1点目としましては、水道料金の支払いを口座振替にすることで自動に引き落とされる、手間がかからないあるいは支払いを忘れることがない、こういうメリットを享受することができます。こうした状況を踏まえて水道料金の支払いを口座振替で対応している件数及び過去3年の件数というところを教えてください。

また、ほかの自治体においては、水道料金の支払い方法としてクレジットやスマホ決済、こういうものも導入されておりますが、現時点において新たな支払いツールを導入する検討はされておりますでしょうか、併せて2件よろしくお願ひいたします。

○中島料金担当課長

口座振替の件数でございますが、令和元年度1万9,979件、令和2年度1万9,929件、令和3年度2万119件でございます。

新たな支払い方法についての検討ということでございますが、現在お客様の御協力によりかなり高い水準で収納率を維持できております。新たな支払い方法に係る導入費用、手数料が現在よりかなり高額になることが予測されることと、今、回収困難な未収金が支払い方法の選択肢を増やすことによって解消できるというようには考えておりません。したがって、現時点におきましては口座振替の推進が収納率の維持向上に最善であると考えております。

以上でございます。

○小林委員

口座振替の件数というところと経年の推移というところでも確認できましたし、今実際の新たなツールとしての決済の方法のこの検討状況というところも考え方も含めて理解ができました。

ただ、スマホ決済とかあるいはクレジットの決済というところも確かに導入の経費の部分はございますが、やはり新たな利便性の向上というところがやはりポイントがつくとかの、いわゆる市民に対してのベネフィットというところもありますので、ぜひ現時

点では検討されていないというところではございますが、時代の流れに合わせた社会の動向を踏まえて、新たな検討というところもぜひお願いしたいというふうに思います。

もう2点ありまして、1つ目が現在光井地区、浅江地区、島田、三井地区を対象としまして、老朽水道管の取替えに取り組まれておりますが、現時点での進捗状況というところと工事を進めての課題、こういうものがあればお示しをください。

それともう一つ、老朽水道管として認定される基準、こういうものの基準ですね、こういうところについてもぜひお示しください。

○藤井工務課長

3点の質問についてお答えいたします。

現在、水道事業ビジョンに掲げた耐震化計画、老朽管計画に基づき市内配水管を計画的に整備しているところでございますが、今年度につきましては工事本数14本、更新延長約2,200mを実施しているところでございます。

進捗状況につきましては、予定どおり全ての工事の発注を終え、工事14本中11本の工事を既に終了しております。残り3本につきましても順調に進んでいるところでございます。

続きまして、工事を進める上での課題という点でございますが、主に3点上げられるものと考えます。

1点目に住民への影響です。工事により振動や騒音、交通規制、断水等が発生いたします。住民との調整、周知、この辺を丁寧に適切に行わなければならないと考えます。

2点目に他の埋設物の確認です。破損による二次災害、布設ルートへの影響等が懸念されますので、事前調査、確認が必要なものと考えます。

3点目に安全確保です。近隣住民、通行人、そして工事の作業者の安全はもとより個人資産、例えば家の塀とか車、植木等の破損、そういったものがないよう丁寧かつ慎重に工事を進めなければならないものと考えます。

その他、数多く工事をする上では問題点はあるかと思っておりますが、主にこの3点が重要なものに上げられるものではなからるかと思っております。

最後に老朽管基準でございますが、管種や継ぎ手構造によってそれぞれ異なります。現在行っている配水管整備事業での管種の設定といたしましては、布設後40年を経過したビニール管V Pと普通铸铁管C I Pを老朽管とし更新をしているところでございます。以上です。

○小林委員

工事の進捗状況というところをよく理解できました。14本の案件の中でもう既に11本が完了しているというところと、残り3件についても予定どおりにぜひ安全にやっていただきたいと思っております。

課題についてもしっかりと捉えられていまして、住民の影響というところと埋設物の確認、そして安全確保というところ、この3つの視点をしっかりと捉えて引き続きの工事に取り組んでいただきたいと思っております。

特に安全確保のところではいきますと、やはり最近こういう事故が、マンホールの中の

事故とかも起こっておりますので、ぜひ工事される方の安全確保というところにも引き続き注視していただきたいと思います。基準についてもよく理解ができました。

最後、もう一点ございます。市内公立小学校において社会学習を行っている小学校4年生の保護者を対象に、おうちでお子様と一緒に水道について考え、水道事業に対する率直な御意見、御要望を収集することを目的とした水道アンケートというものが実施されておりますが、この結果を踏まえて具体的な改善につながったケース、こういうものがあればお示しをください。

○中西業務課長

水道アンケートのお尋ねについてお答えします。

水道アンケートにつきましては、水道局と市民が双方向になる仕組みの手法の一つとしまして今年度より取り組んだものでございまして、委員が仰せのとおり小学校の社会、これの授業で水道について学びます4年生の保護者を対象に意見、要望等を収集したものでございます。

今回が1回目ということでございまして、委員が言われますところのアンケートを反映させた具体的な改善策、こういったものはこれから行うということになりますが、自由意見欄で頂いたお問合わせにつきましては、集計結果と併せまして水道局としての回答をホームページに掲載しているところでございます。

また、本アンケートのもう一つの目的としましては、水道の直接飲用度、水道について知りたいこと、あとは要望、こういったものを毎年集約することによりまして市民ニーズの変化であったり、あとは今後我々が力を入れるべきPR手法、PRの内容、こういったものを把握することもございます。

今回この1回目を行ったところでございますが、水道について知りたいこととしましては水道料金の仕組み、水道水の水質、また災害時の備え、こういった意見が多くございますので、この辺につきましては積極的に情報発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

状況をよく理解できました。私も水道局のホームページを見て最初に目に留まったのはこの水道アンケートで、実際に内容も見させていただいて、やはりこれをやるときに保護者の人と子どもたちが一緒に考えながらやっているのはすごく連想できたので、非常にいいなと思いました。

やはり本年度からということでございますけど、ぜひこれは継続的にアンケートに取り組んでいただきまして、先ほども答弁の中でもございましたが、やはり市民のニーズの変化というところをしっかりと捉まえて今後の施策のほうに生かしていただきたいと思います。

私からは以上です。

○森戸委員

何点か質問させていただきます。

先行委員と少し関連するところがありますけれども、9月議会で県道光玖珂線の交通騒音振動対策について質問をしたんですが、特に島田地区、小学校付近ですね。今、海軍工廠時代の水道管を取り替えておられるんですが、そのときに水道局の担当者の方には大変お世話になったといいますか、市民の声をしっかり聞いて丁寧に対応していただきまして本当にありがとうございます。布設をした後の仕上げといいますか道路の舗装に関しても振動が起きないように徹底的にやっけていただいております、本当にありがとうございました。御礼を申し上げたいと思います。

質問なんですけど、これも12月議会で質問した関連ですが、平成21年に統合した上ヶ原の簡水と伊保木の簡易水道、これについては何か施設として水道局自体が引き継いだものと引き継いだもの以外で何かその付近に残っているもの、供給戸数が少ないのでそんな大きな、大和簡水のような大きな施設はないとは思いますが、その辺の状況が分かればお示しいただけたらと思います。

○中西業務課長

旧簡易水道の施設ということのお尋ねでございますが、旧上ヶ原簡易水道につきましては平成20年度、岩屋伊保木簡易水道、大和簡易水道につきましては平成21年度に上水道に統合したところでございます。

統合の際には水道管や水道メーターなど、引き続き利用するもののみを移管しております。岩屋伊保木につきましては、2つの配水池がございまして、これも引き継いで現在も利用しております。

ただ、引き継いでいない資産の中でという御質問もありましたが、具体的に申し上げますと岩屋伊保木簡易水道度につきましては、その配水池内に引き継いだときの機械設備ございまして、これは稼働しないものも同一敷地内でございます。そういった状況でございます。

○森戸委員

はい、分かりました。その設備自体がどんなものなのか全くよく分かりませんが、また別所管のところで状況をちょっと聞いてみようかなと思います。

それと、塩田地区の上水道が供給をされているわけなんですけれども、その加入状況といいますか、新たに設定した区域での加入状況が分かればお示しをいただけたらと思います。

○藤井工務課長

塩田地区につきましては、令和元年度に工事を終了し供給を開始しております。その時点での加入件数は23件でございました。その後、現在につきましては塩田小学校が1件給水工事を行い加入しておりますので、現在24件の加入がございまして、

以上です。

○森戸委員

もともと目標といいますか、どのくらいの件数を想定してこのぐらいに止まって

いるのか、その辺のところが分かればお願いいたします。

○藤井工務課長

整備した範囲内で給水が可能であろうと考えられる家の件数は当時42件でございます。そのうちの24件という形になります。

以上です。

○森戸委員

残りの件数については、いろんな理由があろうかと思えます。高齢であるとか引き継ぐ者がいないとかあると思うんですが、その辺の状況とそこへの働きかけ等はどのようにやっておられるのかということと。トータルの工事額といいますか塩田地区にかけた金額、その辺もお示しいただけたらと思えます。

○藤井工務課長

対象となります42件につきましては、当時でございますが、全ての家一軒一軒歩きまして、今回の整備の状況、それから水道の役割、必要性、そういったものを全部丁寧に説明して回ってまいりました。その上で実際井戸が枯渇もしくは水質が悪化したということで、給水を希望されたのが当時23件ございました。

当時、説明とお願いをしてまいりましたので、今のところそれ以降、特別な動き、行動というものはございません。

以上です。

○中西業務課長

総事業費は幾らかというお尋ねについてお答えさせていただきたいと思えます。事業費につきましては、平成30年度に変更認可の申請を行いまして、令和元年度に実際に工事を行ったという流れでございまして、トータルで8,393万3,800円が事業費となっております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。残っている件数のところは私も塩田地区を歩いたときにやっぱり、本管から家まで引き込むのに相当な距離がある事例がほとんどだと思いますので、相当な金額が水道を引くまでにかかるであろうと思えますので致し方ないところかなというところは理解をいたしますが、状況も変わる可能性もありますので、引き続き加入に向けて活動をお願いできましたらと思えます。

最後に、これも一つお願いですけど、どの時点かは忘れましたが、水道ビジョンの中で水道局自体が水源涵養林を保有する云々が検討されていたと思うんですが、その結果についてはどうなったのか。これも以前に委員会か何かでお尋ねをすることがありますが、その辺の検討状況が分かればお示しをいただきたいと思えます。

○中西業務課長

水源涵養林の保有といったお尋ねについてお答えさせていただきます。

水道局では、平成30年度に作成しました現在の水道事業ビジョンの前の計画でございます、平成21年度に策定しました光市水道光合成プラン、これの施策の一つとしまして水源涵養林の取得を掲げたところでございますが、その保有というところの前段としまして、平成28年度に島田川流域の森林について水源涵養機能の調査を行ったところでございます。

この結果、島田川流域には水源涵養機能を持つ森林が多く分布しておることが分かりまして、長期的に良好な水源涵養機能が維持できると、こういった状況であるということが分かりました。このような状況でありますので、現時点では水源涵養林の取得といった取組は行いませんが、定期的にこのような調査を行うことも含めまして島田流域の森林につきましては、その状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解をいたしました。保有のどこまではいきませんけれども管理といいますか、そういうことは可能じゃないかなと思います。

ちなみに、冠山総合公園がネーミングライツで冠リコーの森という形でやっていると思います。それ自体は冠山の総合公園のネーミングライツでありますけれども、森の整備をしたりということもやっておられると思いますので、そういった管理、ネーミングライツ的な角度で水道局の森といいますか山といいますか、そういうものをやるというのはこれは意義のあることではないかと思います。特に水の産業でございますので、ぴったり当てはまるのではないかと思いますので、ぜひそういう角度も御検討を頂けたらと思います。

以上です。

○田中委員

すみません、教育委員会所管だとは思ってたんですが、今ちょうど塩田小学校の上水道の加入を言われたので、ちょっと確認だけさせていただけたらと思うんですけど。

小学校を運営している中、よくプールの水道代が高いとか経費がかかってしまうという部分で、そのまま井戸水に残せないものかなとかと個人的に思ってたんですけど。今、水道加入されたということであつたんですけど、プールも含めて全部上水道になったということなんですか。

○藤井工務課長

はい、プールも含めて上水道が整備されております。

以上です。

○河村委員

先ほど塩田の加入状況をお聞きしました。たしかタンクを据えて、そこから流下方式

じゃったと思うんですが、個人負担というのはどういう状況になってるんでしょうか。

○藤井工務課長

塩田につきましては、大和配水池からの自然流下で水を送っております。個人負担につきましては、給水工事が個人の負担部分というように理解してもらえたらいいと思います。

以上です。

○宮崎水道事業管理者

大和配水池から自然流下で行くところは自然流下で行っていますが、一部、増圧施設で送っているのが5件、7件あったと思います。その辺の自己負担については、この事業は政策的な事業でございまして、負担金も含めて市のほうで整理をされましたので、詳細は把握しておりません。

○河村委員

この23件のうちの五、六件だけが自家発というか、下から圧をかけて家庭に給水しているということなんですか。

○藤井工務課長

はい、そのとおりでございます。

○河村委員

じゃ、そのメーターまでが市の負担というか水道局の負担でやられて、メーターから家庭内についてが自己負担という解釈でいいんですか。

○藤井工務課長

給水の新しく引き込む工事につきましては、配水管からの分岐部分から家の蛇口まで全てが個人負担になります。維持管理につきましては、メーター手前までの漏水破損の修理は水道局の負担で行うというような区分けをしております。

以上です。

○河村委員

そうすると、圧がかかっているという五、六件については、導入費あるいは維持費についての割合というのは決まっちゃうんですか。導入のときにはどういう条件で、圧をかける機械の負担等についてはどういうふうになっているのか。

○藤井工務課長

6件に対して増圧ポンプというものを設置しております。維持管理につきましては、そのポンプのメンテナンス、補修、修理など、動力費も含めて水道局負担で行っております。

以上です。

○河村委員

いや、機械物じゃから電気代が要るとか、そういうものも含めて全部水道局のほうで負担していると。今後の維持、要は故障になったときも水道局のほうで面倒を見ると。要はどっから先の延長か分かりませんが、メーターまでの配管等について圧がかかっちゃうから故障する確率は高いよね。そうすると家庭のメーターまでは市のほうで面倒見ますよということになっているのかどうか。

○藤井工務課長

維持管理につきましては家庭のメーターまでが水道局の負担で修理を行うようになっております。

以上です。

○河村委員

分かりました。さっきもそうやって聞いたんで、要は、当初の工事費については、普通の家はどこか発生したところから延長が家庭のメーターまでも個人負担であったわけでしょう。そうじゃなくて圧をかかったほうは、圧がかかっちゃうからメーターまでは市が面倒見たのかということ。

○藤井工務課長

整備をするときには給水管、要はメーターまでではなく水道管の分岐部分から全てを個人の方が負担しております。私が先ほど言いましたのは、その後、現在メーターまでのところで漏水破損等が起こった場合については、水道局のほうで維持管理として修理を行うという御説明をさせていただきました。

以上です。

○河村委員

はい、分かりました。周防の殿山、植松に簡易水道で水道を持ってきましたよね。そのときに小口、小口ちゅうのはメーターまでとこういう意味なんですけど、メーターまで全部水道局のほうで面倒を見ていただいたように記憶しておるんですが、その辺はどんなですか。

○藤井工務課長

植松、殿山の小周防地区の工事内容につきましても、給水管については全て個人負担で布設をしていただいております。

以上です。

○河村委員

じゃ、大きい道路といいますか、市道についての配水はええけれども、そこから先の

枝については、家庭によっては二、三軒ひつついちよる場合もあるし、その辺りはどう
いう権利といたしますか。

○藤井工務課長

給水管には様々ありまして、1本で1軒に引かれる方、今委員おっしゃったように二、
三軒で共同管として布設する場合がございます。その共同管につきましても個人負担で
整備をしてもらっているところがございます。

以上です。

○河村委員

じゃ、殿山、植松のときも小口までというんじゃなくて、管のほうも負担していただ
いていたという解釈でええんですね。

○藤井工務課長

植松、殿山のときの整備につきましては、数件家がある場所では、公道部分に配水管
の整備を行っております。配水管以降は、給水管として各家庭の引込みを個人負担で整
備していただいております。

以上です。

○河村委員

分かりました。

牛島の簡易水道は膜処理をされているんですが、膜の交換頻度といたしますか予備の膜
といたしますか、そういった辺りの取扱いをどのようにされていますか。

○宮崎水道事業管理者

はっきり言えませんが、牛島の簡易水道は水源があまりよくないんですね。で
すから今、委員が言われたように膜処理をしてきれいな水にしてお送りするというこ
とで、当初一日の使用量がかなりありましたので、2系統を交互に使いながら運転をして
おりまして、その場合については膜の交換を頻繁に行っておったわけでございますけ
ども、現在島民の方も減られて一日使用量も平均3トンから4トン、5トンぐらいで
ございますので、膜の交換頻度もかなり間隔をあけての交換になっております。

すみません、具体的な年度、年数を申し上げられませんが、以上でございます。

○河村委員

今の予備の膜とかそういうものはお持ちじゃない。

○宮崎水道事業管理者

そうですね。今言いましたように、あまり交換頻度が高くないので、1系統は使って
いないという状況でございます。安全な水が提供できるような体制にあるということで、
予備は持っておりません。

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第68号 光市大和老人憩いの家等設置条例の一部を改正する条例

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：

○大田委員

今、地域の方が利用されていないというような説明があったと思うんですが、大体大和老人憩いの家の最初の施設設置の目的は何だったんでしょうか。

○加川福祉保健部次長

光市大和老人憩いの家等設置条例の第1条の目的のところでは、「地域高齢者の交流及び活動ができる場を確保し、もって心身の健康増進及び生きがいの促進を図ることを目的とする」とされております。

○大田委員

その周りの地域の高齢者が利用するという目的の下に設置されたと思うんですが、今年数がたっておるからこの譲渡ないし、解体、除去するという事でこの7施設があったんですが、この7施設は地域の方、要するに自治会が利用する頻度と地域の高齢者がする頻度、どのぐらい差がありますか。

○加川福祉保健部次長

全ての施設において、実際にどこの団体がどれだけ使用したかというところの詳細のデータまでは取っておりません。利用者数は確認をしておりますけれども、管理者の方に管理をしていただく中で把握しておるという状況がございますが、管理者の方に多くの負担をかけるわけにもいかないので、ちょっとそこまでの詳細のところは求めておりません。というところを前置きで最初に説明させていただきます。

今の廃止する施設の状況についてでございますけれども、岩田第一老人憩いの家につきましては老人クラブが使用されるほか、2つの自治会が利用されております。

岩田第二老人憩いの家については2つの自治会が利用されております。

岩田老人作業所につきましては1つの自治会が利用されております。

三輪第一老人憩いの家につきましては2つの自治会が利用されております。

塩田石城作業所につきましては3つの自治会が利用されております。

東荷第二老人憩いの家につきましては1つの自治会が利用されております。

東荷老人作業所について、こちら1つの自治会が利用されております。

人数については、先ほど申し上げたとおりです。

○大田委員

使用されている人数、把握されておられましたら教えてください。

○加川福祉保健部次長

人数ということでございます。全体の把握している人数で申し上げます。令和3年度で申し上げます。

岩田第一が89、岩田第二が70、岩田老人作業所が13、塩田石城作業所が25、すみません、三輪第一が31、それから東荷第二が8、東荷老人作業所が10。

以上でございます。

○大田委員

令和3年度はコロナ禍もあったじゃろうと思うんですが、コロナ以前の数も把握されていると思うんですが、教えてもらえませんか。

○加川福祉保健部次長

それでは、コロナ前ということで平成30年でお答えいたします。7施設でお答えいたします。

岩田第一が354、岩田第二が199、岩田老人作業所が56、三輪第一が90、塩田石城作業所が6、東荷第二が30、東荷老人作業所が50でございます。

○大田委員

岩田第一と岩田第二は100人以上、コロナ以前は、特に岩田第一なんかは354人も。これからも、コロナ禍でなかったらそれだけ近くの人が利用されると思うんです。

その中に、2自治会が利用されとるということでございますが、自治会の人はいんまり利用される状況ではないと思うんですが、それだけの354人、199人も利用されている方がこれを長寿命化で対して老朽化しとるから除去または譲渡。自治会の人に聞かれたと思うんですが、目的が大体高齢者の使用の下に設置しておるのに自治会のほうにお聞きになるというのもちよっとどうかと思うんですが、そのところはどのようなふうにお考えでありますか。

○加川福祉保健部次長

設置の目的等は先ほど申し上げたとおりでございますが、近年利用の状況が変わってきているということがございます。高齢者の施設としての利用は徐々に減少してきておって、先ほど公共施設等総合管理計画のところでも説明いたしましたが、地域の集会所としての利用が目立つようになってきているというところがございます。

そういったこともございますことから、市といたしましては公共施設として機能を維持することは困難であるという考えの下、廃止等をするに当たって地域の方が利用されるのであれば譲渡をしたいということで、地域の自治会を中心にお話をさせていただいたというところでございます。

○大田委員

今、岩田第一、岩田第二なんか2自治会が利用されていると。また、その人が主に利

用されているような答弁じゃったと思うんですが、その354人、199人利用されている、その中の自治会というのはどれだけですか。把握はしきれていないとか言われておりましたが。把握されていないのに、そこの自治会が多く使用されているようなお答えじゃったんですが。

○加川福祉保健部次長

数字については、先ほども申し上げたように、詳細について把握はしておりません。

岩田第一、岩田第二もそうですけれども、この11施設全体として地域での利用が行われているというところがありますことから、岩田第一、岩田第二ということだけではなくて全体としてもう公共施設として機能を維持することは困難であるというような方針をお示ししたところでございます。

○大田委員

要するに、全体として老朽化しとるから、譲渡ないし除去。譲渡された場合にはどこが管理するかということで自治会のほうにお聞きされたんだらうと思うんですが、本来の目的から離れていますよね。高齢者のために施設を建てた。それが、なぜかしら長寿命化によって自治会のほうに引き渡すというのはちょっと目的外になってくるんじゃないかと思うんですが、そののところをお答えください。

○加川福祉保健部次長

設立当初と使用の目的が変わってきておりますことから、この施設の高齢者施設という位置づけを廃止しようとするのがまず第1点でございます。

廃止をするに当たっては、地域の方が利用されるのであればそちらの地域のほうで引き続き、御利用されてもよいですよということで御提案をさせていただいているところでございます。

○大田委員

だから、先ほどお聞きしたじゃないですか。どこが使っているのかと。自治会が使っていないと。それで、今言われる答弁は自治会の人が多く使っていると言われて。そして、それは把握されていないという答弁じゃったのに、どうして自治会の人が高齢者よりも多く使っているというのが把握できるんですか。

○加川福祉保健部次長

利用者が多い、少ないから廃止というところよりも、やはりこの施設の利用の現状が地域の集会所という形になっているということが第一でございます。

その中で、老人クラブ等高齢者の施設として利用されている施設も若干はございますが、多くが自治会集会所として利用されているということでございますので、公共施設の在り方として、例えばこの老人憩いの家がない地域におかれましてはこういった活動につきましてもコミュニティセンターや自治会館等を使用されているということもございますので、その辺りとのバランスというのもございます。

以上です。

○大田委員

いや、だから自治会の集会所と今主に使用されているという。そのところを把握をされているんですかとお聞きしているんですよ。

○加川福祉保健部次長

詳細については把握しておりませんが、自治会以外でいいますと、やはり老人クラブであるとかサロンであるとかそういったところが使用団体でありますし、確かに岩田第一であれば老人クラブのほうが多く使っているという傾向は把握しております。

また、三輪第二、こちらはまだ廃止に至っておりませんが、サロンが多く使われているというような状況はございます。

○大田委員

そうでしょう。サロンいうても高齢者の方が一生懸命お手伝いしているサロンとかが。老人たちが集会でいろいろ使用されているというのが主なんでしょう。自治会というのは、極端な言い方すると春の総会のとときとか何かのとときで1遍か2遍ぐらいしか使用されていない。主に使っているのは高齢者の方たちが使っている。

でも、廃止の方向としては地域の集会所の役割を担っとなるから廃止をしようと。高齢者の方たちはどうでもいいよというような答弁になると思うんですが、そのところはもう少し納得のいくような説明してください。

○加川福祉保健部次長

先ほども申しましたけれども、老人クラブであるとか各種のサロンであるとか、こういったものにつきましては老人憩いの家が設置されていない地域、多くの地域で設置されていないんですけれども、こういった地域では地域の集会所的な公共施設がないため、コミュニティセンターであるとか自治会館であるとかそういったところを活用しながら活動をされております。

確かに、そういった利用をされている施設の中には、まだ残っている施設の中には実際に高齢者の方が利用されている施設もありますけれども、そちらにつきましてもやはり老人クラブ、サロン、市全体で考えますとそういったところでの活動をされておりますので、これはまた話合いになるんですけれども、こういった活動事例等も紹介をしながら話を、これ今現在進めているところでございます。

市としては、繰返しになりますけれども、全体的に地域の集会所的な活動になっているところがございますことから、公共施設の在り方としてこの大和老人憩いの家については全体を公共施設として維持することが困難であるという結論をしたところでございます。

○大田委員

それは、市の方針としては長寿命化でから古くなったから維持管理が大変だから譲渡

してしまえ、または譲渡なかったら除去してしまえということになるんだろうけど、実際に今使っている、コロナ禍になって89人とか70人とか減ったんですが、それ以前は350人とか199人が実際に使用しているんですよ。

その中で、だから地域の集会所と言われておられますが、そのこのところを把握されているんですかとお聞きしたら把握はしていないと。ただ、地域の集会所的に使用されているからもう地域の人がいらないと言うたから、自治会の人がもう使用しないと言われたからのけますよと。それじゃあ、使用目的と廃止目的が全然違うようになっちゃうんじゃないんですかとお聞きしとるんですよ。

○加川福祉保健部次長

このたび、廃止として7施設を上げさせていただいております。その中で、委員も先ほどから言われております岩田第一につきましては、実際老人クラブも活動をされております。この老人クラブにつきましては、昨年11月に市のほうで全体説明会をさせていただいたその後の12月早々にもう利用しないというような回答を頂いております。

その後につきましては、他の施設を使って活動するというような旨の回答も頂いておりますし、この老人クラブにつきましては公共施設の在り方を含めて市の考え方を御理解の上、このような対応を頂けたものと我々は理解をしております。

○大田委員

昨年11月じゃったですかね。説明したら老人クラブの人が活用しないというような言い方をされたんですが、その説明は私もおりましたが、もう解体、除去するから、もし除去しないで老人クラブないし自治会には譲ることもできるが、そのときには補修やら解体作業は自分ところでやってくださいと言われてたら、もうその自治会ないし老人クラブなんかはそれだけの余裕がないから、そういうふうにはできないから、当然市の方針が解体するんじゃったらもう使用できないから使用しないという答弁に当然なると思うんですよ。ものは言い方一つなんですよ。

もう市の方針としては長寿命化のために、この年数もたっているからもういらぬという方針を持って市民の方に説明されるんだから、当然市民の方としてはそれだけの維持管理費もかかるから、もう老人クラブとしては金がない、自治会としてももうそんな古いのはいらぬということになるわけですよ。

でも、実際に使用されているんじゃから最後まで使うてくださいと、もうどうしても解体しなくちゃいけないぐらい駄目ですよというまで使用してくださいというふうにする市の方が持つていけばよろしくお願ひしますというふうになると思うんですが、説明の仕方がもう初めから除去・譲渡、そういうふうな話し方するからどうしても市民の方というのはそういうふうには、私のところにもう市は手放すから、譲渡になるからこれだけの古くなったら維持も解体費用も出ないからもう戻しましょうかということになるわけですよ。

実際に、これだけ使用されていたんですよ。それを、コミュニティセンターとかほかの集会所に行けばいいじゃないかと。老人の方にそれだけの足があればそれはいいですよ。足がない人は、近くの今せつかくできるところに今までサロンなんかでも皆さん

と仲良くやってきたのに、だんだん疎遠になるわけですよ。

そういうところをお考えになったことがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○加川福祉保健部次長

高齢者の活動の場、通いの場というのは当然必要であるというのは考えておりますし、例えばサロンとかであれば御自宅でもできるような制度になっておりますので、その辺りはこういった活用ができます。当然、我々としてはもうこの施設は公共施設としては維持は困難ですということを最初に説明はさせてもらっていますし、その後どうするかということにつきましては高齢者の方の足の問題もあると思いますし、その辺りは一緒に考えていきたいと思いますということで話合いの場を持って、その場で例えば譲渡を受けるという話を頂ければその手続を進めてまいりますし、そうではないというのであればその後どのように活動しますかというのは御相談に応じますよと、協議の場を設けましょうということで話をさせていただいております。

実際に、説明の場を設けた団体もありますし、もう地域の中で話し合って使用しないという決断を早々に決められたところもあります。話合いを行った場合につきましては、もうやっぱり利用しないということが多かったです。それは、委員言われたように、建物の老朽の具合とかというのもあったかもしれませんが、やはり自治会集会所的な役割で使われているということを考えますと、他の地域では自治会館等はそれぞれ地域が管理を頂いておりますので、そのようなやり方も参考にしながら対応していただきたいという思いでそのような説明をさせていただいております。

○大田委員

高齢者の方が非常に困っておるわけですよ。せつかくそういうふうな公共の場で皆さんと融和が取れるちゅうところがあるんですよ。SDGsで、市長が誰も取り残さない方針という声明を声高に言っておられます。こういうふうには354人、199人も使用されているところにおいて、誰も取り残さないという方針と全く真逆と思うんですが、そのところはどのように思われますか。

○加川福祉保健部次長

まず、誰一人取り残さないというSDGsの理念というのは当然あります。ですから我々としてはこの施設は公共施設としてはもう管理はできませんけれども、その後どのような活動をされるかというのは一緒に御相談しながら、地域の方が困らないように対策を講じながらやりましょうということでお話をさせていただきました。

以上です。

○大田委員

そういうふうに、何を言っても市の方針は変わらないよと。その言い訳ばかりしか私には聞こえません。それを、今後とも、もっとよく活動する場を設けるとかするんじゃないかなら、まだ分からないではないが、遠いところに老人クラブの人たちに行けよと、

それができんじやったらお前家で籠もっておれよというように私は取れるんです。SDGs、誰も取り残さないという方針を示されておるあれと全く真逆と私は思っているんです。

どうせ何言っても、そのような言い方しかされないんですが、地域の集会所的な活動されているところもあります。人数があまり通っておられないところはあれですが、354人も199人も使用されているところを廃止というのは、ぜひとも、もう一考してほしいと私は思うんですが、いかがですか。

○加川福祉保健部次長

この7つの施設につきましては、そういったお話もさせていただきましたし、様々な形で協議もさせていただきましたが、もう地域としてこのような決断をされたところでございますので、この施設については、我々の考え方も一定の理解はしていただいたものというように考えておまして、この7つの施設については御提案のとおり廃止をしたいと考えております。

○大田委員

そういうふうに私が何を言っても全然、そういうふうに決めたからって、そのとおりやるんでしょうが、でも、SDGs、誰も取り残さない、全く真逆と私は思っておりますから、そこのところはもう一考お願いします。

○河村委員

サロンに御利用されているというお話がありました。私のところも自治会館を造って、それまでなかなかそのサロンができなかったんですけど、身近に建屋があるということでサロンをつくってもらって、今、毎週20人くらいの人に御利用いただいているんです。

こういう施設をなくす、要は公共施設をなくそうという考え方には賛成をするんですが、ではサロンについて、どういうふうな振興の仕方を考えておられるのか。

健康で長生きをしていただきたいというような目的の下で、サロンをたくさんつくって御利用いただくということはすごくいいことなんですよね。そこに対して、今度やめたということで建屋がもしもなくなったら、そういうものを御利用する形ができませんから、例えば私のところでも、コミュニティセンターに行ったらどうかといたら2kmもありますから、高齢の方が歩いていくということにはならないので、もう利用しないということになるんです。そういったその代替についてはどういうふうにお考えなのか。

それから、その譲渡という話があったんですが、どういう条件でお話をされたのか。

譲渡をしようとか言いながら、今費用をかけて解体すると。譲渡の中にはきちんと自治会館として御利用いただけるような整備をして譲渡しましょうかとかというようなお話もされたのか。

その譲渡の方法がどういうものだったかちゅうのがちょっと見えないので、そのあたりのところをお話してください。

○加川福祉保健部次長

サロンにつきましては、身近なところでというところもございますし、実際に、サロンで今活用いただいている団体が所属する施設については、まだそのあたりの話合いはまとまっておりませんが、やはり委員も言われたように、コミュニティセンターであるとか他の公共施設をはじめ、身近なところの施設を御利用いただけるよう、そのあたりも含めて我々も一緒に模索していきましようというところで話をさせていただくこととしております。

それから、施設の譲渡の条件でございますが、かなり建物の老朽化も進んでおりますし、この施設を仮に解体した場合に、どの程度の費用がかかるかというあたりの解体費用相当の範囲で修繕は行いますということでの条件といたしますか、お話をさせていただいたところでございます。

○河村委員

模索をされたというお話をするんですが、公共施設を減らしていかなければいけないというのはよく理解ができます。普通、新しい自治会館を建てても、毎年その修繕費を積んでいかないと、例えば10年、20年たったときに修繕したりするのに、一遍に大きなお金が出ていくので、そのあたりが賄い切れんからそういう対応を取っているの、要は行政と人の優しさというのは、一遍にそういったお金が出ていかない条件、今、解体条件の範囲内で修繕は可能だと。だけど、平成にできたものと昭和50年頃できたものとは、全くその修繕費の中身が随分違うんだらうと思うんです。

そのあたりについて、例えばそこから半径500mぐらいまでの範囲内に、違ういろんな建物があるんだということであれば、それはそれでそういったところの御利用できるわけですが、そうでない場合、もう1km以上歩かにな、その次の施設がないというようなところについては、サロンをやってほしい、要は健康で長生きをしてほしいという、その使い方の推奨をすることをやめるといふうに捉えられるので、それはちょっと具合が悪いと思うんです。

ですから、その条件というのはそれぞれ皆違うわけで、歩いて行ける範囲に限られていますから、そのあたりのところをしっかりと、代替という話はそういう意味合いで、ほかに代わるものがあるのかどうか。あるから、じゃどうぞこちらを御利用くださいということであれば、それでいいと思うんです。そのあたりのところは、その提案の中にしっかりと入っているのかどうか。

○加川福祉保健部次長

初めに説明会等でお話をさせていただいた際には、その代替案のところまでの具体的なことは、まだお示しはしておりませんし、この実際に今活動されているサロン等につきましては、まだ具体的な話に至っておりませんので、ちょっと話に当たっては、そのあたりのことも含めて、当然お話はさせていただきたいというふうに考えております。

○河村委員

いや、今回はその廃止をするというところで、市としては廃止をしますと。その廃止した建物については、今後はサロンで使おうといったって誰が修理するのかという問題

も、全部セットだろうと、じゃない。

そのあたりのところも含めて、要は福祉を推進していこうという立場と、いや公共施設はこれ以上増やしちやいけんから減らしていこうという、その立場ちゅうのが真逆の話なので、要は全ての言葉の整理も含めて全部やってから、なおかつその受皿がないと。

受皿がないというのは、その解体費用100万円かかりますと、ここまでなら修繕もやりますがと、だけど、はなから500万円もかかるようなものに100万円出しますからって言ったら、今度は400万円負担せんにやいけんちゅう話になるじゃないですか。一括で負担するのは通常の自治会でももう困難。そこにお金が必要よって言われたら、もう抵抗できない。

それはやっぱり、どうもちょっと違うと思うので、廃止をして、いきなり解体しますと、こういう話じゃなくて、もう一度その条件面を含めて、受皿としたら自治会になるかと思うんですが、特にその周辺にそういった施設がないようなところについては、新しい自治会館を造ったって今3分の2までその補助が出ますので、そういったお金の話も中に入れながらその提案をして、うまく御利用いただければそれが一番いいと思いますので、そのあたりのところはよろしく願いをいたします。

○笹井委員

施設についてお尋ねいたします。

まず、今ここに7施設上がっておりまして、うち6施設がもう廃止をして解体と。最後の束荷老人作業所は経済部に所管替えをするというような説明があったと思いますけど、これはもう経済部において使うという計画でよろしいのでしょうか。

○加川福祉保健部次長

はい。経済部において利用したいという意向を聞いております。

○笹井委員

老人憩いの家で、ここに上がってない施設が、数えると4つあると思います。その4つの施設については、もう地元の自治会館として使うという譲渡の話が進んでおるのか、それとも、まだいろいろ協議中でまだ決まってないのか、それぞれどのような状況にありますでしょうか。

○加川福祉保健部次長

残りの4施設でございますが、施設自体は120ページの新旧対照表の新しいところにある4つの施設になります。4つの施設、いずれも現在、地元とお話を進めている状況でございます。特に今何か決まっているとか、決まりそうだとするところはございません。

○笹井委員

分かりました。

あと確認ですけど、この地元譲渡の話は、もしくは用途廃止の話はいつ始まって、その協議に何か月、何年間かけたということになりますか。

○加川福祉保健部次長

平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定しておりますので、その際にはもう、このような地域の集会所的というようなことで既に計画で定めております。

そういった中で、実際に動き出したのが令和3年4月に地元のコミュニティセンターの館長にお話をさせていただいて、その後、連合自治会長のお話をさせていただいて、11月に説明会の開催という、具体的に動き出したのは令和3年4月頃からでございます。

○笹井委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②議案第57号 令和4年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：奥田福祉総務課地域福祉担当課長 ～別紙

質 疑：

○田中委員

2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、補正予算書の19ページで、総合福祉センター管理運営事業の施設整備工事として、チャイベビのほっとサロンのウッドデッキの改修のお金ということで御説明をいただきました。

まず、これを最初に設置したときが何年前ぐらいだったのかという部分と、もし分かれば工事費を教えていただけたらと思います。

○和久子ども家庭課子ども相談担当課長

ウッドデッキの設置をした年ということですが、これは、あいぱーく光の建設工事と同時にウッドデッキを設置しておりますので、平成13年ということになります。

○田中委員

建設工事の中で設置されたということで、全部一体なのでということで、工事費については、そういう理解をさせていただきます。

私も実際現場を見に行かせていただいて、今ある既存のものの改修で650万円っていう結構いいお値段だなと思ったので、ここに至るに当たって、政策として、どういう選択肢があったのか。

例えば撤去をしてお金をかけずにやるのか、それとも今回提案していただいている改修、それとも、ほかにも例えば何か違うものを設置して、お金をかけずにより良いものにとか、こういった選択肢がある中からこれを選んだのかということをお教えいただけたらと思います。

○和久子ども家庭課子ども相談担当課長

このウッドデッキの修理に関しましては、これまでも何度か部分的に傷んだ箇所の修繕を行ったり、危険箇所のみ立入禁止にするなどの対応をしてまいりましたが、ウッドデッキを支える根太の腐食の進行に伴い、危険箇所が広範囲にわたったため、今回ウッドデッキ全体を改修せざるを得ない状況となりました。

ウッドデッキ以外の選択肢についても検討いたしましたが、ウッドデッキの下の部分には排水枘がありまして、土で埋めることが困難なため、例えば、芝を張るといったことはできない状況でしたので、現状のままウッドデッキとして改修をすることといたしました。

ウッドデッキにするに当たり、木の素材についても検討いたしましたが、今まで天然木を使用していましたが、今回は耐久性のある擬木を使用して改修をする予定としております。

以上です。

○田中委員

分かりました。そうしたら、スペース的にウッドデッキの下にそのまま使うのでは危険な場所もあるので、ウッドデッキで隠しながら子どもたちが安全に使えるような対応としてこの選択肢に至ったという理解でよろしいですか。

○和久子ども相談担当課長

そのとおりでございます。

○田中委員

承知しました。あともう一点、先ほどと同じ19ページの憩いの家管理運営事業ということで、手数料で64万円上がっているんですが、これの予算の内訳を少し教えていただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

予算の内訳でございますが、先ほど説明にもございましたけれども、解体予定の6施設についてアスベストの調査を実施するもので、調査の箇所といたしましては、屋根の内側の部分と壁の内側の部分を各施設1体ごとの2つの検体を採取してやる。その採取に係る人件費の部分と、あとはその調査に関する費用の部分、その合計でございます。

○田中委員

先ほど説明の中でも大気汚染防止法に基づきという部分でございましたので、今後、

公共施設等の解体については全部アスベストの事前調査が必要になってくるんだということで、私も勉強して理解はしたんですけど、その中で、調査をやって、その後に事前調査結果を都道府県等に報告することも義務づけられているということで、今回の工事においては、この事前調査の結果を報告するものに当たるのかどうかを教えてくださいましたらと思います。

○加川福祉保健部次長

県の報告義務が一定の条件ということでございますけれども、床面積が80m²以上の建物については報告義務があるということになります。今回、6つの施設の解体を予定しておりますが、そのうち東荷第二老人憩いの家については面積が77.76m²でございますので、県への報告義務はございません。その他の施設については80m²を超えておりますので、全て報告義務があるということでございます。

○田中委員

理解しました。ありがとうございました。

○河村委員

今の続きですいません。ウッドデッキの施設整備の見積りはどういうところから取ったんですか。

○和久子ども相談担当課長

公共施設の工事になりますので、建築住宅課に依頼をしております。

○河村委員

じゃあ、見積りそのものはどっかの業者がやったというのではなくて、住宅建築課がやったということ。

○和久子ども相談担当課長

建築住宅課が設計をしております。

○河村委員

実施に当たっては極力市内業者といたしますか、特に簡易な工事のように見受けられますので、その辺りの対応をお願いしたいと思います。

それから、憩いの家のアスベストの話があったんですが、解体費用のあらまし、金額分かりますか。

○加川福祉保健部次長

建設部のほうに確認をしておりますけれども、おおむね1件当たり200万円程度ではないかということで聞いております。

○河村委員

1件当たり200万円というたら、さっきの話で言うても結構な補助金になるけど、そういう金額を提示しても折り合いはつかんかったわけね。もう少し話をすれば何か片がつきそうな気もせんでもないんで、1件当たり200万円もかかるなら、その辺りの対応策というのはよく考えていただいたらと思います。

それと、31ページ、公立幼稚園の副食費等物価高騰、保護者へあげる金額というふうに受け取れたんですが、中身をちょっと教えてください。

○温品子ども家庭課長

公立幼稚園への副食費の補助についてでございますが、これは先ほど説明いたしましたように、県が直接、私立幼稚園に補助を行っている制度設計と同じようにしております。物価高騰により給食費を上げることをまず要件にされています。それで、補助上限額が月額1,500円の中で、実際には令和3年度と令和4年度の差額を支払うということになります。光市におきましては令和3年度と令和4年度、やよい幼稚園につきましては仕出し弁当を支給しておりますので、金額が既に決まっております。令和3年度と令和4年度で30円上昇しておりますので、その分を保護者のほうに差額分をお返しするというので補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ちょっとごめんなさいね。仕出し弁当をって、普通幼稚園って給食ないよね。その代わりに園のほうで仕出し弁当を取って子どもたちに出しているわけ。

○温品子ども家庭課長

やよい幼稚園につきましては週に2回、仕出し弁当を支給しております。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ、週2回、仕出し弁当を出しよる。例えば差額が1件30円ということは、週2回で60円、4週で240円というようなお金を父兄に対して現金給付をするという話。

○温品子ども家庭課長

現金というか、口座のほう、まず、要項を今からつくってまいります。基本的には保護者にお金をお返しするということになります。

以上でございます。

○河村委員

それは、現金をお支払いせんにゃあいけん制度になっちゃうのか、それとも、その分のお金を新たな副食として子どもたちに何か手当ですることでもええのか、その辺りはどうです。

○温品子ども家庭課長

県の制度でも現金をお返しする形の制度設計となっております。
以上でございます。

○河村委員

分かりました、現金を返さんにはいけない制度ということで、金額がそんなに大きくないんで、できれば現物支給のような対策が取れたほうが望ましいとは思いますが、そういった制度が来たときにぜひいろんな確認をしていただけたらと思います。
以上です。

○大田委員

19ページの光熱費、それから21ページですか、あれの光熱費、31ページの光熱費がそれぞれ上がっているんで、電気代が上がったというふうにお聞きしたんですが、それは、以前は多分入札でやっておられたと思うんですが、それで単価が上がったから上がったということだと思うんですが、どこの、新電電とか中国ネットワークとかいろいろあるんですが、そのようなところを教えてください。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

あいぱーく光の電力供給の契約でございますけれども、こちらは令和3年1月に一般競争入札を行いまして、中国電力株式会社と電力供給に係る契約を行っており、令和3年4月から電力供給を受けております。このため、基本的に契約単価、基本料金、電気量料金についての影響はございません。
以上でございます。

○大田委員

この光熱費が600万円と111万円と4万7,000円の上がったのは、理由教えてください。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

今回、光熱水費、電気料金が上がった理由としまして、昨今のエネルギー価格の上昇、先ほど申し上げましたように、上昇により主に燃料費調整額の増額に伴いまして電気料金の増加が見込まれたため、補正予算要求をさせていただいたところでございます。
以上です。

○大田委員

それで、令和3年に中国電力と入札された。それまでは違う会社のところでした。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

それまでは、新電力の会社と契約をしておりました。
以上でございます。

○大田委員

それで、令和3年度には中国電力として600万円、物価高騰の折にという。3年いうたら去年ですいね。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

さようでございます。

○大田委員

それでそれだけ上がるの。単価契約でやられていたの。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

契約に当たりましては、契約単価の基本料金が1kW当たり517円、電力量料金が夏の間で13.13円、それ以外が11.96円でございます。
以上でございます。

○大田委員

それでやって600万円上がったと。大体年間どのぐらいやったんですかね。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

予算額といたしましては、年間で1,267万2,000円で要求をさせていただいております。

○大田委員

よう分からんね。物価高騰の折というて、それは何となく釈然とせんのじゃが、それだけ上がった、向こうから請求来たから上げたんじゃないけど、何となく釈然とせんのやけど。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

燃料費調整額につきましては、使用電力量に燃料費調整単価を乗じて算定するわけでございますけれども、エネルギー価格の上昇に伴いまして、本年5月以降、この燃料費調整単価が毎月高騰しているところでございます。このため、今後も増加することが予測されますことから、このたびの不足が見込まれたというところでございます。
以上でございます。

○笹井委員

1項目だけです。補正予算書の23ページですが、休日診療所運営事業が今回21万8,000円の増額になっています。説明で事務員と看護師を増やすというのは分かりましたが、これはコロナとかインフルの患者数が増えて、業務が増えたから増やすのか、そ

れとも、いろいろ制度改正とかによって今までやらんでもよかったこととか何かいろいろやらなくなったことが業務の種類が増えて増やすのか、どういったことが原因で増やすのでしょうか。

○田中健康政策担当次長

今回の看護師と事務職員各1名の増員というところでございますが、新型コロナウイルス感染症については第8波に入っており、休日診療所においても12月に入りまして徐々に受診者が増えている状況でございます。

今回増やしたというところは、今後、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が見込まれるということで、体制を強化するという形のものでございます。

以上です。

○笹井委員

分かりました。

○河村委員

ちょっとさっきの追加しとくね。31ページの今の振込をするという話のところ、振込手数料は想定しちよるんよね、当然。

○温品子ども家庭課長

幼稚園の副食費の支払いの方法ですが、給食費につきましては園会計で行っておりますので、一旦、やよい幼稚園で補助金として補正して、園のほうから保護者のほうに直接支払いをさせていただこうかと。だから、現金の支給になるかという……

○河村委員

あんたさっき振込って言うたから。分かった。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第59号 令和4年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず1点目が、保護者の疾病や勤務などで子どもの養育が一時的に困難なときに児童養護施設で短期間、子どもを養育・保護する子育て短期支援事業を進められていますが、ショートステイ、トワイライトステイの実績並びにこれらの実績の課題というところをお示しをください。

○温品子ども家庭課長

ショートステイとトワイライトステイについてお答えいたします。

まず、ショートステイ、出産や育児疲れ、出張などで家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合にお預けする、これがショートステイでございます。最大7日間のショートステイとなっております。この活用状況でございますが、令和元年度が6人分、3人2日間、令和2年度、令和3年度は活用実績がございませんでした。本年度につきましては1名が3日間、活用実績がございました。

続きまして、トワイライトステイでございますが、こちらのほうは、保護者の勤務の状況により、夜間、子どもの養育が困難となった場合に預かる事業でございます。おおむね6か月の間で毎日大体22時ぐらいまで預かる制度でございます。このトワイライトステイの活用状況でございますが、令和元年、令和2年、令和3年度とも活用実績はございません。

課題でございます。現在、こういった児童養護施設の入所者が多く、入所者に対応するための職員体制、この辺もシフトを組んで対応しております。突発的なショートステイ、トワイライトステイがなかなか施設側が受けることができないといったところがございます。

こうしたことから、先ほど申し上げた今年度のショートステイの1人3日間という実績につきましても、里親と契約を締結いたしましてショートステイ事業を活用したところでございます。

以上でございます。

○小林委員

ショートステイ、トワイライトステイ、そして、その課題というところも理解はできました。非常にトワイライトのところについても、現状の職員の体制によるとなかなか突発的な対応ができないというところもあると思いますが、ただ、こういうニーズというところは一定数あると考えておりますので、そういう体制の構築というところは引き続き検討のほうをよろしくお願いいたします。

もう一点ございます。民間の教育総合研究所が新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化を調査した。その結果、母親の約7割が子どもをうまく育てているか

不安になるという回答がございました。それと、新型コロナの影響による悩みや気がかりとしては、子どもが友達と会えないが53.9%、子どもが先生や地域の人などとのつながりが持てない、これが30.1%、あと、保護者自身が園・学校や地域とのつながりが持てない、これが19.7%という報告がございます。本市においても、コロナ禍において子育てに不安を抱えている親御さんが増加しているということが推察をされますが、健康増進課における育児の相談状況のほうをお聞かせください。

また、幼児期の発達面の支援をする事業として、すすく教室、のびのび相談というものがございますが、これらの実績とコロナ禍における課題、こういうものを教えてください。

○田中健康政策担当次長

コロナ禍における育児相談についてという御質問でございます。健康増進課が受ける相談で多いのは、感染予防やワクチン接種のこと、受診に関する相談となっておりますが、そのほかにも、コロナ禍により妊娠から出産期の交流の減少が影響していると思われる産後の育児不安や子どもとの外出の機会が減ることによる発達への影響に関する相談なども増えている状況でございます。

また、お尋ねの2点目のすすく教室は、1歳6か月児健康診査で、発達面で要観察となった子ども及びその保護者を対象に毎月実施する集団の発達支援教室、のびのび相談は、幼児健診や5歳児相談などで要観察となり、支援が必要と思われた子ども等を対象に毎月行う公認心理師による個別の心理発達相談で、両事業とも幼児の言葉や情緒面等において、発達の気になる子どもやその保護者に対し、適切な支援を行うことにより子どもの育ちを支援するとともに、幼児期の発達障害の早期発見・早期対応を図ることを目的としているものでございます。

これらの事業の実施におけるコロナ禍の課題としましては、子どもは様々な環境との相互作用により発達していくと言われており、コロナ禍における生活経験や交流の機会の減少、マスクの着用で表情を通したコミュニケーションという相互のやり取りの減少、保護者の子育て不安などが発達に影響を及ぼす状況が指摘されているところです。

一方、発達障害という状況は、生まれつき見られる脳の働き方の違いにより、行動面や情緒面に特徴がある状態です。そのため、子どもの育ちの状況や子どもが持つ特性、コロナ禍の影響を含む子育て環境などを総合的にアセスメントして、それぞれの状況に合わせた適切な支援を行っていくことが課題となっております。

各事業の実績については、すすく教室は令和4年度はコロナ禍での中止はありませんが、時間を短縮して人数を制限して実施することから、年間の開催回数を12回から24回に増やしました。1回の参加者は10組程度です。のびのび相談は年12回実施し、1回の相談予約人数枠は4件ですが、毎回予約が埋まっている状況となっております。

以上です。

○小林委員

ありがとうございます。非常にコロナ禍において子育てに対して不安を抱えている親御さんが多いというところで、私のところにもすごく相談が来ることがあります。ただ、

その上でも少し安心したのは、市がちゃんと課題として捉まえていて、それに対してしっかりとした政策が打てているところ、ここはすごくいいなと思いました。引き続きの対応をお願いしたいというところがございます。

あと、すすすく教室とのびのび相談というところも、個々の状況に応じた形での支援というところで、少し実績ベースだけで見ると非常にニーズが大きいというところもありますので、ぜひ、その機会を少し拡充する方法もぜひ今後検討いただけたらと思います。

私からは以上でございます。

○田中委員

何点かお聞きしますが、先ほど議案のほうで大和老人憩いの家等のお話がありましたけど、東部憩いの家と西部の憩いの家というものもございまして、特に東部憩いの家については先ほどお話もありました光市の公共施設等の管理計画にも示されております。特徴でありましたお風呂のほうが廃止になって、バスで輸送してということで取り組んでいらっしゃいましたけど、バスの利用状況について、また、この施設の利用状況についてお聞かせを頂けたらと思います。

○加川福祉保健部次長

まず、東部憩いの家の利用状況から説明させていただきます。

現在、利用団体、これは囲碁、カラオケ、ダンスなど、23団体でございます。この団体を中心に、令和3年度の実績で申しますと、4,428人の方が利用されております。

次に、送迎バスの状況でございますが、今、年間80日程度運行しておりまして、令和3年度の実績で申しますと、東部憩いの家からゆーぱーくへの利用は162人でございます。

以上です。

○田中委員

今、利用人数とバスのほうも聞かせていただいたんですけど、囲碁、カラオケとダンス、これ、ここじゃないといけないのかどうかという部分と、バスの利用者162人ということだったんですが、多分延べ人数だと思うんですけど、利用者は80日、年間運行している中で特定の人が何回も使われているのか、その辺の特徴が分かれば教えていただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

先ほど事例として紹介したのは、囲碁、カラオケ、ダンスでございますが、利用の状況からして、必ずしもここでないといけないとは言い切れないと考えております。

それから、バスの利用についてでございますが、162人というのは延べ人数でございますが、先般、利用調査を実施したところ、人数は今持っていないんですけども、特定の方の利用ということでございました。

以上です。

○田中委員

利用者がいるということであれば、利用者の声を聞きながらにはなるんですけど、公共施設等の管理計画のほうにも一定の方向性があるって、室積コミュニティセンターも整備されて、そしてまた施設の老朽化も進んでおりますので、その辺は前に進むように取り組んでいただけたらと思っておりますので、お願いしたいと思います。

次に、光市の障害者の就労施設等からの物品等の調達方針についてお聞きしたいと思うんですが、以前、一般質問等でも取り上げたことがあるんですけど、ホームページにも公開されているので見させていただいたら、令和2年度の調達実績額は64件で493万5,029円、令和3年度の調達実績額では50件で516万7,211円となっております。一応、目標は前年度の調達実績等と同等の額ということで示されていたんですけど、令和3年度については少し増えている、取り上げたほうとしては少しうれしく思う部分もございましたので、まずもってこれについてはどのような状況か、また、取組についてお聞かせいただけたらと思っております。

○松村福祉保健部長

福祉総務課長がおりませんので、私のほうからお答えさせていただきます。

申し訳ありません、詳細については持っておりませんが、今年度もこれまで同様程度の取扱いということで報告を受けております。

以上でございます。

○田中委員

取組状況についても同程度ということで理解していいんですか。

○松村福祉保健部長

取組というのは、それぞれ、主には役所の中での利用ということが中心になってまいりますけれども、各課への案内であったり、そういった辺りは従来どおりの取組をしているというところでございます。

以上でございます。

○田中委員

今、各課にお知らせをしているということだったんですけど、役所内も担当者もいろいろ変わったりという部分があるんですけど、その辺で事業所のほうのお知らせも含めて、毎年度、新年度に入るときに毎回やられているのかどうかをお聞かせいただけたらと思っております。

○松村福祉保健部長

毎年度、どこの事業所がどういったサービスを提供できるというような一覧表をつくって、そちらのほうを御案内しているというような状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。福祉保健部としてきちんと各課にお知らせをしているということで理解しました。ありがとうございます。

次がヤングケアラーについてお聞かせいただけたらと思うんですけど、7月に山口県こども・子育て応援局こども家庭課のほうで、県内の小学5年生から高校3年生までを対象に実態調査を実施しております。それで、10月に結果を公表していますので、その結果はホームページにも公開されていますので、私も拝見はしているんですが、その結果を受けてどのように受け止めて分析されているのかをまずはお聞かせいただけたらと思います。

○和久子ども相談担当課長

県の調査結果につきまして、この中で「家族の世話をしているため、やりたいけどできないことがある」と回答した子どもが回答者全体の2.3%でありました。この回答者についてはヤングケアラーの可能性があるので、支援を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○田中委員

それは、公表しているのは県内全体での公表となっているんですけど、担当課で光市の特徴等がもし分かるものがあれば、何か教えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○和久子ども相談担当課長

県が実施された調査の結果につきまして、参考として、光市の調査結果についても報告を受けておりますが、具体的な数値については公表をされておられません。こちらが把握しております。光市の特徴といたしましては、県の調査結果とほぼ同じ傾向にあると認識しております。

以上です。

○田中委員

私も全て詳細に分析しているわけでもないんですけど、調査結果とか一般的に言われているところから、学校との連携も重要だという中で、学校ではいわゆる遅刻等が増えたりとかあるので、その辺を理解しながら対応することが大事とか言われていますし、福祉のほうでは、直接家族のほうに介護の必要のある方がいらっしゃったらヤングケアラーになる可能性も高いということで、今後にも関わってくるんですけど、当事者、子どもの声を聞きながら対応していくという連携の部分も含めて言われているんですけど、今回のアンケート結果も含めてにはなると思うんですけど、今後、どのように取り組まれていくのかを教えていただけたらと思います。

○和久子ども相談担当課長

本市におきましては、要保護児童対策地域協議会を活用いたしまして、ヤングケアラーに対する理解、知識の習得を図っていくとともに、ヤングケアラーにいち早く気づくことができる仕組みづくりや相談しやすい体制づくり、相談支援を担う関係機関の連携体制の整備など、教育委員会、福祉保健部関係部署などの関係機関とも連携・協力をして取り組んでまいります。

以上です。

○田中委員

分かりました。取組をよろしく願いできたらと思います。

続いて、医療的ケア児の状況についてお聞きできたらと思うんですけど、医療的ケア児の支援法ができて、自治体や保育所や学校などで医療児ケアを受け入れる支援体制の拡充が求められることになっているんですけど、現在、光市において、保育園・幼稚園にはなるかと思うんですけど、医療的ケア児を受け入れている状況というのはあるのかどうか。そしてまた、受け入れてほしいという声があって断っている状況等がもしあれば教えていただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

医療的ケア児につきましては、ただいま公立・私立とも受入れは行っておりません。委員からお尋ねのありました希望・相談があった場合がございますが、現在、市内の幼稚園は受入れが困難でございますことから、障害福祉所管のほうから児童発達支援事業の御活用を御案内させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

その御案内の中できちんと支援ができるところで生活をされているという理解でよろしいですか。

○温品子ども家庭課長

そのとおりです。

○田中委員

分かりました。安心しました。引き続きよろしく願いいたします。

次に、こども基本法が令和4年6月15日に成立して、令和5年4月1日から公布となっておりますが、子どもの権利を大切にしようという法律なんですけど、どう変わっていくのか。また、10条の2においては、「市町村こども計画を定めるよう努めるものとする」等も表記がございますが、今後、どのように変わっていくのかをお聞かせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

こども基本法についてのお尋ねでございます。来年4月から施行ということになっておりますが、この法律の中で自治体の責務等がうたわれております。それには、国や他の地方公共団体と連携し、子どもの状況に応じた施策の策定や実施することとされているほか、あと、市町村子ども計画の策定の努力義務、それから、子ども等の意見の反映などがうたわれているところでございます。

ただ、具体的には、来年秋に国のほうで策定されるこども大綱の中でそういった施策に関する基本的な方針など、そういった必要事項が示されることとなっておりますので、現状ではそういった国の動向に注意してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。国の大綱によって取組が示されていくということであります。ただ、その中で、子どもの声を聞きながらという部分がございますので、その部分は先行して取り組める部分かもしれませんし、しっかり子どもの声を聞いて反映できるように取り組んでいただけたらと思いますので、その部分はよろしく願いいたします。

次が、社協のほうメインにはなってくるのかもしれませんが、緊急小口資金等の特例貸付けについてお聞きできたと思うんですけど、これは申請受付が令和4年9月末日で終了しております。それと新型コロナウイルスの感染症生活困窮者自立支援金について、これが令和4年の12月末までで申請期限となっておりますが、現在の状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○松村福祉保健部長

こちら福祉総務課の所管になりますけど、私のほうからお答えさせていただきます。

今、委員が言われたように、もともとは県社協の事業になりますので、詳細については把握しておりませんが、先日、社協を通じて県のほうに確認したところでございますけれども、緊急小口等総合支援資金が総額で9,351万円、302件の借入れが行われております。それと、生活福祉資金のほう生活困窮者自立支援金につきまして、令和3年度に1件6万円、令和4年度はございません。住宅確保給付金につきましては、令和2年度からコロナの制限が緩和されておりますので、ここからの数字を申し上げますと、2件で37万2,600円、3年度が7件で100万5,500円、4年度が12月現在になりますけれども5件で23万9,300円の貸付けというような状況となっております。

以上でございます。

○田中委員

生活保護の部分にも関わってくるんですけど、生活保護の相談を受けたときもこの制度を御案内しないといけないという部分で、実際この貸付けを受けて生活をつないでいった方もいらっしゃるかと思います。基本的には貸付けなので、言ってみれば借金であります。それで、貸付けの申請受付が終わって、今から返済期間に入ってくると思うんですけど、改めて返済期間とか対応について教えていただけたらと思います。借りるときにも「返さなくていいんだ」ぐらいの考えで借りている方も実は多いのではないかと

とっていて、実際は借金ということで背負っておりますので、その方たちへの今後の対応についてお聞かせいただけたらと思います。

○松村福祉保健部長

おっしゃるように借金でございますので、今後、返済をしていただくということになります。緊急小口資金につきましては、償還期間が据置期間終了後24か月ということになりますので、2年間の間でお返しいただくということになります。

それから、総合支援資金につきましては、こちらは10年の返済期間でございますので、10年間でお返しいただくということになります。

それと、今後の対応ということでございますけれども、基本的には県社協の貸付けということになりますので、県社協のほうからもろもろ御案内を頂くということになりますし、これで生活に困られ、返済ができないということになりましたら、市のほうの窓口、もしくは社会福祉協議会の生活困窮者の窓口のほうに御相談を頂いて対応するという事になるかと考えております。

以上でございます。

○田中委員

実際生活が厳しいまま、この借金を背負って不安なまま生活していくというのは、御本人にとってはすごい負担になっていくのではないかと心配しております。

福祉のほうでは自立支援という部分もございますので、その中で寄り添ってその不安を取り除きながら、また生活保護という部分もございますので、その辺はしっかり寄り添って対応していただけたらと思いますので、お願いしておきたいと思っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

次の質問に行きます。

带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてお尋ねしたいと思っておりますが、先般、モニターさんとの意見交換会の中でもこの助成を行ってはいかがという声もございましたので、光市として、この接種費用の助成に対する考えをお聞きしたいと思っております。

○田中健康政策担当次長

带状疱疹ワクチンについての御質問でございますが、带状疱疹ワクチンについては50歳以上の方が接種対象となり、現在2種類のワクチンが承認されているところです。これらの2種類のワクチンについては、予防接種法に規定される定期接種ではなく、現在は希望者が各自で受ける任意接種という形になっております。この任意接種の助成を市が行う場合は、定期接種化の方向性とか医師会の意向、また費用対効果、県内の助成状況等から慎重な検討が必要となりますが、現在はまだ研究や検討に至っていない状況でございます。

国においては、带状疱疹ワクチンの定期接種化が検討されている状況ですので、今後、

国の動向を注視していきたいと考えているところでございます。
以上です。

○田中委員

状況について分かりました。ありがとうございました。

○河村委員

先ほど、憩の家の話がありました。それで、東部についてあらまし分かったんですが、古いお風呂の部分は何になっちゃる、物置かなんかになっちゃるわけ。

○加川福祉保健部次長

現状そのままでありまして、一部は物置として利用されているような状況でございます。

○河村委員

西部憩の家では、利用状況の全く答えがなかったんですけど。

○加川福祉保健部次長

西部憩の家につきましては、利用団体が体操とか舞踊、歌など9団体あります。このほか個人での利用も多くありまして、令和3年度の実績で申しますと9,799人が利用されているという状況でございます。

○河村委員

バスは。

○加川福祉保健部次長

バスにつきましては374人、令和3年実績で利用されております。

○河村委員

あと、大和の老人憩の家というのはもうなくなったんですか。

○加川福祉保健部次長

バスの話であると思えますけれども、大和のルートは、令和4年度当初から廃止となっております。

○河村委員

憩の家そのものも廃止。もうない。

○松村福祉保健部長

今、先ほど条例でお願いいたしました憩の家につきましては、既存でございますけれ

ども、今公営住宅が建っている場所にあった以前のものについては、既に撤去をされております。

以上でございます。

○河村委員

ということは、東部と西部の老人憩の家があるという解釈でええですね。

指定管理じゃったですかね、両方とも、直営じゃったですかね。あともう何年ぐらい残っておられるのか。

○加川福祉保健部次長

お尋ねの指定管理ですけれども、5年間でやっておりまして、令和6年3月31日まで、あと1年でございます。

○河村委員

西部も東部も同じということですね。

恐らく、いろんな公共施設の統廃合をしていく中で、建物が古いと利用するほうからするとすごい便利がええんですいね。あまり壊れたものも別に支障がないというようなことも含めて、すごい古い建物って使いやすいんですけど、コミュニティセンターが各地に皆ありますので、利用状況からすると、屋上屋を重ねるような使い方に皆なってしまう。使い勝手がええほうへ人は流れたりするケースがありますので、そのあたりの整合性といいますか、統廃合を含めた考え方をきちんと整理をしていただきたいなど。東部はもう古いんで、いずれ遠くないうちにはなくなると思いますが、西部のほうは結構新しい建物でもあって無料よね、利用料は。だから無料で古い建物は使いやすいんですけど、そのあたりのところも含めて、整理をきちんとしておいてほしいと思います。要望にしておきますので、お願いいたします。

それから高就労の、前回、源泉徴収かなんかの問題がありましたよね。これから高就労をどういうふうに持っていかれようとしよるのか。今まで6か所か7か所あった待機所も今半分、3か所ぐらいに収められましたよね。結果として地域からすると困ったところも実はあることはあるんですけども、今までそういった清掃とか管理業務をやっていただいているんで、早く告知をして、代替えを含めて地域で考えんにゃいけないところは地域で考えていかなきゃいけないんで、ちょっとお考えをお示してください。

○加川福祉保健部次長

高齢者就労事業につきましては、昨年度まで9か所でやっておったものを、従事者の数も減っておるということで、今年度から5か所に減少して引き続きやっております。

今後につきましては、現時点で特段申し上げる決定事項等はありません。まず今回5か所に減らしたというところで、そこの状況を見ておるところでございます、今後また状況を見ながら考えていくというようなことでございます。

○河村委員

今何人おられるんです。その方向性というのは、昔その失対事業から切り替える中で、当時は年金もない方もおられたわけですよ。今もうそういう方ってほとんどいらっしやらない。働けば当然その分が税金かかってくる、あるいは扶養がはずれたりする、そういうふうなことからの中からのどうも今回起こったような事案じゃったような気がするんで、その点を加味してどういうふうに今後持っていかれようとしよるのか。

当初考えた高齢者の就労事業そのものは、もう目的を達したんではないかと思われるんですけど、その点についてもちょっとお話しください。

○加川福祉保健部次長

まず、人数でございますが、令和4年4月時点で39人となっております。1年前に比べて10人程度の減少となっております。

当初と比べて、確かに当初の目的での一定程度は達成しているとは考えておりますが、今後については、今検討をまだしておりませんが、今後これについては、当然検討していくべき課題であるとは思っております。現時点では特にお示しができるものはございません。

○河村委員

もう12月ですから、例えば、じゃあ来年度4月以降にという話じゃ遅くなってしまいうんでね。もう少し早めの検討をしていただいて、同じような事務処理の中で、役所が今回のような源泉徴収で引っかかるとか、恥ずかしい話よね、新聞沙汰になることが。事務処理はどうしよるんじやろうかという不安を与えかねない問題ですので、そのあたりのところを含めて、しっかり整備をしておいていただけたらと思います。

それから、健康診断の受診率について、この間政府のほうの60%を目標にするというような話があったと思うんですが、いろんな健康診断があろうかと思えますけど、その中で60%とびっくりして、うちもたしか1桁とか2桁って、もう十何%のような話じゃったと思うんですが、こういうものを60%にできるような方策みたいなものがあるんですか。

○田中健康政策担当次長

特定健康診査のことかと思えます。特定健康診査のほうは所管が違いますので、こちらの所管となるがん検診についてお答えさせていただければと思います。

がん検診について、国は、がん対策基本計画において受診率を50%にすることを目標とされています。こちらの受診率の目標値の指標については、国は3年に一度実施する国民生活基礎調査のデータを指標にすることとしており、がん検診ごとに市町や職域で受けるがん検診の区別なく、受けた、受けないの設問に答えるアンケート方式によるもの、なおかつ69歳までの方のデータを指標に用いています。このがん検診の受診率の直近のデータ、国民生活基礎調査のデータでございますが、令和元年度のデータとなりますけれど、胃がん検診の受診率は49.9%、肺がん検診は49.4%、大腸がん検診は44.2%、子宮がん検診は43.7%、乳がん検診は47.4%となっており、いずれも国が目標値としている50%には達していないものの、目標には近い数字となっております。

なお、国民生活基礎調査の市町別のデータは公表されておられませんので、光市の受診率は把握できておりません。

以上です。

○河村委員

はい、分かりました。

それから、地域包括支援センターというのが、統廃合して今2つになったんですかね。3か所ですかね。そのあたりについてのちょっとすみません、状況、今の現在の状況をちょっと教えてもらっていいですか。

○安池地域包括支援担当課長

委託センターが、東部圏域で社会福祉協議会に1か所、西部圏域ではひかり苑に1か所置いております。そして、あいぱーく光にもともと直営で実施していたところを基幹型センターとして置いて、3か所で市民の健康・福祉増進の支援を行っております。

人員配置ですが、委託センターのほうに専門職が4名、西部センターのほうに専門職が5名、これは計画のプランナーも含めておりますが、そういったことで9名委託センターのほうに配置しています。基幹型センターのほうは7名、センター長を入れて7名の配置で、直営1か所で行っていた場合は、会計年度職員を入れて12名の体制であったものから、増員して支援のほうに当たることができております。

複数設置により、身近な地域での相談場所が増えて、市民にとっての利便性が向上されておりますし、委託センターと基幹型センターの役割分担を図ることで、基幹型センターは地域包括ケアシステムの進化、推進に力を入れた取組が可能になってきております。

以上です。

○河村委員

社協とあいぱーくって同じところにおりますよね。地域を分けるといいますか、ほかのときには西部地域、東部地域、北部地域とかというような分け方をしたりするんですが、そういう分け方にはならなかったんですか。

○安池地域包括支援担当課長

一応、日常生活圏域での大和地区、光井地区、室積地区を東部圏域と。そして、それ以外を西部圏域として2か所を委託するというふうに考えて対応しました。

すみません。先ほど河村委員のほうにお答えした中で、委託センターの人員配置の件ですが、先ほどはプランナーを含めて、東部4名、西部5名と言いましたが、プランナーを含めては、東部が5名、西部が6名となります。訂正させていただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

1件、ひかり苑だけが民間事業者ということになっているんですが、そのことについて

での弊害みたいなものはありませんか。

○安池地域包括支援担当課長

ひかり苑も民間、社会福祉協議会も一応民間という形になると思うんですけど、一応相談対応は迅速に行っておりますし、その法人の中で運営も円滑に行っていたいておりますので、今のところ問題はありません。

以上です。

○河村委員

特別養護老人ホームは、昔は待機者というのがおりましたが、今はそういうケースはないんですか。

○加川福祉保健部次長

特別養護老人ホームの待機者につきましては、各施設から市のほうにまた報告等もあります。今数字は持っておりませんが、待機者はおるといふふうに聞いています。

○河村委員

昔は申込みをしたら、福祉事務所のほうで審査をして割り振りをしよったわけですが、今は各施設で順番を決めて、出ていかれたら次が入ってくるというような形じゃったと思うんですけど、円滑に入所は進んでいるのか。

○加川福祉保健部次長

入所については、各施設のほうで優先順位をつけてやられておりますので、そういう形で円滑には進んでいるものと思っております。

○河村委員

今、新しい施設もできてきたんで、そのあたりのところがどうなのかなど。通常の介護事業者でいくと、特養ができるとどうしてもその特養優先で、あとのグループホームとかそれ以外の施設というのは、もう昭和23年、24年生まれの人たちが、どんどんどんどん亡くなるというか、減っていく状況の中で、これからの見込みが立てにくい状況ちゃうのは、目の前に来ちよるんですいね。そのあたりの、どうもその分かりやすい整理の仕方というのがこれから求められているような気がします。事業者がやはり安心というか、そういうようなものも少しは考えていかなきゃいけないのではないかなという気が最近しておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、まほろばについて、この間公募ということで話をされました。まだ施設で働いている方にいろんな話が出ていったことを聞きません。今どういうふうな状況にあるのか。特に組合がない施設が、そういった中でどういうふうな周知方法、あるいは今後民営化の中で、御本人自身の雇用の考え方ですよ。結構な方がいらっしゃるので、配置換えなのか退職なのか、いろんな意味合いで、ここはすごい丁寧な説明をしていかないと、明日は我が身ぐらいの気持ちで対応をされんと、ちょっと具合が悪いような気

がするんですが、そのあたりのところはどういうふうに考えちよってですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

現在お勤めの方の説明ということなんですけれども、ずっとまほろばの民営化、以前から経営状況があまりよくないということで検討が進められているというようなことで、折に触れて、まほろばのほうで説明をしている状況です、今こういう感じで進んでいますという説明は、たしか去年3回ぐらい行っていると思います。職員全員を集めて、議会等で話し合われた内容等を職員に御報告をするというようなことを3回ぐらいは行いました。

それから、今年に入ってからは、4月に方針が示されて民営化準備室ができた4月の始め頃だったと思うんですけれども、これもまほろばのほうで、職員のほうにこういう状況を説明をして、今後どういうふうな身の振り方といいますか、どうされるかというようなお話もさせていただいていると聞いております。

その中のお話の中で、それを検討するにも相手先が決まらなると労働条件等が示されないの、今聞かれても具体的には判断できないというような声をお聴きしております。今公募を開始しまして、うまくいけばですけれども、3月末に何とか仮契約まで行けたらいいなと思っております、もし相手先があつて、仮契約まで行けたら、その段階で一応相手先に労働条件等を聞くことができますので、そういった状況を現在お勤めの方にお伝えして、御検討いただくということを考えております。

以上です。

○河村委員

3回、全員に説明したとこういうふうに言われたんですが、なかなか全員を一度に集めるちゅうなあ難しいわいね。何か受付簿というか、個別のそういったものはお作りなんでしょうか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

受付簿といいますか、一応お話をして、管理職のほうで、これは定期面接に合わせて面接をしたというふうに聞いておりました、その際にいろいろお話を聞いて、全員の方にお話を聞いて、こういう状況でしたというような整理をしたと聞いております。全員の方にお話を、どういう考えかというのはまほろばのほうで一通りは聞いています。

○河村委員

要するに、こっちの思いは当然伝えんにゃいけないのですが、相手がどう思っているかという話は、まだそこまで行ってない。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

相手がどう思っているかというところまでは行ってないです。こういう考えがあります、全体としては、相手先が分からん状態で判断できませんというような話は聞いております。

○河村委員

分かりました。丁寧な説明というのは、できれば受付簿のような形で、皆さん方にこういった内容についての説明をして、理解をしていただいたというようなものがあっていいなと思いますし、聞かれたほうの御意見もその中に個別に記入するようなものの中からやっていただいたらいいと思いますし、恐らくよそのこういった市役所等のいろんな民営化をするときの基準みたいなものもあるんだろうと思いますが、もしこの間、本会議場での説明もありましたけど、やっぱり十分な対応をしてあげることというのは大変大事なことだろうと思うんですよ。そうでなかったら、今後のいろんな問題が起きたときに、上手に整理がつきにくくなる。これから先の見通しなんちゃあ誰にも分からんわけですから、下手すりゃそりゃ病院だって要らんようになるかも分かりませんので、そういったときにもきちっと任しときゃあ大丈夫じゃというふうにとられるように、ぜひ適切な対応をしていただくようお願いをしておきます。

以上です。

○委員長

ここで執行部の訂正があります。

○加川福祉保健部次長

先ほど、高齢者就労事業の御答弁をした際に、令和4年4月の人数39人ということで申し上げましたけれども、39人は定員でございます。実人数は36人でございますので、そのように訂正をさせていただきたいと思います。

○河村委員

定員が39人というのは、令和4年度の4月に定員というのを定めているんです。

○加川福祉保健部次長

定員は以前から定まっております、制度が始まった頃には七十数名の定員であったものが、徐々に減ってきておって、令和4年は39人にしたというところでございます。

○河村委員

それはいつしたの。いつから。

○加川福祉保健部次長

39人になったのは4月からでございます。

○河村委員

ああ4月から。分かりました。

○森戸委員

9点ほど、ちょっと質問させていただきます。

大和地域の民間診療所誘致の活動状況といいますか、現在どんな状況ですか。

○田中健康政策担当次長

大和民間診療所誘致の現在の活動状況ということでございますが、御承知のように、平成27年に民間診療所誘致条例を設定して以降、27年から29年までいろんな周知的な啓発等を行ってまいりましたが、30年度以降は、それまでの誘致事業の結果を踏まえ、これ以上の活動という部分は、費用対効果の面から得策ではないということで縁故、特に医師と個人的なつながり等に主眼を置いた活動にシフトさせることとし、民間診療所開設予定者の視察のための旅費や職員の誘致活動旅費などの予算を計上するとともに、ホームページや比較的反応のあった同郷会などの地縁を活用した活動というところで、地道な啓発活動を継続しているという状況でございます。

○森戸委員

それでいいんですけどね。今年度かなんか、予算かなんか出ていたと思うので、そういった活動の中で今年度はどんな状況なんですかねという、当たった結果どうなんだとか、そういうところの辺をお願いします。

○田中健康政策担当次長

今年度もホームページ啓発、また同郷会ということでの啓発を行っておりますが、問合せ等はない状況でございます。

○森戸委員

了解しました。了解をするんですが、そもそもその原因は何なのかというところはよく検討されていると思うんですが、診療科目なのか、いろいろあろうかと思えますけれども、その枠を広げたらどうなのかとか、今まで議論があったと思うんですが、ほぼ今のよう回答の状況であれば、この条例があることがどうなのかというふうにも思えるんですが、それはそれで出てきたときに補助金等が使われれば、それはそれでええですねみたいな感覚なのか、その辺のところはどうなんですか。

○田中健康政策担当次長

科目を増やすということにつきましては、条例制定時の目的というのが、大和総合病院で休診となった診療科に対して、地域医療を補完する観点から条例を制定するというものがございましたので、科目の拡大というのは、今検討はしておりません。また……。

○森戸委員

ちょっと、ちょっとええ。別に科目の拡大を求めているわけじゃなくて、そういう議論もあったよねという話をしたと思うんですよ。だから、そもそも取組自体がその程度なら、この条例自体がどうなんですかねという問いかけをしているんです。要は、誘致、何らかの御縁で誘致が実現したときに補助金があれば、それはそれで喜ばれるのでよか

ったね、ぐらいなのか。その辺のところの感覚はどうなんですかということを知っているんですけど、分かりますか。

○田中健康政策担当次長

条例自体の検討という部分についても、制定時と同じという中で、特にそのまま検討はしていない状況でございます。

○森戸委員

少しちょっとあまりかみ合わないかなと思うんですが、そうだったら、そもそもこの条例自体が要りゃあせんのかなじゃないかと私は思うんですけどね。そのぐらいの感覚ならと申し上げておこうかなと思います。

それと、みたらい保育園についてお尋ねをいたしますが、再編をするということでもありますけど、この1園を人員も振り替えたり廃園をするということ、その効果というんですか、それはどういうものがございますか。例えば、金額的にこれぐらいの効果があるんだ。もしくは人員の振り替えによって、ほかの施設が充実をすることで保育の質が上がるとか、その辺はどのように捉えていらっしゃいますか。

○温品子ども家庭課長

みたらい保育園閉園についての効果についてでございます。

まず、人員の振り替えというところの観点で申し上げますと、現在みたらい保育園には、園長、主任、職員、正職員が5人と会計年度職員で対応しております。本会議でも申し上げたんですけど、今未就学児童数は減少しておりますが、そういった職員配置が厳しいゼロ歳児、もしくは1歳児、2歳児、こういったところのフォローというか、保育の提供の確保に今苦慮しておりますことから、こういった職員が閉園によって違う公立園に配置されるというところで、そういう3歳未満児のフォローというのは手厚くできるものと考えております。

それから、金額的なものについてでございます。

令和6年度末をもって閉園ということになりますので、現在みたらい保育園にいるゼロ歳児、1歳児、2歳児が転園の必要性が出てまいります。なので、このゼロ歳児から2歳児が民間園に転園したと仮定して、あくまでも仮定の範囲で金額を算定いたしますと、まず歳出でいうと、当然みたらい保育園の管理運営費、これが取りあえず浮いてまいりますので、これが2,400万円ぐらい。これに当然民間園に子どもが移動しますので、それに新たに係る経費が1,300万円程度と考えますと、差引きで、出の部分で1,100万円程度の縮減になるのではなかろうかと。歳入につきましても、公立園は地方交付税の対象になっておりますので、所管のほうから幾らというのはちょっと申し上げられないんですけども、給付費等については、おおむね国2分の1、県4分の1の歳入が発生いたしますので、その部分は1,000万円程度の歳入があるというふうに考えております。

ただ、いずれにいたしましても、先ほど人員振り替えの観点で申し上げましたけど、今みたらい保育園の保護者とか会計年度職員につきましても、今後につきましても少なからず不安を抱いているところがございますから、しっかりその辺のフォロー等を今やる

べきこととして、丁寧な説明には努めてまいりたいと思っております。
以上でございます。

○森戸委員

保護者の反応といたしますか、また地域の反応といたしますか、幼稚園等を廃園するに当たっては、いろんな議論が、立ち木等にしても議論が相当あったわけなんですけど、そういう部分に関してはどういったものがあるんですか。地域の声といたしますか。

○温品子ども家庭課長

みたらい保育園閉園についての地域の声でございますが、まず保育園につきましては、保護者を全員集めまして、きちんと説明いたしました。ただその部分につきましては、基本的におおむね理解をいただきましたが、先ほど説明いたしましたように、ちょっと個人個人で転園とかが必要になる御家族は、多少不安を抱いていると感じている部分がございますので、そういった部分については、今後しっかりフォローしてまいりたいと思っております。

それから、地域につきましては、みたらい保育園近隣の自治会、それから連合自治会、それからコミュニティ協議会のほうにも説明に参りまして、寂くなるねという御意見はもちろん頂きましたけれども、子どもの数も減少しているし、そこはそうなのかなということで、一定の理解をいただいているところでございます。

それから、みたらい保育園はもちろん室積地区ということで、室積小学校にも御説明に参りましたけれども、室積小学校も寂しいねといった感想はありましたけれども、理解をしていただいているものでございまして、今現在、特に何か大きな反対とか、そういったことは現状では今ございません。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。

それともう一点、この地域はアルゼンチンアリの生息範囲なわけなんですけれども、その点のところはいかがですか。保育園自体の状況といたしますか。

○温品子ども家庭課長

みたらい保育園のアルゼンチンアリの状況でございますが、園舎内、それから園庭、園周辺におきましてアルゼンチンアリが発生が見られるところでございます。これに対する対応でございますが、業者に委託して駆除作業、年12回行っておりますし、そのほか、職員の工夫によりまして、園内の木の剪定や除草、それからビニールシートやブロックなど、そういったところに直接地面に置かないようにするなどの発生防止に向けた対策は行っているところでございます。乳幼児が生活する場ですので、その辺はしっかり注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

特に子どもに対してどうのこうのというのは、特にはないんですよね、今のところ。

○温品子ども家庭課長

現状ございません。

○森戸委員

じゃ、よろしく願いいたします。

最後にちょっと1点だけ。

光市自体は、市川市長が就任をされてから、自殺対策に力を入れて取り組んできていたと思いますが、コロナ禍での状況といいますか、全国的には増加をしていると聞いておりますけれども、光市での状況というのはどういう状況なんでしょうか。

○田中健康政策担当次長

光市での状況というところでございますが、厚生労働省の統計でございますが、令和元年から令和3年の光市の自殺者数は、3年連続年間9人となっております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。どう表現していいの分かりませんが、数としては横ばいのような状況でありますけれども、了解をいたしました。ちょっと扱いが難しいので、そうならないように対策計画に基づいて活動していただけたらと思います。

以上です。

○大田委員

そしたら、前回もお聞きしたんですが、大和にある福祉保健部の所有物である大和保健センターの電気料の負担額、高額だったんですが、これから予算つけるにおいてどのような考えでおられるか、お聞きしたいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

前回の委員会で委員から御提言を頂いた後に、適切な実費負担について研究、検討をするとともに、院内保育を実施しております大和総合病院との間で協議もしておりますが、現段階で結果は出ていない状況で、今段階ではお示しできる内容はございません。

以上です。

○大田委員

今、大和病院と一緒に検討しちよると、今そういうような答弁じゃったと思うんですが、前回の議会が終わってから今回の議会までに、何回か打合せなんかされたことがあるんですか。

○田中健康政策担当次長

大和病院と協議を何回かしております。

○大田委員

じゃけん、何回かされたこと、何回ぐらいされたんですか。

○田中健康政策担当次長

2回だったと記憶しておりますが、はい。

○大田委員

その中で、どういうふうな話し合い、打合せをされたんでしょうか。

○田中健康政策担当次長

大和保健センターの電気料金に関する適正な実費負担について協議をしております。

まだ、今のところ結論が出ておりませんので、協議をしているという状況でございます。

以上です。

○大田委員

ちょっとかみ合わないんですが、福祉保健部としての主張は、大和病院に対してどういう主張をされたんでしょうかとお聞きしちよるんです。

○田中健康政策担当次長

福祉保健部といたしましては、大和保健センターのほうは、前回の委員会でもお答えしましたように、コロナ禍におけるいろいろなワクチン接種の資材等の置き場となっているとともに、大和病院の院内保育ということで使用しておりますので、適切な実費負担はどのような割合がよいかという協議をしているということでございます。

○大田委員

うん、ほったらそのコロナで、コロナ禍で資材を置いちよるからということで、なかなか福祉保健部としては強く出られないような答弁じゃったと思うんですが、大体がほとんど空き倉庫で、大和総合病院が保育園なんか併設して使っておられるから、当然大和病院のほう負担額が当然多いものと私は思っておりますので、ぜひそのような対応を今後とも大和病院と進めていってほしいと思っております。

続いて、まほろばについてお聞きするんですが、土地の売却価格が4,410万円、消費税非課税というふうなうたってあるんですが、消費税非課税で、どういう意味で消費税非課税になったのか、教えてください。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

土地については非課税、消費税法で非課税とされており非課税でございます。

○大田委員

土地売らの、非課税じゃったですかね。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

はい、非課税です。

○大田委員

それと、土地価格においてですが、今4,410万円じゃったら、平米当たり8,134円なんですよ。それじゃが、ここに公示価格にしては、平米当たり1万5,361円、約半数の4,410万円となっちよるんですが、そこもちょっと説明をお願いしたいんですが。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

土地の価格につきましては、土地も建物も含めてなんですけれども、不動産鑑定を行いまして、財産価格審議会を経て、不動産鑑定額と売却価格を同額にしております。

土地の公示価格と実際の売却額との差ということだろうと思うんですけれども、鑑定に際して用いているのは、近隣の取引事例を参考に平米当たりの単価を算出しております。これに形状や面積規模などによる個別的要因の格差、土地の形状がひし形であるとか、広過ぎるとか、そういうところでの個別的要因を勘案して、その格差率を乗じたまほろばの土地単価を算出しまして、それに土地の面積を乗じて価格を算出しています。

このちょっと建物を一緒に説明させてもらいますけれども、建物については、建て替えた場合の再調達原価から耐用年数等による減価額を差し引いた額を算出しまして、これら合計の額から、土地建物を一体的に処分することにより、使用用途が限られる。実質的には、土地と建物これを使用するには、介護老人保健施設に限定されるというところで、そういった市場性の減価額を差し引いた、そういう形で算出しております。ですので、市場価格に比べて、すみません。失礼しました。公示価格に比べて価格が低いというのは、主にはこの市場性減価額を差し引いたというところが原因だと考えております。

以上です。

○大田委員

市場性減価額言われたですかね。それを差し引いて半額程度になった。これ、まほろば建てるときに、以前大和は1億円で購入されたようにお聞きしちよるんです。それが、現在まほろばが建ちよるから、使用も限られちよるからちゅうんで半額ぐらいになったと、そういうような説明じゃったと思うんですが、それにしても公示価格より、それがえらい半額近いちゅうのをどうしても理解ちよつとできにくいんですが、もう一遍説明をお願いします。してもらえますか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

この市場性減価額が、割引率とっていいのかわかりませんが、この率が高いとか

低いとかということはあるとは思いますが、鑑定につきましては、私たちが鑑定したわけではなく、国家資格を有した知見のある鑑定士に鑑定していただきまして、そういった価格を算定しておりますので、こちらとしましては、それが適正な価格と考えております。

○大田委員

その公示価格が1万5,361円というのは、目の前の山銀やらの土地がそねえなっているんですよ。よいよ目の前なんですよ。それで、まほろばの建物が建ちよるから、市場性減価額が今も安くなったと。それが土地鑑定士さん、専門の方に決められた金額だから、それが適当だろうというふうにおっしゃられたと思うんですけど、ここの公示価格が1万5,000円もあるのに、それだけまほろばが建ちよるから安いというのは、どうしてもちょっと信じ難いんですが、もう一遍、あそこんところを専門の人が決められたからそれが正しいんだろうというふうじゃなくて、はてなと思うてもう一遍検討してもらうわけにはいかんわけですかね。もう発表したから、もうそれで駄目ですよちゅうことなんですかね。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

こちらの売却価格につきましては、不動産鑑定を鑑定士に依頼しまして、知見に基づいて不動産鑑定額を出していただいて、その価格を財産価格審議会を経まして同額をするという手続を踏んでおります。これが適切な手続等を踏んで決定したものであると考えておりますので、こちらの額が適正な額として公募をさせていただいております。

○大田委員

そういうふうに分けられて、鑑定士さんも決められて、委員会で決められたからそれで適正な価格だろうという判断のもとに出されたんですが、どうもちちょっと信じ難いんですが……。

それから、先ほど同僚委員も言われたんですが、雇用に当たって皆さん聞かれたというふうに言われたんですが、それは正規雇用されちよった方だろうと思うんですよ。会計年度職員とか臨時職員の方やら働いておられるんですが、その方の雇用に関してはどねえなるんですかね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

正職員以外の雇用についてということと思いますが、今回の譲渡の条件には、今のまほろばの職員を継続して雇用していただくことを条件としておりまして、これは会計年度職員以外の正職員も全て対象にしているということでございます。

○大田委員

全て対象ということは、そのときの労働条件と賃金条件ちゅうか、あれも全て同等で

ちゅうことですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

労働条件等を継続するというようなことは、譲渡の条件としては上げておりませんので、雇用をしていただくということを条件としております。労働条件等につきましては、基本的には譲渡先の法人が、経営方針等にのっとり決定すべきものというふうに考えております。

○大田委員

それは、会計年度職員、臨時職員、パート職員に対しても全部、今までのまほろばの条件とは違って、民間事業者が雇う場合も民間事業者に雇うてくださるとはお願いできるが、その職員に対する賃金設定とか労働条件ちゅうのは、全部相手方の思うままに任せるよということですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

はい、そのとおりです。

○大田委員

それと、あまり納得し難いんですが、引き渡すときにおいて今入園されている方は、そのまま入ってもろうて同じような条件で入ってもらう、入園のままらしいんですが、新しく入るとしたら、そのときの入園の条件ちゅうのは、何か相手方に求めておられるんですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

譲渡条件の中には、入所者への配慮といたしまして、日常的な生活費等については、著しく不合理な料金設定とならないようにすることというふうに譲渡の条件を上げております。

今入所されない方で、今後新しく入所される方についての条件は特に付しておりませんので、適切というか、社会通念上正しいとは言えないとは思いますが、過去からいた人と、新しく入った方、この方がもしかしたら違う料金ということも考えられなくはないですけれども、ここは条件には設定されておりませんので、譲渡先の法人が適切に判断して決められるものと考えております。

○大田委員

そういうふうに入っておられる入所者の方は、今までの条件で同じ入所を繰り返されるんですが、新しく入ってくる人には分からないという答弁じゃったと思うんですが、極端な言い方をすると、今までおった方は風呂でも週2回ぐらい入りよったんが、今度新しく入ってきた人は風呂1回とか、寝巻きなんか着替えちよった、2日ぐらいに一遍ずつ着替えちよったんが、3日か4日に一遍ずつとかいう、そういうふうなことになるかも分かりませんが、そのような危惧、お前の危惧といえは危惧かも分かりませんが、

そういうふうなところを、やっぱり週2回の風呂やったらずうっと週2回の風呂にしてもらうとか、着替えなんかも2日に一遍の着替えでずうっとしてもらうような条件を一応つけちゃってほしいと思うんですが、そこんところはどういうふうにお考えですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

そちらの運営につきましても、経営者が経営方針にのっとって行っていくものと考えておりますので、譲渡の条件としては設定をしておりません。
以上でございます。

○大田委員

それじゃから、今度附帯として新しくつけちゃってほしいと願っているんですが、それはもう市のほうとしては、そねえなんつけないと言われるというふうに感じたんですが、お願いしたいんですが、そういうふうに。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

民間の運営に任すということで、そのノウハウを十分に発揮していただきたいというところがありますので、あまりに条件をつけるのは、こちらとしては考えていないということでございます。

○松村福祉保健部長

入所者への処遇についてのお尋ねだと思うんですけども、入所者の処遇につきましては、それぞれ介護支援専門員がついておられますので、その介護支援専門員が、御本人さんの身体状況等を踏まえて、適切な必要な介護サービスというのを設定されると思いますので、当然身体状況に応じてお風呂が2回の方が3回になったりとか、1回になったりとかという変化はあろうかと思えます。
以上でございます。

○大田委員

それはそれであるかも分らんが、あまりにも民間になったから経営を先に考えて、そねえなんが入所者に対して、また従業員に対して、そねえにならないようお願いしたいと思っておるんですよ。今の直営のは、基準にのっとってずうっとやっておられると思っておりますから、その辺新しく入ってくる民間事業者に対しては、求めていってほしいと思っておりますから、そこんところはよろしくお伝え願いたいと思えます。

3 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 令和4年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管部〕

説 明：西村経済部次長 ～別紙

質 疑

○大田委員

35ページ、災害復旧工事200万円と台風14号でのということでありましたが、この実施場所はどこでございましょうか。

○西村経済部次長

光市大字岩田の周南広域農道のトンネルを光井側から出た農道の沿線の左側にある農地になります。

以上でございます。

○大田委員

以前、ラーメン屋があった下のところですね。あそこを市がやるわけですか。

○西村経済部次長

本来、農地の所有者の方にやっていただくべきところですが、農地の災害復旧事業という国の補助事業をご紹介したところ、農地所有者の方がその事業に申請される意向を示されましたので、我々がその手続から工事まで行うこととしています。

以上でございます。

○大田委員

あそこは、台風より前に崩れちゃったと思うんですが、台風14号でひどくなったように思ったんですが、そんときの工事をちゅうのはどういうふうにされようとしちゃったんでしょうかね。ちょっと教えてください。

○西村経済部次長

台風14号の前に多少被害を受けておりましたが、この台風14号で土のう等で止めていたものが完全に流れてしまったことから今回の申請に至りました。

以上でございます。

○大田委員

土のうが崩れて、それを今度債務負担行為として、繰越明許で来年に持っていくと思うんですが、それはもう年内にできそうに思うんですが、やはり難しいんでしょうかね。

○西村経済部次長

この議会で御議決いただけましたら、入札等の手続を年明けから進めていくこととなりますが、標準工期を算定すると、どうしても完了時期が5月頃になると見込まれますので、繰越させていただきたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。なるだけ早く工事を終わってもろうて、また雨が降ったら、あそこは真砂土で崩れやすいので、道路のほうにも出てくると思いますので、ぜひとも早くやっってください。お願いします。

○河村委員

25ページの上から2番目、土地改良施設管理事業ということで、トンネルの電気代の話だったんですが、ここのトンネルは、完成当初から水漏れといたしますか、あまりよくなかったんですが、この電気代というのは、単なる光熱費が余分にかかる話なのか、そういった水漏れによって漏電のような形で電気代が余分にかかるのか、何か不具合が別にあったのではないですか。

○西村経済部次長

周南広域農道は、平成20年、21年度頃に、一度、農道対策保全工事を実施し、そのあたりの問題を検討し、回復しておりますので、今回は、あくまで電気代が上がったことに伴うものです。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。結構、雨が降ったときに難しい状況があるような、昔は電気もほとんどつけていなくて、暗い農道だったわけですが、今はある程度電気がついておるんで、明るうはなっちょるんで、そういう面では助かっております。

それから、その下の加工センターは、これどこのことを言うてんですか。

○西村経済部次長

大和総合運動公園の付近にある光市農産物加工センターで、生改連が主に使用しているところです。

以上でございます。

○河村委員

要は、土砂に隠れた裏側にある施設のことを言うてわけね。最近、どのような利用状況か分かりませんが、あまり活動を見聞きすることが少なくなっているような気がしますので、その辺りは気づいておられるとは思いますが、分かりました。

それから、先ほどの35ページの農道の話、トンネルを過ぎたところの災害復旧の話なんですが、結構、段差があるといいますか、田んぼのあぜというか、のりというか、高低差が結構あるんですね。その辺りの対策をどういうふうに立てておられるのか。

それから、ここは圃場整備や何かについては実施したところなのか、どういうところなのか。地域そのものが農振にかかっているとか、そういったことについてもちょっとお話してください。

○西村経済部次長

まず、災害復旧対象地の段差について、復旧方法は、盛り土形状で、1対1割5分以上の勾配とし、崩壊により緩んだ土からきちんとした土に替えれば安定すると考えております。

それから、圃場整備をしたかどうかについては資料を今、持ち合わせておりませんが、農振地域になります。

以上でございます。

○河村委員

農振ならやむを得ないと思いますが、結構、急な段差なんで、圃場整備をやった後なんかのりが崩れると、石を野積みにしてやったりするケースが多いんで、傾斜がそんなにないという判断なんでしょうね。通るたびに思うのは、結構、急なんで、雨が降ったら大雨じゃったらまた行くなというふうに思えるんで、復旧した後、またすぐ壊したかというようなことのないように対策はしっかりやってください。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

①第4次光市地産地消プラン(案)中間報告

報告：西村経済部次長 ～別紙

質 疑

○大田委員

10ページの目標の達成状況について、新規農業就業者の数は目標を達成されているんですが、新規漁業就業者の数が未達成となっておりますが、なぜ未達成なのかお教えてください。これをまた、どのように分析しておられるかお教えてください。

○西村経済部次長

主な原因は、新規就業者の離職と漁業就業者の高齢化による指導者不足によるものと考えております。

当該指標は、平成23年に独立した新規漁業就業者から計上され、それ以降に就業している新規漁業就業者を示しております。

年数経過やその他の要因により離職している方もいらっしゃることから、減少することもあり、目標未達となっております。

離職原因は、心身の問題等ありますが、漁業環境によるものでないことから、引き続き就業者とのコミュニケーションを密にし、離職防止に努めていきます。

また、指導者不足については、今年度、新規漁業就業者の中から指導者として、指導

漁業士認定を受けるなど、体制強化が進められていると考えております。引き続き、県漁協光支店や関係各所との連携を図り、研修生の受入れ体制を強化し、継続した新規漁業就業者の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○大田委員

それに伴い、ニューファーマーやニューフィッシャーちゅうのが今、話題になっているんですが、それをどのように増やすつもりなのかお聞きしたいと思います。

○西村経済部次長

まず、ニューファーマーの確保については、県農業大学校と連携し、就農希望者の相談対応を行うことを皮切りに、就業前の準備として、農業者における農業体験やインターンシップの受入れなど支援を促進しております。

また、国及び県と連携した農業次世代人材投資事業（経営開始型）として、自己経営を廃止した新規就業者に対し、就農直後の経営安定を図るための経済的、技術的支援を行うとともに、新規就業者を受け入れる農業法人等に対する経済的支援も引き続き行ってまいります。

次に、ニューフィッシャーの確保については、近年、漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業就業者の高齢化や後継者不足が大きな課題となっています。本市も例外ではなく、後継者となるニューフィッシャーの確保は重要な課題と認識しております。

本市では、市外から本市の農業または水産業に就業することを目指す研修生及び研修終了後に就業した方に対する支援として、光市ひと・しごと定住総合支援事業に取り組んでいるところです。この事業は、移住・定住奨励金と家賃助成がありますが、県内においてもトップレベルの支援内容となっております。

また、受入れに必要な指導者についても、漁業就業者の高齢化による不足が課題となっておりますが、本市では、今年度、過去独立したニューフィッシャーが県から指導漁業士に認定され、今後、研修生の受入れ指導者としての役割を期待するとともに、本市の受入れ体制の強化につながるものと考えております。今後も、国や県漁協との連携を図りながら、新規漁業希望者の研修から就業まで一貫した支援を行い、漁業就業者の確保、本市への定着に努め、本市の水産業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ニューファーマーは県農業大学校なんかと連携しながらやるとか、ニューフィッシャーは、ニューフィッシャーの方が新しく指導者になって、またその方たちがいろいろ引っ張ってくるようなことを言っておられましたが、なかなかそのところは難しいじやろうと思うんですね。そのところを、今後、より具体的に今までも新規の方がやはり、東京から何か大阪のほうに行ってから、募集されておったんですが、的確にそういう方たちを連れてくるようないろんな作戦もあるし、段取りもあるし、ぜひ来るように努力してくださいとしか私らはよう言えないんですが、ぜひとも、やってもらいたいと

思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、12ページの加工6次産業のあのところに、平成30年度から令和3年度の間に5件の商品が誕生しましたというふうに書いてあるんですが、どのような商品であったのか。具体的に何じゃったのかをちょっと教えてほしいんですけど。

○西村経済部次長

平成30年から令和2年度に6次産業化促進事業補助金を活用した、ひかりのトマトもち、ひかりドライベジ、牛島の塩干光レンショウの3件と、令和3年度に実施した農林水産物高付加価値化促進事業を活用したひかりのルビー、光のイチジク「カドタ」のフィナンシェの2件、これらを合わせて5件となります。

以上でございます。

○大田委員

令和3年度には2件と、2年度には3件あったんですが、商品はどのような販売に現在されているんですか。

○西村経済部次長

例えば、ひかりのルビーや光のイチジクは、里の厨で販売してもらっております。

以上でございます。

○大田委員

今ひかりのルビーが里の厨なんかで売っていると、要するに、こういうふうに5件認定されたら、どうしても光の特産品として、今後も生産してもらわなくちゃいけないが、生産してもらうためには販売商品として買ってもらうなくちゃいけないわけですね。それなら促進の仕方というのは、ここにあまり書いていない話だと思うんですが、そこをどういうふうに考えておられますかね。

○西村経済部次長

流通販売の促進は、39ページ、施策例に記載しております。例えば、施策例2番目の朝市とか直売所、スーパーマーケットの地産地消コーナーや飲食店等への販路拡大のほか、里の厨や今後の水産業振興拠点施設との連携支援などを通して、市内全域で幅広く販売促進ができればと考えて、今後の取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そのところで、この39ページに、朝市、直売所。今、光に朝市、直売所ちゅうのはある、ないんでしょうか。

○西村経済部次長

朝市で申しますと、例えば、漁協が何とか市場拡大したいということで朝市に取り組んでいます。直売所であれば、里の厨やJA等も直売所を開設しております。

以上でございます。

○大田委員

せっかくそういう5品目も認定されて、業者の方も努力されたんだから、ぜひとも売れるほうのあれの跡を示してもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、32ページの施策の柱と目標の(1)の生産意欲を掻き立てる戦略的な生産環境の整備で、生産しやすい環境の整備というのが書いてあるんですよね。これはちょっと具体的にどのようなことか教えてもらいたいんですが。

○西村経済部次長

35ページをお願いします。

ここに生産に関する具体的な施策の内容を記載しておりますとおり、中心的な担い手への農地集積を促進し、必要な生産体制の整備を推進するなど、生産しやすい環境整備に取り組むこととして、圃場整備等の基盤整備を行う可能性も想定しております。

以上でございます。

○大田委員

そういうような想定をされておるということですが、まず、その次に、誰一人取り残さない就業体制の整備に取り組みますと書いてあるんですが、そのこのところはもうちょっと、具体的にはどういうことなのか。

○西村経済部次長

35ページの下、(2)の担い手の確保と経営体の育成に、農業を本格的に始めたいという新規農業者の育成や定着を図るための受入れ体制を支援していくことを掲げています。また、規模拡大を目指す担い手に対しては農地集積や集約化による農地利用の高度化を促進する一方で、そこまで本格的ではないけど、農業に興味がある方、例えば、退職帰農者、半農半Xほか様々な方が取り組むことができる多様な就農環境の整備を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○大田委員

それは、要するに、ここに書いてある、市のほうから何か後ろからどういうふう支援していくとかいうのがあると思うんです。

○西村経済部次長

具体的にはこれからになりますますが、退職帰農者の方が、すぐに就農するのはかなりハードルが高いと思われます。その前に少し興味がある方に、週末農業をやっていただくとか、また、半農半Xという、農業をやりながら、例えば、市内の土木業をやったり、

林業と農業などを1年間就業できるように組み合わせるやり方などニーズをえて、農業者を増やしていきたいという思いでございます。

以上でございます。

○大田委員

それには、そういうようないろんな支援の仕方もあると思うんです。当然、農業と漁業、農業と林業というようなことを今、ちらっと、土木作業員とか言われたんですが、やはり農業は今、機械化時代になっていると思うんですよ。ただ、そうなると、やはり資本が要ると思うんですよ。その辺のところも、今後は支援の方法なども考えていってほしいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、1つ目としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活の支援及び地域経済の活性化を図るとともに、原油価格物価高騰等への対策の一環として、現在、光市コロナ克福商品券発行事業が進められています。

本事業の対象者として、令和4年7月1日時点で光市在中、光市住民基本台帳に記録されている人、それと令和4年4月2日から令和4年7月31日の間に生まれた人と設定をされておりますが、全ての対象者の方に商品券が配付をされたという認識かをお聞かせをください。仮に、全ての対象者に配付できていないのであれば、その理由というところと、そのフォローというところを併せてお示しをください。

○萬治商工観光課長

光市コロナ克福商品券は、2万3,579世帯、4万9,663人を対象として、8月11日から9月30日に世帯主充て、簡易書留で郵送しました。郵便局での保管期間が経過し、不在や宛所不明等で対象者に届かなかったものが市商工観光課に戻っており、10月3日時点で515世帯分ございました。

10月4日から商工観光課窓口で配付を開始し、市のホームページへ「商品券をまだ受け取りに来ていない方へ」を掲載するとともに、宛所不明な方の転居先等を調査し、判明した方へ再送等も行っております。また、不在等で届いていない世帯には、市の窓口に来られるように案内文を発送しております。

この結果、11月末時点で、未配付分は279世帯となっております。未配付となっている要因は、転出されていたり、郵便局へ転居届が出されていなかったり、住基の変更なく転居されて不明になり届かないといったものがある一方で、簡易書留の不在票は投函されている、または、市が出した勸奨案内が届いているものの取りにこられていない方もいる状況です。

今後は、広報ひかりでのお知らせや自治会を通じた回覧、市のメール配信サービス等で、再度の周知を図ってまいります。

以上です。

○小林委員

状況が理解できました。10月3日時点では515世帯。それが11月末ではいろいろなフォローをした結果、279世帯まで減少したというところと、今後のフォローについても広報、サイトを通じて、引き続き周知をしていくということで理解ができました。

では、次の質問でございますが、近年、白砂青松100選や日本の海水浴場88選などの様々な選定を受けている室積海岸の海岸浸食が問題になってございます。現在、室積海岸の海岸浸食の要因を分析するとともに、自然環境の維持保全をしながら海岸保全対策に取り組まれておりますが、現時点での進捗状況というところと、これまでの対策の効果、この2つについてお示しをください。

○西村経済部次長

本市の海岸保全対策は、光漁港海岸保全施設整備事業として取組を実施しております。

この事業は、台風等の高潮や異常気象による浸水、浸食被害から家屋及び道路等を保護するため、海岸保全施設として、擁壁、護岸、突堤の新設または改良を行い、地域住民の生命、財産への被害を防ぐことを目的としております。

事業の実施に当たっては、本箇所が瀬戸内海国立公園の指定地の一つであることから、平成21年に決定いたしました海岸保全対策の3つの基本方針を基として、景観に配慮した事業を推進しております。

この3つの基本方針は、平成19年度から学識経験者を招いた検討委員会や市民との意見交換会などによる協議検討を重ね、平成21年に決定されたもので、1つ目は戸仲地区に砂防突堤、2つ目は室積地区に高潮堤防の整備、3つ目は室積地区に養浜を行うもの、この3点となります。

これらの進捗状況は、令和3年度時点で、戸仲地区の砂防突堤が完成しております。

また、室積地区の高潮堤防の整備は、全体800mに対し271mが完成しており、令和4年度に24mの整備を進めています。

3つ目の室積地区の養浜は、総養浜量13万5,000m³を計画しており、これまで試験施工として2万m³を実施しております。養浜は、これまでの試験養浜やモニタリング調査の結果から、前松原排水路の延伸を行った後、実施することで総養浜量が削減できることが判明したことから、今年度計画変更を行う予定としております。計画変更により総養浜量は12万m³となる予定でございます。

今後、まず前松原排水路延伸工事に着手し、令和5年度の完成を予定しております。その後、養浜を行うこととしており、年間1万m³を10年間行う予定としております。

対策の効果については、これまで大きな高潮被害がなかったことや、高潮堤防も完成しておりませんので確認することができませんが、昨年度、海岸浸食の状況を勘案し、緊急性が高いと判断した箇所180mに対し、袋詰め玉石による対策を実施しております。これは、浜崖の後退や浸食を防止する応急措置として実施したもので、今年度の台風時において浸食被害を最小限にとどめるなどの効果を確認することができております。

今後も自然環境の維持、保全を図りつつ、地域の方の安全安心を確保するため、事業

の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

これまでの対策というところとその効果について理解ができました。やはり今、少し聞いていて思ったのが、やはり、実際の現状に合わせた形で計画が変更して、それに応じた形での今後の方向性を定めていくところが非常にPDCAサイクルうまく回っているなというふうに思いましたので、引き続き、現状のところをしっかりと見ながら、あと住民の声を、そして学識者の声というところもしっかり聞きながら進めていっていただきたいというふうに思います。

次の質問でございますが、光のイメージを高め、本市のPRツールとしても期待が持てる秀逸な食べ物の土産品を光セレクションとしてブランド認定されています。光セレクションに認定されるまでのプロセス、またどのような方法でPRしているのか、この2つについてお示しをください。

○萬治商工観光課長

光セレクションを認定するまでのプロセス等について御説明します。

認定するセレクションの募集から始まり、光セレクション認定審査会の審査を経て認定します。

募集は、例年約1か月程度の期間を設けて行いますが、今年度は、今月の13日から来年の1月23日を募集期間としております。

市のホームページ、フェイスブック、インスタグラムでの周知のほか、商工会議所等を通じて募集チラシを配布する予定としております。

審査会は、10人以内で組織することとしており、審査会の委員は、観光、土産品販売等に関して知識、経験がある者、具体的にいえば、観光協会や、旅行会社、市内宿泊業、土産品を販売している者等、それと市の職員で構成しております。

審査会では、応募者によるプレゼンや試食を行い、審査委員は風味において有意性があるか、魅力あるネーミングか、パッケージに好感が持て見栄えがよいか、光を連想させるデザインで光のお土産とすぐ分かるかの4項目をそれぞれ5段階で審査をし、総評価点、100点中80%以上を基準に、基準を超えたお土産品をセレクションに認定しております。

今年度は、来年2月に審査会を行い、3月に認定するスケジュールを考えております。

また、光セレクションのPRにつきましては、本市や観光協会のホームページ、SNS等でのPRのほか、県内、県外での観光PR店への出店やイベント等で周知PRを行っております。

具体的には7月に周南市の晴海埠頭で行われた周南みなとまつりミナトのミーツや、9月に行われたレノファ山口光市サンクスデー、11月11日の岩国錦帯橋空港10周年記念イベントにおいて光市ブースを出展しPRを行っております。

また、9月16日から10月9日にかけて、東京の山口県アンテナショップおいでませ山口館で開催された特産品の販売企画、周南地域うまいっチャフェアに、9月16、17日の

2日間職員を派遣し、PRを行ってきたところです。

また、今年度、光セクションPR事業として、3年間の認定品をまとめて紹介するリーフレットを作成することとしており、現在、作成を進めております。

このリーフレットには、光セクションの写真や説明のほか、最新情報につながるQRコードを掲載するなど、今後のセクションPRツールとして活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

光セクションに認定されるまでのプロセスというところもよく理解できましたし、どういう方法でPRするかというところもよく分かりました。本当に私の知らないところで市内外含めて様々なツールを使ってPRができているということは理解できました。

ただ、少し私の実体験で行きますと、光にゲストが来られて、その方たちに喜んでもらえるものをプレゼントしようとしたときに、光セクションからイメージができたんですよね。ただ、それを購入しようとしたときにどこに行けば買えるとかそのあたりがよく分からなかったなので、そういうところも含めて、PRのところと販売のところ両方の視点でぜひ市民の方にはPRしていただきたいというふうに思いました。

最後の質問です。

日本の経済動向は緩やかに景気回復基調が維持されている一方で、世界的な原材料価格の高騰、あるいは円安など様々な要因による急激な物価上昇や、新型コロナウイルス変異株の派生形が発生するなど、いまだに先行きが見通せない状況がございます。本市では、小口融資、中小企業不況対策特別融資、中小企業振興資金融資の設置をされておりますが、それぞれの実績というところをお示しくください。

○萬治商工観光課長

融資の状況について、令和2年度から3年度分の実績をお答えします。また、本年度の実績は、11月30日現在時点で申し上げます。

小口融資は、令和2年が9件、2,700万円の借入れがありました。3年度が5件で2,750万円、今年度4年度が9件で3,627万円となっております。コロナ対応分を含む中小企業不況対策特別融資は2年度が38件、2億9,520万、3年度が40件、2億4,130万円、4年度が34件、2億4,100万円となっております。中小企業振興資金は2年、3年、今年度いずれも0件となっております。

以上です。

○小林委員

それぞれの融資の状況はよく理解ができました。やはり先ほども少し最初の質問の中ではお伝えしましたが、なかなかこの先を検討しない状況がまだ続いていますので、しっかりとこの融資があるということをPRして、周知をしていただいて、適切に活用していただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○河村委員

さっきの続きからやらせてくださいね。

海岸保全で高潮堤防をやっているわけですが、虹ヶ浜の堤防に比べると非常に高いですね、高さが。あそこで御商売やられている方もあって、ちょうどそこで今、止まっている状態なんですけど、本当に諸手を挙げてみんな賛成なの。

○西村経済部次長

御紹介があったところは、カフェの付近のことだと思われませんが、カフェの方はこれまでは一番最後までやらないでほしいという話でしたが、近年の異常気象を懸念されてか、できるだけ早くやってほしいという要望が出ております。こうしたことから、皆さんに御理解いただいて進んでいるものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

直接、私、当事者から聞いたわけではないんですが、水無瀬の間に擁壁があるんですが、なんか撤去してもいいという話も聞くんですが、そういった話は聞いてないんですか。潮の流れがあそこで寸断されてね、砂の流出等にも影響があるというような話になったんですが、その点について、そういった話は聞いていないですか。

○西村経済部次長

そういったお話は伺っておりません。

○河村委員

不確定な話じゃあるんですが、何かそんな話を聞くんで、以前とそういった経済環境が変わってきたのかなというような気がするんで、アンテナをよく張っていただいて、虹ヶ浜とさっきの堤防の高さがという話をしたんですが、その点についてはどうなんですか。虹ヶ浜は何であの程度の高さで済んでおるんですか。

○西村経済部次長

堤防の高さを考えるときは、その周辺の環境や台風時の高潮もある程度想定して、C、D、Lを決めるので、その辺の考え方が違うのか、標高が違うのかなどいろいろな観点が考えられますので、この場で説明するのは難しいのかと思います。

以上でございます。

○河村委員

スポーツ交流村のところが、海拔でいうと9.6mの位置に防波堤の高さがセッティングしてあって、当初はずうっと戸仲漁港についてもあの高さに行くんだという話じゃったんですが、いろいろ交渉してもらった中で、最終的には、漁港の内側の堤防については5.4mなんです。今も戸仲が何回も災害に遭っていますが、その災害に遭ったときの潮

位の高さが5.4mだったんで、5.4mで国交省の了解をもらおうたんです。ほやけ、そういうところはしっかり相手と交渉というか、議論をすることで多少の変化があるんだろうと。

虹ヶ浜は、たしか例の東大の先生が実験場にして1回やったんで、そういった意味合いはあったのかなあと思ったりはしたんですけど、ちょっとそのあたりを含めて、安全が一番じゃからやったらええと思うけど、やっぱり景観は大事にしちよかんと、せっかくの自然をそういった擁壁を造ることで台無しにしたらもったいないなという思いがあるんで、ぜひお願いをしておきます。

それから、今年度高齢者のバス・タクシー運賃助成パイロット事業ということで、通院や買い物などの日常生活に必要な移動を困難とする高齢者や運転免許返納者などの交通弱者の移動を支援するため、バス・タクシー利用時の運賃助成を行うとなっているんですが、今どの程度の状況にあるんでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

本事業は、日常生活の移動支援を受けることができない65歳以上の高齢者の方を支援するため、対象者の方からの申請に基づき、1枚200円のバス・タクシー助成券を24枚、計4,800円分をお渡しするものです。12月9日時点で1,232人から申請をいただき、同人数に交付しております。

以上でございます。

○河村委員

大変な反響のようにも受け止められるわけですが、それだけ困っている人が多いというふうに取れるんです。特に地域的な何か偏りがある中で見受けられますか。

○坪根公共交通政策課長

申請の状況を見ると高齢化率が高い地域は申請率が高くなっております。また、申請者の数は、65歳以上の高齢者が最も多い浅江地域が最も多くなっております。

以上です。

○河村委員

浅江も広いんで、大字というところがついたところが当然ありますから、そういったところがたくさんいるということなんですね。このパイロット事業を基にして、ぜひ次の展開に移っていただきたいと思います。

もう一つ、デマンド型の検討事業というのがありましたが、それについてはどのように今なっていますか。

○坪根公共交通政策課長

デマンド型交通については、本年度、岡山県の中央にある久米南町と中南部、倉敷の北にある総社市の2つの自治体をそれぞれ視察したところです。

現在、その内容を踏まえて、今後の展開について課内で協議を行っているところです。

以上でございます。

○河村委員

それから、病院が新しいところへ移転をして、バスのルート変更とかいろんなことをされておるのですが、なかなか認識度が十分行き渡っていないように見受けられるんです。そのあたりについて、何かこうしようとか、何かもう少し対策などがあるんですか。バスの時間を含めて、結構光井、室積の人が、「ああ、そんならタクシーで」と、タクシーで行くと結構な金額がかかるもんですから、そのあたりの対策を結構求めておられるんですが、その点についてはどうですか。

○坪根公共交通政策課長

今年度の予算で申しますと、協議会への交付金の中で公共交通マップを作成する予定としており、それをまず配布、PRしていくことが1点。それと、今年度新たに作成した市の公式LINEに、バスのダイヤ等を掲載しております。

あと、病院へのバスでの移動の仕方や接続が分かりにくいという声は、私どもも承知しており、室積の方、光井の方、浅江の方、三島の方が市立病院に行く場合、それぞれ接続の仕方が異なることを踏まえた上で、病院へのアクセスに特化した接続のPR手法について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

はい、分かりました。できるだけ早めに対応していただけたらと思います。

それから、有害鳥獣についてちょっとお尋ねするんですが、この間テレビ見よったら、今島根でそういった仕事をされていた方が岡山のほうへ移転をされて、いろんなアドバイザーとして活躍をされているというような話の中で、要は荒れ地をつくらない、草刈りをしっかりすると。生活をここもしよりますよというようなアピールをすることで、有害鳥獣がなかなか来にくくなるんだというような話をされていまして、恐らくすごい苦労はされているんだろうと思うんですよ。だけど、最近は諦め、有害鳥獣に対して諦め。恐らく農産物等については、本来被害も十分想定はされるはずですが、申告もしない。そういうのが農村部だけじゃない、市街地でもそういう対策になっていますので、どうやったら効果が出るかというのはよく分からないんですが、通常わなや有害鳥獣の対策する協議会がありますよね。そこに上げるようなことをしっかり日々努力する以外にはないんですよ。最近はもう恐らく電話もかかってこん、かけてもしようがないけえ電話もせんちゅうていう家が増えてきよるから、そういうふうにならんために、やっぱりしっかり情報を集めてその対策をしていかんにゃあいけんのんですが、何か有効な手段というか、そういうのはなかろういね。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

今、委員がおっしゃったのは、恐らく雅ねえの話だと思います。集落に入り込んで、産官学共同でやっておられたのをテレビで見ましたが、確かに荒廃農地や市街地近くの

畑がやぶ化したところが、人慣れしたイノシシのすみかになり、そこが奪い合いになって、もう人も恐れずという状況になっています。そこにどう対応するかを非常に苦慮しております。

まずは防護というところを皆さんにお話をさせてもらっていますが、確かに諦めモードが伝わってきます。ただ、件数は4月以降も例年同様150件弱あります。今の状況を切実に受けて、職員も現地に行っているいろいろな説明をしますが、くくりわな、箱わなをかけても、それに近寄らないものがサツマイモを食べたり、おいしい物のほうに行きます。

やぶ化に関して何か対策をとということで、先ほど委員がおっしゃった雅ねえの話ですが、地域の人と一緒に集落を点検し、やぶ化しているところが市有地であれば、対策を考えるというのが、今、集落環境整備事業で行っているものです。そういったところも地域の人と一緒に取り組んで行きたいと考えている状況です。

以上です。

○河村委員

想像はつくんですが、昔、光市の環境をよくする条例というのがあって、自分が持っている土地については草刈りをするというのが決まりじゃったのいね。それは企業が持っている所有地であろうが、個人が持っておる所有地であろうが、そういう決まりがあったんで、ぜひそういうことは徹底をしてほしいし、それをする限りにおいては、例えば今市有地の話をされました。市が持っている土地について、せめてそのぐらひは市のほうでやらんと、住民だつてついてこない。市有地については、市のほうが積極的にそういった草刈り、維持管理をしてもらっておれば、それは自分のものも自分でやらんちゃあいけんという気持ちになるんで、そのあたりのやり方というのをちょっと工夫をしていただいて、わしのところは町場ですけどね、草がぼうぼう伸び放題のところ、宅地が幾つもあります。ちょっと山のほうへ行ったら女の人の独居の家が何軒もありまして、イノシシやらが夕方出てくるから外へ出られんというぐらひのことを皆言われるんで、そのあたりの対策は、どねえかしてつくっていただけたらと思います。お願いをしておきます。

○田中委員

それじゃあ先ほど福祉保健部のほうで、大和老人憩の家のことについて取り扱っていたんですけど、東荷の老人作業所については経済部所管で活用するんだというようなことでしたので、期待を込めて何に使われるのか、教えていただけたらと思います。

○西村経済部次長

その件に関しては、内部で調整を行っている段階で、今この場でお答えすることができませんので、皆様にお示しできる段階になりましたら、御報告させていただきます。

○田中委員

分かりました。光市に何かを生み出すものになると期待しておりますので、また教えていただけたらと思います。お願いいたします。

もう一点だけ、今年度から経済部所管になったいわゆる室積新開での高就労が行っていた清掃作業があるかと思いますが、移管してからの状況、また、地域住民等からの声がもし分かれば教えていただけたらと思います。

○西村経済部次長

市内の海岸松林の健全な育成と保全を推進するため、海岸松林内の除草や松の危険木及び支障木の処理を行うとともに、育苗、植樹等を行い、自然環境の保全と再生に努めているところです。農林水産課が実施する海岸松林の維持管理業務の中で、除草作業等に合わせて必要最小限度の松葉を年1回程度収集するというルールで進めております。このため、高就労のような積極的に松葉を収集することは、市内いずれの地域でも行っていない状況です。

こうした状況から、移管に当たっては、同地区においても市内で進めております海岸松林の維持管理業務の水準と同一とする必要がありましたので、地元自治会に周知していただくよう、移管前に福祉保健部にお願いしたところです。

また、移管後の取組として、これまでと比較し、松葉拾いの維持管理水準ができるだけ低下しないよう、地元自治会や中学生等のボランティア活動による松葉拾いなどの時期や範囲を連合自治会長や学校に聞き取り、調整を図ることといたしました。

なお、市で実施する雑草木の伐採、いわゆる下刈りにつきましては、同地区において今年12月に既に契約しており、来年2月末を完了工期として今後進めていく予定となっております。

以上でございます。

○田中委員

移管ということで、市役所の仕組みにも関わってくるところでお聞きしたいと思うんですけど、例えばこれ、福祉保健部から移管するとき、高就労さんたちが作業していたときの事業費があったかと思うんですけど、その部分の仕事としての業務の部分と予算という部分は、枠配分の中で一緒に予算もついて流れてきたものかどうか、それをちょっとお聞きできたらと思います。

○西村経済部次長

予算は、維持管理する面積を基に積算をして、必要な額を福祉保健部から予算を移しております。

以上でございます。

○田中委員

それは、結局高就労がやっていたときよりも上がったんですか、下がったんですか。

○西村経済部次長

下がっております。

○田中委員

具体的にどれぐらいか、教えていただけたらと思います。

○西村経済部次長

これは、人数割で案分して出した概算になりますが、およそ380万円かかっておりました。今回、通常の市内全域と同じように草刈り面積で積算したところ、およそ250万円になっております。

以上でございます。

○田中委員

正直、金額聞いてちょっとびっくりした部分がありまして、というのが、市内との基準に合わせたということだったんですけど、地元からもお聞きするのは、高就労の方たちが随分きれいにされていたというところで、松林としても国立公園としても快適な環境で整備されていた部分で、結局市内基準に合わせたがために、今松葉がたくさん堆積していく状況になっています。予算にしても380万円から250万円ということで、僅か130万円ぐらいの下がっている部分で、事業としての質もかなり落ちてると地元とも受け止めているので、その部分で、私は元の事業費も含めて、前の仕事の内容も含めて、この1年走った上で検証して、やはり地元住民も納得するような成果を出す事業を考える必要があるのではないかと思うんですけど、改めて所管として御意見を聞かせていただけたらと思います。

○西村経済部次長

これまでいろいろな経緯があったとは思いますが、やはり市内で行う水準は同一にしていく必要がありますので、今回のようにさせていただきました。

松葉については、他においても同じ形でやっていることも踏まえて、ボランティア活動の促進等を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

昨日質疑でお聞きして、福祉保健部から移管した松林内の清掃業務については、事業の成果とか、かかる予算、そして地域住民の反応を比較したときに、私はまだまだ改善の余地があるし、可能性があるのではないかということを感じました。ほかがそうになっているからということで同じ選択をするやり方もあると思うんですが、今回の例から最大の効果を発揮するために、何かよい方法があるのではないかということを感じております。

市川市長は、この仕事は誰のために、何のためにかということをよく言われます。市民の満足度向上のために、最大の効果を生むためにどういった施策、どういった事業を行うか、そういったことを考えられるのも、権限を持っている執行部の醍醐味だし、面白さだと思います。西村次長をはじめ、柔軟な発想力と実行力を持っていると私は感じておりますので、ぜひ民間提案制度も始まっていますし、柔軟な発想で市民満足度向上

に取り組んでいただけたらと思いますので、そのことをお伝えし、期待しまして、終わります。

○森戸委員

まずは、経済部のインターンシップの促進補助金の状況ですか、受入れ事業所等々地元での導入状況といますか、そういうのが分かれば教えていただけますか。

○萬治商工観光課長

インターンシップ促進補助金は、学生の市内就職の選択肢を広げるとともに、人材不足に直面する中小企業者が、若者に自社をPRする機会づくりを後押しし、将来的に地元就職促進や離職の防止等を通じた市内事業者の振興を図るために、学生のインターンシップを受け入れる市内事業所を支援する補助金として創設しております。

対象となる事業者は、市内に事業所を有する法人または個人事業主としており、対象となるインターンシップは山口県インターンシップ推進協議会を通して市内で実施するインターンシップとしております。補助金額は学生1人の受入れにつき1万円を交付し受入費用等に充てていただくこととしており、1事業者当たり年間上限額は10万円としております。

インターンシップの実施期間は、8月、9月と2月、3月を中心に行われておりますが、これまでのところ実績はないという状況です。

以上です。

○森戸委員

もう8月、9月が経過をしているんですが、実績がないという点に関しては、何か課題があるんですか。例えばPRとか、県のやり取りも含めいろんな部分がいけないのか、その辺はどういうふうに考えておられますか。

○萬治商工観光課長

山口県インターンシップ推進協議会を通してインターンシップとしており、市内の事業所は10事業所登録しております。県内には登録事業所が約580事業所あり、その中からインターンシップ先として学生にまずは選ばれないといけないという点がございます。学生への周知を図るため、年明けに光市はたちの集いでインターンシップや、この事業について紹介したチラシの配布を予定するなどPRに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。せっかくのチャンスといますか、こういうのは初めてですよ。光市役所でもたしかインターンシップをやっていたと思いますが、そうですか、選ばれなかったというのが現実なんですね。市内企業のPRも含めた部分を、今後商工会議所とも連携をして、このインターンシップということではなくて、雇用先としての就職先と

してのPRが今後とても重要なのかなと思いますので、その辺のところよろしく願いをいたします。

それと、森林環境譲与税の関連事業で、何年か前からか、所有者不明森林の解消の促進、要は名寄せというんですかね、そういうことをやられて、なかなか膨大な数があつて難しいということだったと思います。相続も含めてですね。その辺も承知の上でこの事業で解消の促進に向けてまた進めておられると思いますが、現在の状況をお知らせください。

○西村経済部次長

今年度創設した森林整備促進事業は、事業主体である森林組合が、施業予定地や隣接する未整備森林の所有者等に直接周知活動を進めた結果、本市の年間間伐目標量10haの約1.5倍となる15haの申請が見込まれております。また、森林所有者の反応もよく、令和5年度は予算の増額を見込むなど順調に推移していると考えております。

本市の森林経営計画加入率は約7割で、他市町と比較して極めて高いことなどから、今後もこうした未整備森林を中心に、着実に森林所有者と調整を図りながら、適切な森林整備に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

2年か前ぐらいに、この委員会に私がいたときに聞いたときは、手にも負えんようなそんな話だったと思うんですが、たしかそのときの回答は、固定資産税を送るときにそういう制度の紹介なりをしていくというようなことでしたが、実際のところはきちんとそういうことの効果が上がったということなんですか。直接森林組合がやられたのも含めてその辺はいかがですか。

○西村経済部次長

当初は、整備をしていないところを全数チェックするため、手紙を送付して回答を得る方法を考えていましたが、現状取り組んでいるのは、令和4年度に森林整備を予定しているエリアのうち1区画に着目し、その中の穴が開いたところについて集中的に取り込みを図っている。これにより、経済性もアップし、生産性も上がるため、今後はこの計画案を用いて、所有者不明森林も含めて、未整備森林を整備していこうと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

整備が進んでいくことで、いろいろな鳥獣被害の対策とか、脱炭素といいますか、森の二酸化炭素の吸収量のアップにもつながっていきますので、経営計画の中にある森林ということで、今後も取組をお願いします。

それと、昨日も同僚委員から出ましたけど、要は、住宅に隣接をした山とか森とか、管理不全のケースがたくさんあります。そういった相談を山だけではなくて、耕作放棄

地も相談を受けるんですが、昨日は光市の以前の快適環境条例じゃったですかね、よくする条例だったか、それに近いことを今まで私も何回も申し上げているんですが、田布施町はそういった条例がありますので、それに基づいていろんなアプローチをしていると思うんですが、空き家の適正管理条例のような形で、光市として指導とか助言ができる仕組み。今の仕組みだと荒れていたら住宅に木がかかって、といにいっばいたまって困るんよというようなケースの場合は、資産税係に行って文書をお願いをすると。住所が分かりませんからこちらが作った文書を送ってもらうという形しか方法はありませんので、それでできることもあれば、できないこともあって、できないところはずっと困っているというような状況が各所ありますので、光市として助言とか、そういうものが直接できるような方法を、ぜひ御検討をできないかということで、今までも何度かやって質問してきましたが、その辺のところはいかがですか。

○西村経済部次長

個別いろいろなケースがあり、一概に言うことはできないので、現時点で条例を制定するなどは考えていません。

以上でございます。

○森戸委員

考えていませんは分かりますけど、私もよく相談に行くと思うんですけど、結局困っているのは地域に住んでおられる方といいますか、ずっとその問題が解決しないので、例えば地域で隣接しているところを刈ろうにも、その相手側の所有者自体なかなかこちらにおられないケースとかになると、ほぼ連絡も取れないような状況になるので、かなりでもこのケースはありますよ。今の森林の経営計画とはちょっと外れた住宅地の問題として、ずうっと横たわっている問題ですので、これはちょっと何らかの手を打つといいますか、民と民の関係のところではありますが、空き家だって民と民の関係ですけど、そういうやり方で入っている状況だと思いますので、ぜひそれは御検討いただきたいと思います。再度よろしくお願いをいたします。

それと、光・熊毛栽培漁業センター、本場の長寿命化工事の実施設計についての予算が上がっているわけなんですけれども、設立からどのくらい経過をしたかも含めて、老朽化の現状ですかね、その辺も併せてお示しをいただけたらと思います。

○西村経済部次長

山口県光・熊毛地区栽培漁業協会は、光・熊毛地区の作り育てる漁業を推進するため、平成2年に設立され、中間育成、放流などの栽培漁業の推進と水産資源の維持、増大、管理に取り組んでおります。

設立から年数が経過し、施設は経年劣化による老朽化が進んでおり、今後も継続した栽培漁業の推進を行うためにも対策が求められている状況です。

施設の補修には多額な費用が必要となること、また、本年度事業着手に伴い、施設の現状を把握した結果、対策が求められる施設数が多くあったことから、国の事業である既存の漁港施設等について、戦略的、計画的に長寿命化を図る水産物供給基盤整備保全

事業、いわゆるストックマネジメント事業を活用することとし、県が国との調整を行い、事業の適用範囲の拡大を行っております。

今後、継続的な運営に向け、施設全体の長寿命化対策を計画的に実施していくこととしております。

以上でございます。

○森戸委員

今回の予算の配分といたしますか、これは、いわゆる今まででいうと1市3町8漁協だったと思いますが、それぞれでの分担というのがあるんですか、この計画策定には。

○西村経済部次長

負担割合は、まず国が50%、県が40%、そして市町が10%となっており、この市町の10%を上関町、平生町、田布施町、光市で分担するものです。

以上でございます。

○森戸委員

長寿命化のこの計画をつくって、今後の修繕に取り組むということで、恐らくこれを取り組めば、補助金等も含めてあるというようなことだろうと思いますので、よろしく願いをいたします。

ちなみに、こっちのほうは同時期にできて、その老朽化、分譲ですよ、こちらはどうか。

○西村経済部次長

本市に設置された施設については、建屋一つということもあり長寿命化計画は作っておりませんが、日常点検等を進めながら、ポンプなど海水の影響を受けるものは、交換等を行いながら管理しています。

以上でございます。

○森戸委員

特にこちらのほうは早々ないというようなことだろうと思いますので、了解をいたしました。

それと、事業所設置タイプ別奨励金というのがあったと思いますけれども、これにこうした企業というのは、現状が分かればお示しをいただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

事業所設置タイプ別奨励金は、3つのタイプを創設しており、市外に本社、本拠を置く事業者が、市内に新たにサテライトオフィスを設け事業を行う場合、奨励金を交付するサテライトオフィス進出タイプが1つ。市内にシェアオフィス、レンタルオフィス、コワーキングスペースなどを開設し、運営する場合に奨励金を交付するテレワークオフィス等開設タイプが2つ目。市内にある空き家、空き店舗、空き工場などを活用して事

業所を設け、事業を行う場合に奨励金を交付する空き店舗活用タイプの3タイプになります。

現在、交付を受け活用されている事例はございませんが、制度を整えましたので、これから周知を図り、設置につながっていくよう、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○森戸委員

問合せ等、そういう状況というのはどうなんですか。

○萬治商工観光課長

直接、商工観光課にはございませんが、例えば、商工会議所での創業相談で、空き店舗活用タイプに該当しそうなものもあると聞いております。

以上です。

○森戸委員

ちなみに、そのPRしていこうというようなところは、どういったところでやっっていこうというふうに考えておられるんですか。

○萬治商工観光課長

市のホームページ、チラシの窓口設置、会議所、商工会を通じての周知や今後県が出席します企業誘致イベントや、民間企業が主催するサテライトオフィス誘致マッチングイベント等にチラシ配布依頼等を検討しております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。ホームページとか市役所のカウンターに置いておくというぐらいであれば、それはもうとっても幸せなことだと思いますけれども、なかなか呼び込むというのは難しいことだと思いますので、もう少し積極的に活動をしていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、最後になりますけど、三島のおたすけネットで、補正予算で車載カメラ等を安全対策も含めた予算が計上されておりましたけれども、その状況はどのようになっていますでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

三島地域の三島おたすけネットの車両にバックカメラ、サイドビューカメラ、コーナーセンサー、ドライブレコーダーの追加整備を行うため、6月補正予算として24万円を御議決いただきました。その後、半導体の調達難等により機器製造に遅れが生じ、納期に時間を要しましたが、業者より納品の連絡があり、現在装着作業を行っております。本日、装着が終わり、三島おたすけネットへ車両が返却される予定となっており、市職員立会いの下、おたすけネットのドライバーの方が使用方法等のレクチャーを受ける予

定となっております。

以上でございます。

○森戸委員

ということは、明日から装備された車で回るということになるかと思えます。

現状では、導入されてからどのぐらいの利用があるのか、その辺も分かればお示しをいただけますか。週1回の運行で、お示しできる部分で構いませんので、状況をお願いします。

○坪根公共交通政策課長

三島おたすけネットの運行状況は、毎週土曜日の午前中に、5名のボランティア運転手に運行を担っていただいております。現時点で利用希望者29名が登録されております。

本年4月から11月までの8か月間の運行回数は、35回、延べ117人が御利用され、1回当たりの平均利用者数は3.3人となっております。多いときでは5人程度御乗車いただいております。

以上でございます。

○森戸委員

ちょっと確認のためのお尋ねをいたしますけど、この三島おたすけネットの行ける範囲はどうなっていますか現状では。その辺からお願いします。

○坪根公共交通政策課長

運行対象地域は、上島田小学校区及び三井小学校区となっております。

以上です。

○森戸委員

利用されている方から、利用者の声というのにはどんなものがありますかね、使っすぎて助かっているとか、もっとエリアを広げてほしいとか、そんなような声の部分あれば、何かあれば紹介していただけますかね。

○坪根公共交通政策課長

助かっているという声は私どもにも届いております。あと運転手からは、ボランティアで送迎に携わった後に、いつもありがとうねと声をかけていただき、やりがいを感じていると聞いており、利用される側、ボランティアで運行する側双方にメリットがある状態となっております。

あとエリアは、今、菜さい来んさい！、ミコー、セブンイレブン三井店、上島田店の計4店舗を目的地として、買物支援に取り組んでおられます。もう少し遠くに行けたらいいねという声もあるように聞いておりますが、運行団体さんからは、地域の方が地域のお店に買物に行くということをコンセプトに運行する方針と伺っております。

以上でございます。

○森戸委員

最後に、その登録会員の分布といいますか29名でしたかね。どの辺の方といいますか山間部の方とかですね、大体両方の山際といいますかね、上の団地のほうとか、そんな部分で言うとどんな感じですか、分かる範囲で構いません。

○坪根公共交通政策課長

利用希望者29名の内訳を地区別に申しますと、三井地区の方が12名、上島田地区の方が17名となっており、山田団地など狭隘な道のある集落や団地にお住まいの方が利用されていると聞いております。

以上です。

○森戸委員

ありがとうございます。運転をされている方を見かけますけど、本当誠心誠意対応されているといいますか頭の下がる場所がありますので、ぜひ取組が続けばいいなというふうに思いますので、今後も支援をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○大田委員

現在、農業法人組合として石城の里が活動されておるんですが、このたび株式会社となるというふうにお聞きしたんですが、市とも関わりがあると思うんですが、そのところをちょっと教えていただきたいんですが。

○西村経済部次長

石城の里の株式会社化は、県の農業経営・就農支援センターが開催した地域経営戦略会議において円滑な経営継承、労務管理等の経営課題を解決するため、石城の里が重点指導農業者に位置づけられました。本市も同会議に出席し、専門家派遣等の支援も含め支援方針の検討を行いました。

現在は、JA山口県の担い手支援の専門部署や県農林水産事務所等サポートチームによる支援や、農業経営・就農支援センターから税理士等の派遣を受け、専門的なアドバイスを頂きながら株式会社化に取り組まれていると聞いており、市としては適宜、情報共有を頂いているところです。

なお、石城の里が株式会社化した際には、農業協同組合法第73条の10に基づき市に組織変更届を提出することとなっております。

以上でございます。

○大田委員

ニューファーマーの人4人、石城の里におられて、その人が引き継いでやられるというふうなことだったんですが、62m²も水田を維持するとなると、利益を追求することになると思うんですね。それにおいて草刈りとか水の排水路とかいうのは、なかなか

利益に関わってこないのでは作業が行われなくなるというふうに感じておるわけですよ。それによって農地が荒廃何かにつながっているんじゃないかと思うんですが、そのところはどういうふうにお考えか教えていただきたいんですがね。

○西村経済部次長

株式会社化は、高齢化が進む中、20代の社員3人に事業継承することで持続可能な農業を実現するために行うものと聞いております。

農作業の効率化、省力化を見据え、ラジコン草刈り機やドローン、圃場管理システムなど最新技術も積極的に取り入れるようです。草刈りなど生産と一体となった作業については、これまでどおり地域の方々の御協力を頂きながら努力されていくと聞いております。

また、草刈りロボットの活用や新たな人の雇用も検討されていると聞いております。以上でございます。

○大田委員

今、草刈りロボットとかドローンとか、また大きな農業用機材なんかもいろいろ購入されているんですが、市からの補助金は出ちゃったと思うんですが、その支援ちゅうのはどのようなものが上がっちゃうんですかね。

○西村経済部次長

市の補助金等の支援は、担い手農業育成支援事業補助金を活用され、R3年度に農業用ドローンを導入されております。

以上でございます。

○大田委員

ドローンだけの購入では補助金出しているんですか。またトラクターとかコンバインとかいろいろな農業の機械ですかね、大型機械なんかの買うちよると思うんですが。

○西村経済部次長

県の事業に市がかさ上げた新規就業者受入体制整備事業補助金を活用して、トラクターやコンバイン等の農業機械を導入されています。

あと国の補助金もありますが、石城の里については要件のハードルがかなり高く活用しておりません。あくまで県と市の補助金で購入されています。

以上でございます。

○大田委員

どのぐらい石城の里に県としての補助金出ちよるか、ちょっと教えてほしいんですが。

○西村経済部次長

石城の里への補助は、平成23年から令和3年度にかけて、農業機械の導入に対し6件

の県及び市の補助を行っております。

補助金の額は、県が1,540万7,000円、市が664万7,605円、合計2,205万4,605円となります。

以上でございます。

○大田委員

それほど補助金が出て、農業法人石城の里だから出したと思うんですが、もし株式会社になると農業法人の農業機械とかいろんな資材なんかは、移るときには何ら問題がないわけですかね。

○西村経済部次長

石城の里は、集落営農法人から、今後、株式会社化されていくこととなりますが、認定農業者制度に基づく認定農業者となっておりますので、移行後も同様に農業活動が継続されるものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そやから農業活動が継続されるから移行について、そのまま移転されるのには何ら問題がないという解釈になるんですかね。

○西村経済部次長

そういった解釈でよろしいと思います。

○大田委員

今後とも農業法人から株式会社へ移行されるというんですが、なかなか不安を抱えてということに私は思ってるんですが、そこのところも市のほうもしっかりと今後の対策、方向性を見極めてやっていってほしいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、今ちまたでは豚コレラというのが随分出てきているんですが、光市でも結構死骸が出ておるといふふうにお聞きしているんですが、その辺のちょっと状況を教えてほしいんですが。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

豚コレラは、令和2年に家畜伝染病法が一部改正され、現在は豚熱と呼ぶことに改められておりますので、豚熱の市の対策についてお答えいたします。

市内において12月6日現在、野生イノシシの豚熱検査の実施状況は8件、そのうち4件の豚熱を確認しております。

また、県内では東部を中心に豚熱が発生しており、発生頭数は46頭となっております。

対策は、市民や捕獲隊からの情報提供を受け現地確認を行い、県の東部家畜保健衛生所に状況説明し、検査対象となるかを判断していただいております。

以上です。

○大田委員

そういうふうには光市内では8件のうち4件確認されて、東部では46頭もあるということで、国からのいろいろな発表では、これは人間に対しては何ら被害がないということでジビエ料理にも使えるというふうなことを言われておられたんですが、そこんところちよっともう一遍確認したいんですよ。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

したらジビエ料理に活用することは問題ないとされております。
以上です。

○大田委員

豚熱の陽性が出たから豚熱として認定されたんではないかと思うんですが、陰性が確認されたらというのはちょっと、もう一遍教えてほしいんですがね。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

陽性判定が出れば食品衛生法上認められていませんが、検査実施後、陰性と分かれば、ジビエに活用して問題ないとの通達が下りております。
以上です。

○大田委員

それは部位によって違うちゅうことですか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

部位ではないです。そのもの自体が陰性であれば問題ないということです。
以上です。

○大田委員

豚熱にかかったイノシシがおったのが、食べてもいいと国のほうはちらっというふうにお聞きしよったんですが、それが陰性だったらええが陽性だったら駄目よというふうにお聞きしたんですが、そのところちょっと解釈しにくいんです。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

これはあくまでも自家消費のことであって、これを食して問題ないというのは当初から出ております。一方で、ジビエ料理としてお客様に提供するところであれば、問題ないと言っても。皆さん、やっぱり陽性となったものをあえて好んで食べるかという食べないと思います。よって陰性と分かれば、それは料理にしてお出しすることは問題ないですよと国が出しているということです。
以上です。

○大田委員

要するに豚熱なら、かかったらなるべく食べんほうがいいですよということで解釈しました。

次に移ります。今現在コロナ禍で、観光事業ちゅうの大変苦勞しているんですが、もうそこが緩和されて回復傾向に出てきていると思っておるんですよ。

では、光市は観光に対しまして、今後の方針はどのように考えておられるのかちょっとお伺いしたいんですが。

○萬治商工観光課長

コロナの感染状況は収束が見えてこない状況ですが、行動制限等かかってなく、この2年間中止とされてきた観光イベントが実施されてきております。

全国的にも全国旅行支援の延長が決定されたり、入国制限が緩和されたりと観光需要を喚起する施策を展開する方向に向かっていきます。

これからはコロナ禍であっても感染対策を取りながら、どのようにしたらできるのかを考えて観光施策を実施していくこととなります。

具体的には、まずはコロナ前に行っていたイベント等を再開し、市内外の方に久しぶりの催しを楽しんでいただくことだと考えております。今年度、海水浴場の開設、光まつり、ひかりふるさとまつりなど3年ぶりに開催し、来年2月には梅まつりも再開する予定としております。

本市には光の海、四季を通じて花木が楽しめる冠山総合公園、石城山、初代内閣総理大臣伊藤博文公生誕の地であることなど様々な観光資源がございます。これら観光施設1か所への誘客だけではなくて市内、また周南地域内を周遊する観光施策として、例えば周南3市の観光施設等を巡る周南市・下松市・光市ぐるりんスタンプラリーや、山口県観光連盟主催の周遊観光イベントであるやまぐちのナゾさんぽのように複数箇所を巡るイベントにより近隣の誘客を進めること、また広島圏域からの観光客をターゲットとした周南地域魅力発見バスツアーを実施しております。このように近隣の県から参加を促し、リピーターとして何度も本市を訪れていただけるような取組も必要だと考えております。

こういったことを通じ、新型コロナウイルス感染症の状況に注視はしつつ、関係団体等と連携を図りながら市、国、県による様々な観光施策により観光誘客につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

そういうふうにもいろいろなイベントをやられるんなら、今後とも観光客が増えるであろうと期待しておるんですが、どうしても経済の回復のためには観光される方が地元において財布のひもを緩めるといいますか、地元のところでどうしてもお金を落としてもらったのが一番政策が必要であるだろうと私は考えるわけですが、どうしても観光客が来てもらえなくては地元にお金も下ろしてもらえない、また地元にお金を下ろしてもらったにはそこにどういうふうな町づくりを展開するかというのも大事じゃろうと思っている

んですが、そのこのところ市としてはどういうふうにお考えか、お示し願えたらと思うんですが。

○萬治商工観光課長

本市には、市内各地に魅力的な観光資源が点在をしており、観光ガイドブックにも、海、山、歴史、花、体験など観光スポットを紹介しております。観光客を増やし、本市でお金を使っていたかどうかということには、これら1か所訪れてもらうよりも数か所回ってもらって滞在時間を増やすことが必要と思っております。

このため、観光ガイドブックでは、これら観光施設等をテーマごとに巡る6つの観光ルートを紹介しており、また、観光マップも添付して市内を巡る観光プランを立てやすくなるような工夫もしております。

広域での観光プランも効果があると思っており、周南3市を巡るぐるりんスタンプラリーでは、施設を回ってもらうだけでなく、有料施設の利用をスタンプがもらえる要件としており、お金を少しでも使っていたかのようなことも工夫しております。

来年2月12日まで実施しております山口県観光連盟主催の山口のナズさんぽでは、観光スポットに設置された謎解きパネルを探して、そこに書かれたヒント、キーワードを手がかりに次のスポットを探すという仕組みになっており、市内であれば5か所を巡ることになっております。比較的長い時間、市内を巡り、滞在してもらうこととなりますので、消費活動にもつながるものと思っております。

そのほか、周南広域観光連携推進協議会で実施しております周南地域魅力発見バスツアーでは、広島圏域からの観光客をターゲットにしており、10月には1泊2日の旅行1コース、11月には日帰り旅行1コースを実施して、来年2月には日帰り旅行1コースを実施する予定としております。ツアーでお食事を取っていただき、お土産を購入していただくと市内の消費活動にもつながると思っております。

さらに言うと、県においても県内旅行への助成、クーポン配布を併せて行う旅々やまぐち割事業が12月27日まで延長されており、市内では宿泊施設3か所が助成対象施設となっており、また市内35店舗等がクーポン券利用施設となっております。今後は、1月10日に割引率を見直した上で再開される見通しで、本市での利用に期待ができると思っております。

こうしたことを通しまして、観光誘客につなげて地元での消費にもつなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

いろいろ観光事業いろいろ言われたんですが、どうしても観光に伴い地元の商店街もにぎわってこなければいけないと思うんですよね。その下地をつくるにはやっぱり市としての考え方が市民の皆さんに伝わっていかなければいけないと思っております。そのためにはまず、まちづくりから考えていかなきゃいけないんじゃないかと私は思っているんですよ。市は民間の活用ばかり、よう民間の活用というふうに言われるんですが、民間の活力ばかり生かせるんじゃないかと、それを市全体として、どのようにまちづくりを

行っていくかというのも一つの大事な考え方、また施策じゃないかと思ってるんですが、そのようなことは何か方策としてお持ちであるかどうか教えてください。

○萬治商工観光課長

観光に向けたまちづくりという大きなところで言うのはなかなか難しいですが、先ほど言いましたように本市は1か所に大きい観光施設があるのではなく、各地に点在しておりますので、これらをつなげて、光市が楽しめるルートをしっかりPRすることだと考えております。

以上です。

○大田委員

そのように考えるのは分かるんですが、一つの例を挙げますと萩や長門にセンザキッチンとかいうふうに、公共がつくって民間が活動するというふうな、ああいうのはもう一つのまちづくりの一点で代表的な例じゃろうと思うんですが、光市もそういうふうな、ああいうふうな一つの観光拠点、まちづくりを起こして、そういうような活動を活動の拠点にしてほかの地域に回るような観光ルートなんか一つの考え方じゃろうと私は思っておりますので、ぜひともそのようなことも今後市の政策として入れてほしいと思っておりますので、そこんところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きますが、新規事業者ちゅうのがなかなか我々の耳に入ってこないんですよ。あちこちから光市に新しく工場をつくるとか、また支店をつくるかとかいうのがなかなか入ってきてないんですが、近年の動向を分かりましたらお知らせ願ひたいと思うんですが。

○萬治商工観光課長

創業支援に係る取組について御紹介したいと思ひます。平成28年度に創業支援窓口を商工観光課に設置し、創業に関する情報提供や経営指導員等が相談に応じる商工会議所、商工会、また金融機関等の紹介を行うとともに、本市の小口融資金一つに創業資金を設け、優遇金利の適用や返済期間の延長、保証料の負担などを通じた支援を実施しております。

創業資金では、創業者が、商工会議所等が4回以上にわたり継続的に創業に必要な経営財務、人材育成、販路開拓等のスキルを習得させるセミナー等を受講していただく特定創業支援事業を修了した場合に融資限度額の引上げや、融資利率の引下げを行うといった支援も実施しております。

実績で申し上げますと、特定創業支援が平成28年度から3年度までの累計で23件受けております。

4年度に入っては、現在5件という状況でございます。

それから、創業資金、市の創業資金では、3年度までの累計は17件、6,010万円で、令和4年度は現在3件の融資を行っております。

以上になります。

○大田委員

そういうように少しずつ創業されているみたいであります。新しく立ち上げる、また企業引っ張ってくる、そねえなんがもう少し活発になってきたら光市も活性化の方向に向かうんじゃないかと思うんですが。

山口県も新しく今度企業団地を東荷と小周防内で新設するというので決まっておるみたいですが、光市としては今後どのような動きをされようとされているのかお知らせください。

○萬治商工観光課長

新産業団地整備事業について、県は、やまぐち産業イノベーション戦略において、基礎素材や送用機械、医療関連などを重点成長分野に掲げ、その分野における産業戦略のさらなる推進に取り組んでいることから、当団地においても地域経済を牽引する重点成長分野の優良企業に立地いただければということでしたが、現時点で具体的に業種を限ることはしていないということです。

また、現在区画や分譲方法も決まっていないので、具体的な誘致活動をお答えできませんが、今後事業が進み、分譲方法等が決まった段階では県としっかり情報共有を図りながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

その新規企業団地ちゅうのは、県が企業の誘致を決めるんですか、それとも市が誘致を決めるんですか、それとも両方で何社かずつに分けて決めるんですか。

○萬治商工観光課長

企業の誘致は県が進めてまいります。

○大田委員

県が企業を誘致する。そしたら市は、それには関わらないという解釈になるんですかね。

○萬治商工観光課長

この事業は県と一緒に進めてまいりますので、情報共有等をしっかり図りながら、市に団地についての問い合わせがあった場合は県にもつなげますし、また県からも情報を頂く等、連携を図りながら進めていきます。

以上です。

○大田委員

今言った県が大体8分譲とかちらっとお聞きしちよるんですが、8分譲やったら8社の誘致を県が全部して、市はそのお手伝いだけをするという感じになるんですか。

○萬治商工観光課長

分譲数は決まっておきませんので、8というのは、約8haの分譲地のことだと思えますが、ここが県で、ここが市という区分はございません。基本的には県においてまとめて進めていただくこととなります。

以上です。

○大田委員

だから、今県が誘致を決めると言われたので、市が連れてくるちゅうことはできるんですかとお聞きした。

○萬治商工観光課長

今、分譲方法も決まっておきませんが、実際に分譲が始まれば、条件等が示されるため、問い合わせがあれば県につなげる形になろうかと思えます。

以上です。

○大田委員

そうすると、市で独自に誘致をするような工業団地を造るとか、市が独自によそからこの空き地に連れてくるとかというような今後はされるような施策はお持ちなんですか。

○萬治商工観光課長

新産業団地とは別に、今でも事業用地を探しているという引き合いはありますので、そのときには民有地や市有地を調査するなど相談に乗るなど対応しております。

以上です。

○大田委員

ぜひしっかり対応してほしいと思うんですが、県が今度は新しく企業団地を造成されるのは、インフラ整備が当然必要じゃろうと思うんですが、前回もお聞きしたんですが、その辺インフラ整備に伴う通勤路の道路整備というのは市がやるようになるんです、それとも県がやるようになるんです、それとも市が県に要望して県がそこを積極的にやってもらえるようになるか、そこんところはどういうふうになるんですかね。

○萬治商工観光課長

通勤路の整備につきましては、産業団地そのものの整備ではありませんので、このたびの団地整備の基本合意でもそこまで触れておりません。対応するとすれば、例えば県道であれば県になると思いますが、市道であれば市になると思いますが。

以上です。

○大田委員

私としましては、どうしてもそういうふうにならば、その周辺の道路ちゅうのはどうしても整備してもらいたいと思うんですよ。それはどうしても通勤路に

なりますから、事故があったからじゃ遅いと思うので、ぜひとも具体的な例は東荷一ノ瀬線ですかね、あそこが通勤路になっているから、あそこがちょっと狭いんで、ああいうところを拡幅工事するとかいうのは、県のほうにぜひとも要望してほしいと思うんです。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひますから、よろしくお願ひします。

○河村委員

フィッシングパークの長寿命化になるんですかね、現況調査をやっておられるんですが、ちょっと経過を教えてください。

○西村経済部次長

フィッシングパーク光は、施設建設から40年が経過し、今後施設の老朽化が急速に進行することが予想されることから、大規模な修繕や更新を回避するため長期修繕計画を策定し、計画的かつ予防保全により施設の長寿命化を行うことにより利用者の安全を図ることを目的として、まずは現地状況の調査等を実施しております。

進捗状況は、本年度、釣り桟橋の上部、下部の劣化や腐食状況を把握するため、目視では容易に確認できない箇所や水中部の危険箇所を明らかにするため、陸上部、海中部において目視点検及び肉眼測定等を実施しました。

桟橋の水中部も含めて劣化や損傷等の点検調査を実施したところ、構造物の機能に支障はないものの交換部位や主桁、横桁部分に数多くの腐食箇所がございました。

今後は大規模な修繕や事故等が短期間で生じることがないように、必要な対策を必要な時期に実施するための長期修繕計画を策定し、適切な施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

橋脚、柱のほうについては異常がなかったという報告でいいの。

○西村経済部次長

橋脚部は、電気防食という電気を常に流すことで、要は酸化させない、さびさせない対策を講じており、これについては既に電池を交換するなどの対応を行っておりますので、今回その他の部分について確認を行ったものです。

以上でございます。

○河村委員

電気防食をしよるといふのは分かったんですが、橋脚そのものについては安全だということであらうんですね。

○西村経済部次長

橋脚部は、干満で水位が変わる部分については腐食することが当初から分かっておりますので、その部分は全く別の方法で対策を講じており、問題ないと考えております。

以上でございます。

○河村委員

問題なければ問題ないで結構なんで別に。

それから、峨嵋山で以前何か樹木の中に枯れ葉のような薬を注入したということで今立ち入り禁止になっちよるちゅうんですよ。峨嵋山から言ったら北側、室積小学校のほうから避難訓練なんかをやりよったんですが、中に入っちゃいけないと言われたちゅうんですが、そんなことはないと言ったんですがね。そんな話は聞いてないですか。

○西村経済部次長

私どもでは把握しておりません。

○河村委員

新聞にも結構峨嵋山の樹木に、切ったり樹幹注入をしたり、あそこへ大きな木に番号が振ったりして、いろいろこうあったんですよ。だからかどうかわかりませんよ、今峨嵋山に入っちゃいけないというのが。

ただ、そうは言いながら、じゃ縄張りをして入れんようにしちやるかちゃ、そんなことはないわけ。通常、市民の方が今散歩コースで峨嵋山を随分利用されているんでね。にもかかわらず、そういうことを言われたというんで、認識をちょっと聞いてみただけなんです。

それから、不法投棄、今まで何回もモーターボートあるいはレジャーボートみたいな残骸を随分のけていただいておりますが、結構また最近そういうケースが増えてきておりましたので、どういう状況か把握をされてますか。

○西村経済部次長

今年度、放置艇の撤去を進めており、松原海岸など室積の漁港区域内のパトロール等を行っておりますが、松原海岸や象鼻ヶ岬等で昨年我々が調査した艇数よりも多く見つけました。今回そうした放置艇を撤去していただくお願いをする張り紙をそれぞれ貼って歩くパトロールも行っています。

その成果として、自主的に撤去された方もおられます。また、パトロールを進めている中で、一般の市民の方々から情報を提供していただける流れとなっています。

我々もパトロールを積極的に行い、捨てやすい環境にならないように見つけ次第張り紙を貼って、直ちに撤去していただく取組を強化しながら、海岸保全や環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○河村委員

よろしく申し上げます。

浅江のほうは、県のほうの管轄もありますが同じ市内のことですから協力をぜひお願いをしていただけたらと思います。

それから、私もいろいろ観光事業をやってきましたけれども、光で言うたらやっぱり普賢寺なんですいいね。普賢寺さんも去年じゃったか、雪舟庭の前の畑を購入されて駐車場にシとして結構出入りがしやすくなったりしているんで、その辺りの活用方法と。

この間、テレビを見よったらね、普賢寺の山門にも仁王があるんですよ。最近では3Dプリンターというのが出たんで、以外に回復作業ができやすくなっている。見たら分かりますが物すごい虫食いでね、どうにもならん恐らく動かしただけでもぼろぼろになるかも分らんけど、きっちりやったら復活できるような、今現代の科学になったんではないかなと思います。

ほかにもいろいろな宝物があるという話なんでね、ぜひそういったものの展示をすることで、普賢寺だけでも1時間とかあるいは2時間くらいの滞在コースぐらいはできそうなんで、あたりの対策を、ぜひお願いしたいと思ってるんですが、どんなですか。

○萬治商工観光課長

普賢寺は、光市の観光施設として有名で、多くの方が来られるところと思っておりますので、情報を集めながら検討したいと思っています。

以上です。

○河村委員

今の雪舟庭の枯山水は、結構珍しいんです。ですから、あの辺りのところもしっかりアピールというのは、雪舟庭はいろんなところへたくさんあるんで、そういったものにも普賢寺そのものが載っている。そういった意味合いからも、ぜひ取り上げてほしい。

それから、最後になりますが、いろんな市がなり物といいますか、例えばイチョウなんかでも全部、農林水産課の取扱いであったと思うんです。光市の自生といいますか、出ているものは、たしか農産課の取扱いになっているはずなんです。だから、本来、梅であるとかいろんななり物についても同じことなんですけど、椿、今、コバルトラインには椿がずっと植えてあるんですが、最近、椿油が結構特産品として出てきているんです。意外に食用にもなるからというので、今、高価だという話も出ています。

その辺りの実を、どこの管轄なのか。普段のあれで行けば、市道に植えてあるものについては農産のものということになるんですが、全く関知しないのか。そのあたりのところをちょっと教えてください。

○西村経済部次長

椿の実の所管については、私の認識では、そもそもその木が生えている土地の所有者にその所有権は帰属すると思っております。例えばそれが市の土地、敷地内であれば市のものですし、民地であれば民のものだと思います。

今、椿の実の活用で椿油など6次産業として進めていかれる民間の方がおられれば、6次産業化に係る助成などは進めてまいりますけど、市にある、その椿の実を、そういう民間の事業に活用できるかどうかは、公共性もあるので、なかなか事業化に向けて提供するの難しいと考えています。

以上でございます。

○河村委員

梅でも、実際その有効活用をしようというのは知れておるわけ。

市の土地に生えているものは市のもの、当然ですが、その取扱いの窓口は農産なわけ。だから、例えば銀杏でも、ようけあるわけですが、その銀杏が有効活用されていますか。そんなことはないわけね。だから、じゃあ樺の実がありますと、今までは見向きもされんかったが、どうも何か高いらしいでと、ほんならうちのじゃというふうになっても具合が悪いんで、最初から、その実についてどうぞ御自由にお取りくださいという話なのか、少しは市でも考えてみようというふうに思われるのか。その見解を聞いただけなので、検討しといてください。

以上です。

○大田委員

大事なことを1つ忘れとった。島田駅に、このたびバスが乗り入れて、JRの協力と光市の努力で乗り入れられたので有り難いと思っておるんですが、その中に、真ん中辺ですか、コンクリートの構造物があるんです。すごい邪魔になるんです、あの構造物をどうにかしてくれんかと言ってから、いろいろしたら、JRの持ち物だからなかなか難しいよと、こういうふうな話もお聞きしたんですが、JRにお願いして取り除いてもらうのが一番いいわけなんです、やっぱり住民のことを考えると、どうしてもだめならJRのほうに許可を得てから市のほうで取り除いてもらいたいと思ってるんですが、そのところはどうかにならないでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

委員御紹介のコンクリート構造物は、既に撤去された照明の土台部分が島田駅構内の駐車場に残っており、JR西日本の所有物と認識しております。

駐車場利用時に支障になるという声については、島田駅を管理する徳山管理駅に過去にお伝えしているところです。

市の予算で撤去については、民間事業者の所有財産を市の予算で撤去することは困難であると考えております。

引き続き、こうした市民の声は、徳山管理駅の面会等の機会を捉えて、お伝えしたいと思えます。

以上でございます。

○大田委員

そりゃあ、民間のを市がなかなかできにくいというような、JRにお願いしようというんですが、やっぱりせつかくJRが光市のために、市民のために開放してくれとってんでありますから、どうしても使い勝手がいいような方向で、コンクリートの構造物を取り除いてほしいと思っておりますので、ぜひとも対応をよろしくお願いいたします。

○笹井委員

消費喚起補助金についてお尋ねします。

当初予算で100万円掛ける30回分の3,000万円の予算が計上されておりますが、これの実施状況、あるいは今後の見込みについて教えてください。

○萬治商工観光課長

ひかり消費喚起補助金について、現在、実施を公表している事業は、8団体で10事業でございます。

浅江商店会、室積商店会、それから料飲組合、ハッピーカード会等が実施、または実施中となっております。

内容は、各団体様々ですが、一例を紹介しますと、会員店舗5店舗分のレシートを集めて応募して商品が当たるキャンペーンや、飲食店の利用で抽せん券をもらい、商品券が当たるキャンペーン、クーポン券つきチラシを発行して加盟店の利用を促進するクーポン祭りなどがございます。

今後は、本事業が来年3月15日までに完了する事業を対象に、申請期間は1月末までとなっております。まだ期間もあり、1団体2事業まで利用可能としておりますので、既に1事業実施した団体についても、もう1事業、利用していただきたいと思っておりますし、新たな団体による申請の可能性もあると思っております。

以上です。

○笹井委員

当初予算で30事業分、予定しておいて、今現在10事業と、まだ締切りがあるということですが、中身は10分の10補助事業ということで、随分有り難い事業だと思っておりますが、やっぱり申請が少ない。この要因をちょっとお聞きしたい。

私もいろいろ経済団体で聞きますけれども、100万円ですけど、実績報告書後の精算払いなんで、その間の事業費は100万円、主催者が負担しなければいけない。しかも、2事業やれば200万円で、200万円の現金を使って後精算する。それが耐えられる団体というのは大変厳しい。もしくは、主催団体の長に過大な負担がかかるのではないかと推察しております。

本当、先払い100万円というわけにはいかないんと思うんですけど、概算払い50万円で、後、精算払い50万円みたいなことをしたらいいのではないかと思います。この辺の要因とか取組とかについて、ちょっとお聞かせください。

○萬治商工観光課長

予算は、1事業当たり上限100万円、1団体が2事業まで実施可能で、団体数でいうと1事業当たり上限100万円を使用した場合、15団体分を確保しております。

この事業は、既存の団体だけでなく新たに立ち上げる団体も対象としたうえで、十分な予算を確保したため、現在の活用状況となっていると考えております。

また、現在のところ、2事業実施する団体がそれほどないことも要因の1つと思っております。

事業費補助金の交付のタイミングは、同様の事業を実施しております他団体の多くが後払いとしていることを参考に、実績報告後に交付する制度設計をしたところです。後払いは厳しいと感じた団体もあったようですが、申請を受け付ける中では、特段、そういった意見はございませんでした。

以上でございます。

○笹井委員

この事業で、いろんな経済団体が新しい事業やって、今までにない取組もあって、反響もしくは消費喚起効果というのは、私は十分あったと思います。

本当、できれば来年も継続していただきたいと思いますが、ただ制度設計、今回、この事業が初めてで、コロナが始まって2年間ですけど団体の補助事業はなくて、今回いきなり3,000万円の予算がついたんで、本当に戸惑いながらやっておるというところがございます。

ちょっと、最後1か所確認したいんですけど、今回の補助事業は事業団体の実施分については補助になるけれども、プレミアム部分は補助対象とならない。具体的には、商品券の発行とか、あるいは割り引いたときの割引の補填みたいなものは対象にはならないけれども、ただし抽せんとかを行う商品を購入するその購入代はオーケーだというような、ちょっとそこら辺の考え方とか、どこに線があるのかなというのがちょっと分からないので、そこをちょっと教えてください。

○萬治商工観光課長

商品券を発行した場合のプレミアム分やクーポン等での割引部分に直接充てる、補填する経費は対象外としております。

一方で、景品等の経費は対象としており、事業費の4分の1以内で市内で購入したものに限りという条件をつけております。

以上です。

○笹井委員

要項に書いてあるのはそのとおりで、今、それを見ながら市内の経済団体、試行錯誤をして、相談されていると思いますがやっています。1団体に2個目の交付の申請が少ないのは、やっぱりその辺で今、苦労しているし、まだ前の精算も済んでいないからお金がないみたいなところが背景としてあると思いますので、その辺、目的と取組はいい制度だと思いますので、使いやすい制度に、今後していただければと思います。終わります。

4. 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

○小林委員

それでは、何点か御質問させていただきます。

まず、1点目としましては、質の高い診療や職員の業務の効率化等を行うためには、デジタルをはじめとする革新的な技術の導入が必要と考えております。こうした状況を踏まえ、令和3年度の設備投資の実績と過去3年の経年推移、こちらをお示しください。

○佐古光総合病院総務課長

設備投資ということでございますので、医療機器の設備状況についてお答えしたいと思います。

費用といたしましては、令和3年度に8,600万6,910円、令和2年度としましては、9,694万4,199円、令和元年度では4億8,436万6,846円の設備の投資をしております。

デジタルに関するものにつきましては、令和3年度に画像解析システムというのを導入しております。こちらのほうは、CTで撮影した胸部の画像を三次元画像として立体的に可視化でき、より詳細な解析が可能となっているものでございます。

新型コロナウイルス肺炎の特徴的な形状、画像が認められたときには、その箇所をマーキング表示をして診療の支援をする機能もございます。

あと、令和元年度に新病院移転時に電子カルテシステムのほうの更新をしております。以上でございます。

○小林委員

令和3年度、そして2年度、元年度の設備の投資状況というところは理解ができました。

それと、やはり業務の効率化等を行っていくためには、やはりそういう設備投資というところをしっかりとさせていただいてやっていくことが必要だと思いますので、引き続きの設備投資のほうをよろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきますが、いわゆる職員の働き方改革を実現するためには、業務量に適した人員体制を整備する必要があると考えております。どのような基準で適正な工数というところを設定しているのかということと、適正工数を見直す時期、こういうものについてお示しをください。

さらに、令和3年度における適正な工数と実際の人員数、並びに過去3年の経年推移、こちらについてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

病院の業務量としましては、工数というよりは入院患者数と外来患者数のほうのお示しをしたいと思います。

見直しの時期といたしましては、毎年、予算編成時に収支が黒字となるような目標の患者数というものを設定しております。

令和元年度から令和3年度までにつきましては、うるう年や休日の関係で患者数の変化がございますが、1日平均としては、同じ数字を設定しております。入院といたしましては、1日平均160人、病床利用率としては76.2%、外来のほうは1日平均370人です。一応、こちらは光総合病院の目標となる入院患者数、外来患者数となっております。

人員のほうですが、看護師のほうの数でお答えしたいと思います。令和元年度につきましては180人、令和2年度は181人、令和3年度は191人の看護師で業務を行っております。

以上でございます。

○植本大和総合病院事務部次長

続きまして、大和総合病院の状況について御説明いたします。

先ほどと同様に、入院患者の1日平均と外来の1日平均を申し上げますと、令和元年度は入院患者1日平均が236人、外来が1日平均125人、令和2年度は入院が1日平均236人、外来の1日平均が120人で、令和3年度が入院の1日平均患者が236人で、外来の1日平均が100人というふうに、予算上、見立てをしております。

看護師数につきましては、令和元年度が122人、令和2年度が125人、令和3年度が129人となっております。

以上でございます。

○小林委員

よく分かりました。やはり入院患者数に対してのいわゆる職員の配置という考え方もすごく理解はできました。

もう一つ、これは少し要望なんです。やはり実際の例えば採血をする、あるいは心拍数を測る、そして心電図を測るとか、いろんないわゆる看護師さんのお仕事は様々だと思えます。それに応じた形で、いわゆるどれぐらいの工数がかかるのかというところ、いわゆる、民間でいくといろんな仕事をします。例えば、製造をします、そして管理をします、それぞれの業務に対して工数というところの指標を出すんです。そうすることによって、やはり適正な工数というのが民間、いわゆる会社においても変わってくるという現状があるんです。

そういうところを踏まえて、少し入院患者数と職員数という考え方もすごく理解はできるんですが、少し違った視点で業務の洗い出しをしていく、そうすることによって、やはりそこで働く人たちの適正な工数にもつながっていくというふうに考えておりますので、ぜひこちらのほうも御検討のほうをよろしく願いいたします。

すいません、次の質問に入らせていただきますが、2019年4月より全ての企業において、10日以上有給休暇が付与される、労働者に対して年次有給休暇の日数のうち、年5日については使用者が時期を指定して取得させることが義務づけられました。令和3年度の職員の有給休暇の取得状況と、過去3年の経年推移をお示してください。

また、有給休暇の取得推進をどのような方法で行っているのか、そして、取得状況がよく停滞している職員に対して、どのような指導を行っているのかというところをお示してください。

○佐古光総合病院総務課長

それでは、光総合病院の状況をお答えいたします。

年次有給休暇の取得平均日数ですが、令和3年は11.1日、令和2年は12.5日、令和元

年は14.3日でございます。

職員等に対しましては、運営会議等、管理職の職員が集まる会議等で有給休暇の取得についての周知とか、休暇を取得しやすい職場環境づくりのお願いをしているところでございます。

各部門におきましては、所属長が有給休暇の取得を促進するよう声かけを行っている状況でございます。医師につきましては、宿直明けの午後からは年休を取得するように推進をしているところでございます。

以上でございます。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院におきましては、職員の有給の平均取得日数が令和元年度で8.9日、令和2年度で11.4日、令和3年度で11.7日となっております。

また、有給休暇の取得の推進につきましては、毎年12月に各所属長に対しまして、文書により1年間の有給休暇の取得の調査を行うとともに、取得の推進についても、併せて通知をしております。

また、院内の掲示板等を利用しまして、積極的な休暇取得につきまして全体に促しているところです。

停滞している職員への指導ということでは、所属長に職員の業務量を把握して、業務分担の見直し等も検討し、休暇を取りやすい環境を整えた上で、積極的な取得というのを促しております。

以上でございます。

○小林委員

各病院の有給休暇の取得率がよく理解はできました。

やはり、有給休暇を取得するためには、やっぱり職場の雰囲気づくりというところも必要だと思いますので、こちらは、いろんな会議の中でしっかりと状況を確認しながらやられているということはよく理解はできました。

もう一つ、やはり停滞している職員に対しても、その状況をしっかりと把握をして、その上で必要に応じて業務の平準化も行っているということで、非常に安心はしました。ぜひ、今、大和総合病院でも光総合病院でも、10日を超える有給休暇を取られているということですけど、やはり、さらに、いわゆる自分のオンとオフをしっかりとするためにも、有給休暇の取得というところは、引き続き向上に向けた取組を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

やはり、業務だけではなくて、やはりプライベートが充実をしていくことによって、やっぱり仕事の生産性も上がっていくということもございますので、そこはぜひ御検討のほうをよろしく願いいたします。

あと、最後です。

コロナ禍で医療現場が逼迫している今、組織力のさらなる向上が必要と考えますが、いわゆる職員の一体感をより高めるためにどのような取組をやっているのかというところをお示しく下さい。

○佐古光総合病院総務課長

コロナ禍での職員への取組といたしましては、現在、研修や学会参加等の機会が少なくなっております。そのため、現在、各部門の出張等の回数の上限を緩和して、ウェブ研修やウェブ学会への参加しやすい環境を整えております。

また、これはコロナ禍以前からの取組でございますが、光総合病院ではチーム医療の推進のため、各部門間の垣根を低くして、組織の活性化のため情報交換会というのを行っております。コロナ前であれば、各部門の代表者が各部門の紹介等、発表会という形式で行ってございました。コロナ禍では職員が集まっての発表会という形式が難しくなっておりますので、現在は、各部門が協力し合いパネルを作成し、各職場の紹介等パネル展示という形で活動を行っております。

以上でございます。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院におきましては、毎年9月に病院祭というものを開催いたしまして、職員が一丸となって披露する場を提供してございましたが、現在のコロナ禍により中止を余儀なくされております。

こうした中、月に一度、昼休みの時間に全職員の参加を呼びかけまして、職員会というものは現在も開催しております、その中で、院長等によります訓示、それと国民健康保険の関連団体等からの表彰者の表彰、新たに資格を取得した職員の方々を紹介するなど、職員のより一層の一体感を高める取組をしております。

以上でございます。

○小林委員

それぞれの病院のいわゆる一体感を高めるための施策というところは理解ができました。情報交換会についても、やはりいろんな分野の垣根を取っ払っていくということは非常に大事だと思いますし、その中でもやっぱりコミュニケーションを取る機会というのは、ぜひもう少し取っていただきたいというところがございます。

大和総合病院については、院内の中で褒める文化を醸成していくというところ、それはすごくいいなというふうに思いました。民間とかでも、やはり今、そういうふうに他者を褒めることによって相互理解を深めていくというところ、そこにすごく注力をしています。それによって、いわゆる連帯感が高まって業務の生産性が高まるような指標もありますので、ぜひ褒める取組というところを継続して行っていただきたいと思います。

私からは以上です。

○河村委員

先ほど光の総合病院の入院が160人だと、こういうお話がありました。ベッド数は210床で、緩和ケア病棟が今20床です。入院の差額の人数について、通常、看護師は今、7対1か何かの看護基準に合わせてやっておられるんで、この160人に合わせて看護基準というのは守っておられるんですか。

○佐古光総合病院総務課長

看護師数ということでございますが、医療法上の看護師ということであれば、210床を当然賄っている状況でございます。7対1ということであれば、看護師数は210ということであれば、当然少ないとは思ってはおりますが、仮に10対1ということであれば、今の看護師数でも210床を賄えると考えております。

以上でございます。

○河村委員

ちょっとよく分からないんですが、要は請求するときに、10対1と7対1では金額が違うんじゃないかと思うんです。以前聞いたときには、通常は210あるけれども、要は常時空いているベッド数については、何か削減をしているというような話を聞いたことがあるので、そうすると、常時160人病院に入院されていると計算すると、そこを基に7対1で計算すれば、看護師の数を保っているんじゃないですか。

○田中光総合病院医事課長

厚生労働省への施設基準の届出に際しましては、直近の1年間で対象となる病棟に入院していた患者さんの数を基に看護師数が決まってくるので、直近の1年間の一般病棟の入院患者数ですと、昨年度でしたら105名あたりだったというふうに思っております。その105名を基準に看護師の配置がどのくらい必要かというのが決まってくるというところでございます。

○河村委員

直近の1年間に105人じゃから、105人に7対1で該当する看護師がおればええと、こういう解釈なんです。

○田中光総合病院医事課長

一般病棟に関してはおっしゃるとおりです。

○河村委員

この間、コロナの補助金が新聞に載っちゃって、これはちょっとおかしいという指摘があったのが、6万円から49万円ぐらいの範囲内、物すごい範囲の幅が広くて、要は看護基準をきちっと守っておる場合については、49万5,000円やったかというような書き方をされていたんですが、そうすると、そういう場合でも、直近の1年間の要は入所者数の105人を基に看護基準ちゅうんじゃないんじゃないか。うちは何ぼやったですかいね。50床ぐらい、コロナ予定者を空けちゃったんですかいね。

○佐古光総合病院総務課長

補助金の過大交付の件だと思いますが、先ほど言われました看護師の件につきましては、確保している病床区分というものがございまして、先ほど、看護師の数が足らなか

ったというのは、HCUとかそういった病床区分で申請されているときには、当然、必要な看護師数というのがあります。光総合病院の場合は、今回、そういうHCUとかそういうものではございませんので、1病床当たり5万2,000円、その病床でやっております。

ですから、その病床に関しましては、看護師数の何名以上とかという基準はございません。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。1人当たり5万2,000円の補助金を頂いたということでいいんですね。

○佐古光総合病院総務課長

1床当たりでございます。

○河村委員

分かりました。こういったときに、きちっと適切に補助金の受入れ等についてはやっておいていただきたいというのも、この間、残業の未払いの話がありましたよね。今はICカードで出入りするんで、そこでチェックするからもうそんなことはありませんという話じゃったんじゃけど、要は、職員管理。残業する、せんというものは、残業命令を出さんのに残業をするちゅうのは、普通あり得ない話なんです。それを、いや、ICカードで出入りしよるから、そこでチェックで大丈夫ですと言われても、労務管理ができちよるんじゃろうかと心配になってくるんです。

新しい病院になった、職員の数もたくさんおられる、そういった中で、誰がどのように労務管理をやっておられるのか、そのあたりのところが非常に気になって、普通、公務員で残業未払いなんていうのは摘発されるはずがない。それが起きたということの反省がどのように反省をされているのか、私には理解できんのですよね。ちょっとそこだけコメントください。

○佐古光総合病院総務課長

時間外につきましては、労働基準監督署に御指摘を頂く前は、自己申請という形でやっておりました。現在は入退室管理システムのほうで、出勤・退勤の全て時刻が分かる状況でございますので、現在は入退室の一覧表というものを作成して、毎月、各職員に対しまして、どういった理由で就業時間以降に残っているのかというのを確認させてもらっています。当然、その中に業務と思われるものがあれば、所属長に確認しながら時間外等の認定もしていけないといけないとは思っております。

先ほどお話がありました事前に所属長の命令が基本であるということは、重々承知しておるところではございますが、結局、労働基準監督署に指摘をされましたときには、命令がなく業務をしていたというのを所属長が確認をしながら、例えば早く帰宅するように促したりとかしていない場合は、黙示の指示あったということで、業務命令をしたとみなされまして、今回、時間外の未払いの請求という形になったという経緯がご

ざいます。

以上でございます。

○河村委員

指摘のとおりなんです。そこで労務管理という言葉が出てくる話なんじゃないの。残業命令があるかないかと、だけど、なくてもやらなきゃいけない日常業務のような延長線上でやむを得ずやっているというケースも当然あるわけです。それも話合いの中で解決していく話じゃないんですか。恐らく誰かが言うていかにゃあ監督署が気がつくはずがないんで、そこのそごをどういうふうに管理者が感じておられるのか、それが分からん。

○佐古光総合病院総務課長

今回の未払いの件につきましては、管理職、職員も含めまして時間外に対する認識というものが不足していたという面もございます。今回、御指摘を受けまして、新たにこういった場合が時間外労働となりますという指標といたしますか、そういったものをつくりまして、所属長、職員に周知して、その辺の二度と起こらないように再発の防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ということは、部門ごとに研修をやったという理解でええんですか。

○佐古光総合病院総務課長

個別に集めて研修とまではいきませんが、そういった時間外の制度というか、ルールにつきましては周知したというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

管理の方法を含めて、今後のやり方についてはよく見させていただきますので、適切にやっていただいたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

この間、うちの自治会でたまたま事故というか、けがをしまして、救急車を呼んだんですが、救急車がけがの程度を見て、すぐ徳中へと言われたんで、ちょっと半分驚きもしたんですが、通常、心臓とかについては徳中へと言われるのも分かるんですけども、裂傷、15cmぐらいの傷があって、急ぎではあったんですが、平日じゃったんです。救急車の受入れについては、何か制限というか、そういったものがあるんですか。その時々状況次第ということですか。

○田村光総合病院事務部長

救急の件について、お答えします。

救急を受けるに当たっての制限は、今までも申し上げたとおりに、脳外科とかそのあたりなんですけども、普段の診療については、制限をしているものではありません。個々の事例に対してどういう状況だったかというのは、把握できませんけども、救急患者受入れが難しい中には、病院の中で手術中であつたり、診療科の医師がいないということがありますので、けがでありましたら、多分、手術中であつた可能性があるかなと思っっています。

○河村委員

今、光地区消防組合の救急状況でいけば、毎年大体3,000件ぐらいあるんです。光市内の事案でいけば2,500件ぐらいまでだったと思うんですが、うち市の病院での受入れが1,000件ぐらいなんです。そういったものに対応していくのに、極力増やそうとか、そういった救急との連携の中で、広げていこうというような考えはないですか。

○田村光総合病院事務部長

救急医療を掲げていますので、受入れ可能であれば極力受けていくというのが、院長、今の管理者もそうですけども、そういうふうにしていこうとはなっています。ただ、医師の関係がありまして、対応できない状況であれば、他の病院にお願いせざるを得ないという部分もございます。

○河村委員

恐らく既往症の関係もあるんでしょうけど、最近、普通の診療所にも救急車が入ったりするケースが出ていますので、以前じゃったら大きな病院以外であまり救急車が入るのはなかったような気がするんですが、結構枠が広がっているんで、救急との連携をしっかり密に取っていただいて、極力、市内で処理ができるような体制づくりというのをお願いしたらと思います。

それから、旧病院なんですけど、この間もあの前を通ると、やっぱり空いている状況なんで、きれいにしているとは言いながら草がぼうぼうだったり、周辺には結構迷惑をかけているような気がするんです。

今の進捗状況とそういった維持管理について、ちょっとお考えを聞かせてください。

○佐古光総合病院総務課長

旧病院につきましては、現在、解体設計を行いまして、今、土壤汚染調査をしているところでございます。

除草の管理のほうにつきましては、不定期ではございますが、除草作業等を業者に依頼したり、一部職員で行ったりとしているところもございますが、なかなか追いついていなくて、近隣の住民の方には御迷惑をかけているという状況もあると思っております。

以上でございます。

○河村委員

土壤汚染って、どのくらい年数かかるんです。恐らく、もう当初から考えておられたとは思いますが、いつ頃までに終わって次へできるんですか。

それから、気持ちで言うんなら誰でも言うんじゃないけど、そこのそばに住んじよる人がおる。そんな中に、いや、わしらも思うちよるんじゃないけどちゅうのは言うちやいけん言葉なんで、草刈り機を持っていく以外ないと思うんです。誰か手が空いちよらんかというようなことの中でもええし、そりゃあ業者発注ができるなら業者発注をしたらええと思いますし。ちょっと、もう一回、その辺聞かせてください。

○佐古光総合病院総務課長

土壤汚染調査につきましては、旧病院をお借りしたいという業者がおりまして、そこで一旦、解体に向けての作業がストップしておりました。昨年度末で一応、借り上げた上、施設を利用するには莫大な金額がかかるということで、その企業の方が断念をされましたので、今年度補正予算で土壤汚染調査を今年度発注いたしました。

ですので、土壤汚染調査につきましては、今年度中に終わる予定でございます。その後、解体に向けて予算措置等をしていこうと考えております。

○河村委員

要は土壤汚染調査の期間が来年の3月までであるということなんですね。

○佐古光総合病院総務課長

期間としましては、年内に終了する予定でございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。早いうちに次の対応を決めていただいたらと思いますし、維持管理については、毎日でも自分らの通勤に合わせて一回ぐらい通ってみるとかいうぐらいはしてもええような気がするんです。

たまたまそういう職場に当たったと思って、自分で我慢せんしゃしようがないんで、そういうふうな対応をしていただいて、極力、周辺の方に御迷惑かからんような維持管理に努めていただいたらと思います。

それから、結構収納率はよかったような気がするんですけど、今、何%じゃったですかいね。去年のでもええんですよ。たしか九十何%じゃったと思うたんじゃけど。

○田中光総合病院医事課長

95%以上はあったというふうには思っております。

○河村委員

公平性の観点からも含めて、ずっと未収というわけにはいかないと思うんです。今一

番長い未収金は何年ぐらいたっていましたか。

○田中光総合病院医事課長

5年前のものが一番古いものになります。

○河村委員

5年前というのが、もう5年来るから不能にしようかというような話じゃないと思うんです。そのあたりの対策はどういうふうを取っておられます。

○田中光総合病院医事課長

5年より以前のものに関しましても、帳簿外の管理ということで、その患者様が来院された際には、支払いのほうを督促させていただいております。

○河村委員

そういう問題じゃなくて、普段の収納業務の中で請求書を出しているとか、あるいは電話をかけているとか、あるいは家庭訪問にお伺いしているとか、周辺市内にお住まいの方であれば、いろんな方法というのもあろうかと思えますし、そのあたりのところをどのようにされているのかというのが一番気になる。中には、当然、お亡くなりになった方とか、どこかよそへ行かれたとか、そういった内訳といいますか、分類についてもされているんじゃないと思うんですが、そのあたりのところをちょっと言ってもらったら。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院の未収金の徴収に対しての取組としましては、外来の未収金に関しては、未収金の発生した当日、まず患者さんのほうに御連絡をするということをやっております。入院分、その他外来のものについても、一月たった時点で、再度電話にて催告をすると、その電話の催告をしましても一月以内に入金がされないと、そういった場合には督促のはがきを出してお願いをするということのをベースに、今やっております。

それでも支払いが頂けない方、来院もないような方に関しては戸別の訪問をするということも年に何回かはございます。

入院の未収金に関しましても、一月たった時点で支払いがないといった場合には、まず電話での催告をさせていただいて、電話の催告をしても入金がないといった場合には再度電話をし、それでも入金がないといった場合には、まず、はがきにてまた催告をすると、それでも支払いがないといった場合は訪問をするということも年に何件かはあると、そういった状況でございます。

○河村委員

訪問もあるという話をされましたので、言うちょきますが、本当に訪問をしよるんじゃないね。そういったところはしっかり対応を練って、実績をしっかりと残して、あの人、今日は早く出ていったがと思うたら、夜間徴収に行ったというぐらいのことはみんなに理

解されるような体制づくりちゅうのをしちよってください。

それから、最後にまほろばの話をさせてください。

一応、もう3月でという話をされております。要は、現在働いておられる方にどのように丁寧な対応ができるかということなんですけれども、先ほど、福祉部のほうでお話を聞きました。そしたら、実際の職員に対する説明は、まほろばのほうでやられているということじゃったんです。どのような対応をされているのか、ちょっと聞かせてください。

○小田大和総合病院事務部長

職員の処遇に関してですけれども、民間譲渡ということで、職員、非常に不安に思っているところです。昨年10月、11月の時期にアンケート調査を実施しております。さらに、今年に入りまして、民間譲渡という市長の施政方針がございました後に、再度アンケート調査のほうを実施しております。

非常に職員、不安に思っているということですので、丁寧に民間譲渡になる、こういうものが議会のほうで報告されましたというようなことも報告をしておりますし、皆さんのサポートのほうはしていきますというふうに申しているところでございます。

以上です。

○河村委員

アンケートという話でいくと、どうも一方通行のような話に聞こえるんですが、丁寧などというのは、本来、組合があれば組合の代表者と話をすることもできるわけですが、個別に今働いておられる職員の方と対応してお話合いをするということは持たれたんですか。

○小田大和総合病院事務部長

個人個人に面談をして、説明のほうもしております。

○河村委員

個別に面談をしてやられたということでございますので、非常に恐らく不安になっておられる。しかも、働き盛りの方が、ちょうどたくさんおられるんですね。もう22年になるわけですから、40後半、50の頭ぐらいの方が、今一番主力で働き盛りのところでいらっしゃるんで、そういった中で、要は配置転換等について、お話もされているんだと思うんですが、そういったものについての突っ込んだ話みたいなものもあったんですか。

○小田大和総合病院事務部長

民間譲渡をした後、私たちどうなりますかというような質問も受けております。病院局、あるいは市長部局への人事異動、こういうものもあります。

さらに、退職される場合についても、退職金については少し優遇がある、はっきり申しておりませんが、そういうものもあるのではないかというお話もしております。新しい事業者が、まだ決まっておられませんので、そちらの職員採用についての条件等が

まだ出ておりませんので、その辺りは不安に思っておられると思いますので、事業者が決まりましたら、その辺の条件等も聞きながらサポートのほうをしてまいりたいと思っております。

○河村委員

分かりました。丁寧に丁寧に、よく面談をしながら、安心できるような対応を、ぜひお願いしたいと思います。

これ一般質問のときに退職金の割り増しの話があったんですが、通常、いろんなところで民営化のケースというのは何件かあったと思うんですけど、私を感じたのは、ちょっとこう割り増しの率が低いんじゃないかと思ったんですが、よそのを参考にする中で、ああいう程度の中身じゃったですか。

○西村病院局管理部長

いわゆる勧奨、整理退職の率ですが、光市の退職条例の中にも規定ございまして、その率というのは国家公務員と同じ率でございます。ですから、他市においても、このような事例がございましたけれども、やはり同じような率でやっていたところが多いように思っております。

以上です。

○河村委員

県立病院は独立行政法人になりましたが、そういったときにも大体同じぐらいの数字じゃったですか。

○西村病院局管理部長

県立病院のことは存じ上げておりません。

○河村委員

これでというんじゃなくて、いろんなところを調査していただいて、本当に丁寧なケアをしていただきますようお願いをして質問を終わります。

○田中委員

すいません、4項目ほどお聞きできたらと思います。

まず1つ目が、市民の方から情報提供があつてというところなんですけど、11月に光総合病院を利用したときに、まず行ったときに、ドクターヘリが来るんであろうということで交通整理等の職員がいっぱい出てきたと。診察が終わって帰ろうと思って、それが1時間半後ぐらいだったらしいんですけど。出ようと思ったら、まだ皆さんが外で寒い中、何かやっていたと。ドクターヘリの受入れについて、どうなっちゃうんかというお話をお聞きしたので、ヘリの受入れについて、何かマニュアルとかがあるのか、どういった体制でやられているのかをお聞きできたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長

ドクターヘリのマニュアルでございます。マニュアルは一応作成して、準備しております。

簡単な運用方法でございますが、まず看護師のほうから総務課のほうへ、ドクターヘリによる搬送の可能性の段階で、まず一報がございます。総務課としましては、可能性の状況で、まず消防本部のほうに、総務課のほうからドクヘリの使用の可能性があるとという連絡をいたします。

そのタイミングで、まずヘリポート周辺の駐車場とか、駐車場の整備等、職員が動き始めます。多分、そこを最初に見られたんじゃないかと思います。その間、医師が、搬送先の病院の医師と直接話をされて、最終的にドクヘリの運航が決定いたします。運航が決定しますと、現場の看護師のほうからドクヘリを正式に使用するという連絡がございます。このタイミングで正式に決定ということでございます。

正式な決定がございましたら、また総務課のほうから消防本部のほうにドクヘリの正式な決定というのを依頼いたします。決定後は、実際にドクヘリの誘導等を行うのは消防の職員が行いますので、消防職員が来院して実際にドクヘリを誘導というふうな流れになっております。

通常であれば、可能性の連絡からドクヘリの着陸まで約30分程度で進みます。ただ、今委員さんがおっしゃられた11月の例でいきますと、ドクヘリの運航が決定したときに、既にもう他の医院への搬送が決定していたということでございます。他院へのドクヘリの運航が約1時間程度かかるということでしたので、当院へのドクヘリの到着が約1時間半後ぐらいに到着ということになりました。

患者さんの状況で1時間待っても大丈夫ということでしたので、ドクヘリを一端他院の搬送を終了後、光総合病院のほうへドクヘリが来たという状況でございます。

ですから、通常であれば30分かかるところを、他院への搬送が間に入ってしまったので、合計1時間半の時間がかかったというところでございます。

以上でございます。

○田中委員

今詳しく説明していただいたのに、よく分からない部分があったんですけど、結局受け入れたんですか。

○佐古光総合病院総務課長

受け入れました。

○田中委員

かなりレアなケースでこれだけ時間がかかったと理解をさせていただいたらいいのかという部分と、通常何となくのイメージなんですけど、山大附属とかに運ぶとかなると、ドクターヘリの受入れって、そういったときに使うのかなってイメージだったんですけど、光総合病院のほうで受け入れるケースもあるという理解でいいのかどうか。

○佐古光総合病院総務課長

どちらかという、当院から山大の病院のほうへ搬送するというほうに使用します。搬出のほうです。

○田中委員

今回のケースは、へりを受け入れて患者を運んだという理解なんですか。

○佐古光総合病院総務課長

そのとおりでございます。

○桑田病院事業管理者

すみません、そのとき僕も現場にいたんですけど、もともとが開業医の先生から、こういう患者がいるよということで、ランデブーポイントとして、うちの病院を入れたという状態です。

○田中委員

分かりました。それで、その調整と連絡の中で、連れてくるのに時間が、まだ大丈夫だからということで、ちょっと時間がかかって、皆さんで受け入れられる状態のまま待機していたという状況が起きたということで理解させていただきます。

次ですが、先ほど、コロナ病床補償の部分について、ニュースにも大きくなっていたので私もちょっと気になっていたんですけど。

その中で、まず答えられるかどうか分からないんですが、光市立総合病院のコロナ患者の病床数とか入院率というのか稼働率というのか、その辺りのことが可能であれば教えていただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長

コロナ病床につきましては、現在、8床ございます。入院率につきましては、申し訳ありませんが、非公表とさせていただいておりますので失礼します。

○田中委員

それで、最近思うのが、コロナにかかったときに保険の対象になるかどうかという部分で、若い世代は自宅療養だとならないという状況が起きているんですけど、そういったことが起こると、症状の重症かどうかというのもなんですけど、入院させてくれないかといった相談みたいなのも増えるんじゃないかと思うんですけど、そういった案件があったりするのかどうか、また入院するときの何か明確な基準みたいなものがあれば教えていただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長

コロナ患者の受入れでございますが、県からの依頼により入院をしております。ですので、県から依頼がございましたら、年齢等は関係なく受け入れるということでござい

ます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。先ほどコロナ病床の補助金のお話になるんですが、ニュース等にも大きく出ていたので、私も記事を見て、11月7日の辺りにコロナ病床は補助金55億円が過大ということで、その中には、病院がコロナ患者を受け入れるために確保した病床のうち、空床となっている病床や、受入れのために確保した病床が対象となっていて、都道府県を通じ、病床ごとに日額、ここでは7万1,000円から43万6,000円が支払われると書いてありまして、その後、厚生労働省のほうから11月8日付で各都道府県に対し、医療機関で過大な交付がなかったか、自主点検をするように求めている、回答期限は12月9日と書かれているんですが、この辺りで光総合病院としての対応と状況について教えていただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長

全国的な過大交付の内容といたしましては、先ほども触れましたが、確保病床の病床区分を誤っていたというものがございます。先ほども言いましたが、HCUの病床として報告していたものが、実際の看護配置基準からHCUの基準、施設基準を満たしていないということがございました。

もう1点が、退院日を空床の日として計上していたというものがあります。退院日は診療報酬が入りますので、その日を空床として扱うというのが誤りであったという例の2点でございます。

当院といたしましては、HCU等ございませぬので、その他の区分ということで、先ほども申しましたが、1日当たり、1床当たり5万2,000円で、その辺は間違いございませぬでした。

それから、退院日等を計上ということもございませぬでしたので、自主点検の結果、問題なかったということで県のほうへは既に報告を上げております。

以上でございます。

○田中委員

問題ないということで安心をしました。

それで、ただ金額だけ少し確認をさせていただきたいんですけど、報道等によれば、7万1,000円から43万6,000円というものが書かれているんですけど、光総合病院は、改めて、先ほど5.2万円というようなお話があったけれど、それで間違いはないということか。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院は5万2,000円でございます。

○田中委員

分かりました。

次になります。緩和ケア病棟についてお聞きできたらと思うんですけど。これについて、開設をしたとお聞きしておりますが、今の状況についてお聞きできたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

昨年の6月に正式開設して以降の状況ですけれども、昨年の6月から今年の11月までで延べの入院患者数が3,591名で、実患者数で88名の方が今利用されております。直近の3か月ですと、延べの入院患者数で474人、実患者数で14名という利用状況でございます。

○田中委員

それで、今コロナ禍において、なかなか入院していても面会等できない状況ではないかと思いますが、やはり緩和ケア病棟においてもそういった対応をされているのかお聞かせください。

○佐古光総合病院総務課長

緩和ケア病棟も、一応面会の制限をしております。ただ、医療上必要な面会については制限しておりませんので、その辺は医師の判断で面会可能となっております。

以上でございます。

○田中委員

了解しました。

それともう1点、昨年から開設して、実際、看取り等の状況が発生もしているかと思うんですけど、グリーンケアとかそういった部分で、ボランティアとの連携した体制づくりというものも新病院開設に向けてのときにもお話をさせていただきました。

それで、その中で、なかなか今コロナで厳しいとは思いますが、その取組については、どのように進められているのかお聞かせいただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長

まず、ボランティアの状況でございますが、今現在、終末期の患者さんや家族の心理面に、患者さんの宗教を問わず寄り添う臨床宗教師のボランティアの方も参加を依頼しております。しかし、現在はコロナ禍ということですので、実際に面接の機会ということはなかなか難しく、こちらにつきましてはコロナが落ち着いた後に実際に行きたいと考えております。

あとは、現在ボランティアが入っていないという状況でございますので、病棟では看護師等が中心になって、大切な時間をその人らしく過ごしてもらうために、季節の行事等を行っている状況でございます。

次に、グリーンケアのほうですが、がん患者さんや家族が安心した療養生活を送れるよう、また、死別により残された家族の辛い思いをサポートするために、第1・第3木

曜日に緩和ケア認定看護師による看護外来というものを行っております。

また、死亡退院後、一定期間したタイミングで患者さんの御家族にお手紙等を送っているという活動もしております。

以上でございます。

○田中委員

寄り添っていただいているということで了解しました。ありがとうございます。

最後になるんですが、先ほど旧光総合病院の跡地についてのお話がありましたので、そのほかの遊休土地とか医師住宅、看護師寮等の今の状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院の旧病院の近くにありました医師住宅につきましては、現在、もう取り壊しが終了しまして、今後、売却の準備を進めております。既に売却、以前、入札等をかけさせていただいたものにつきましては、ホームページで今現在、随時募集をかけているところがございます。

病院の南東側にありました駐車場につきましては、現在、駐車場として他の業者の方にお貸ししております。

以上でございます。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

大和総合病院につきましては、当院から約1.5km離れたやまと苑の付近に、現在は使用しておりませんが、医師住宅と看護師宿舎がそれぞれ1軒ずつ建っております。

現在、近隣に迷惑がかからないように、定期的な草刈りや、職員が監視してごみの投棄などのチェックをしているのが現状です。

以上です。

○田中委員

何点か再質問させていただけたらと思うんですが。まず、旧光総合病院は以前から医師住宅を解体して更地になっているところも、今ホームページにまた新しく売払いの案内を出しているところだと思うんですが、現地を見たときに分からないので、ぜひ、現地に、売っているんだよと通った人も分かるようなことを、ぜひ掲示を求めたいなというのが1点と、あと看護師寮、旧病院のすぐ北、国道側で、荷物を置いたりもしているという部分もあったんですが、あれについても、一応解体の方向が出ていたと思うんですが、そこでは今どうなっているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長

看護師寮につきましては、病院本体解体時に同時に崩す予定としております。ただ、あの土地につきましては、病院の土地ではなく市の土地になりますので、そのために市にお返しする形になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。それで、あと大和総合病院のほうで、今やまと苑の近くの土地とか住宅についてお話があったんですが、土地も含めて相当持っていたかと思うんですけど。その中で、補助金か償却か何かの関係で、何か売れないというのを昔聞いたような、ちょっと定かではないんですけど、その辺の、何か条件的に売れないかどうかの部分で状況をお聞かせいただけたらと思うんですが。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

先ほど申し上げた看護師寮と医師の住宅につきましては、国のほうからの補助金が充てられておりますので、用途の変更が生じた場合は補助金の適正化法に基づく申請が必要となっております。もし用途を変えるのであれば、その申請が必要となるということでございます。

○田中委員

そうしたら、その適正化法の方で申請をすれば売却も可能になるという、その費用的な負担とか何かそういった条件的なものはあるのでしょうか。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

費用的なものは特段のものはないとは聞いております。
以上です。

○田中委員

分かりました。何か月か前か通ったときに、その一角の一番角の辺りに、多分民有地のところだと思うんですが、家が1軒建っていて、すごいびっくりしたんですけど。家というのは、一軒できだすと次々と建ったりもするので、一つできたというのはタイミングになるかもしれませんので、その申請をすれば売却できるのであれば、そういったタイミングに、ぜひ売却に向けて、スリム化に向けて取り組んでいただけたらと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○大田委員

土地の問題なんですけど、旧光総合病院があった南東のほうの一角に駐車場が、光総合病院で確保されておったんですけど、その土地はどういうふうになっちゃるんですかね。

○佐古光総合病院総務課長

先ほども申しましたが、今駐車場としてお貸ししております。

○大田委員

その駐車場、民間の企業か何かにお貸ししちよるということ。

○佐古光総合病院総務課長

民間の企業にお貸ししております。

○大田委員

それと、今大和の看護師寮については、何年たったら、それが国からの解除がなるの。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

その解除というものは、用途変更をする場合は申請が必要になるという段階と認識しております。

○大田委員

今、国からの援助があるから、それを売る場合には返却しなくちゃいけないと言われたから、期限があるわけでしょう。国から融資を受けた場合。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

補助金を頂いて建てておりますので、その耐用年数というか、それまでは、その用途に使わないといけないということです。それが今、もう経過はしておるということで、もし用途変更するのであれば、経過はしておりますけど、国に申請の必要があるということをお伝えしたということです。

○大田委員

だから、国に返却しなくてもいい、すぐ用途変更しようと思ったらできるわけでしょう。今、答弁は、それは返却せにゃいけんようになるからできないような答弁じゃったが、もう経過過ぎているから、もうできるわけでしょう。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

私の申し上げ方が悪かったのかもしれませんが、返却という意味ではなくて手続が必要となりますということをお答えいたしました。

○大田委員

だから、手続をすれば、何ぼでも用途目的以外にはできるということになるわけでしょう。それを今からしようとはしないわけ。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

現在のところ考えておりません。

○大田委員

今、考えていないから、そのまま野ざらしのままに置きちよくという考えで理解を

したんですが、理解しにくいところであります。いずれまた。

まほろばのことについて、ちょっとお聞きするんですが、光総合病院と大和総合病院の有給休暇、11日とか取っておられたんですが、まほろばの職員の方は、どのような休暇の取られ方をしたんですか、教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

当施設の有給休暇の取得状況ですけれども、平均で、令和元年が2.1日、令和2年が8日、令和3年が6.7日でございます。

以上です。

○大田委員

ちょっと信じられないような数字を出されたんですが。2.1日と8日と6.7日、平均でそうなんですか。ちょっと信じられないような数字なんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

まず、全ての企業において、年10日以上の子次休暇が付与されている労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち最低5日間について有給休暇の義務が開始したのが、令和元年の4月からでございます。

当施設として、職員が、期途中では減ったりしましたので、その年で賄うことができなかったのが、令和元年4月から1年間で5日間、令和2年内で5日間という形で取得しております。

なお、本来であれば、もっと有給休暇を取得できるように取り組みたいとは思っているんですが、本当に人件費率が高くて人数を増やすことも難しいので、最低限の人数で行った結果でございます。

以上です。

○大田委員

そこで、原田係長は取られたんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

私も法に則った期日は取っております。

以上です。

○大田委員

その有給休暇を取るときに許可は誰が出されるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

所属長が判断することになりますが、私の所属長は事務部長になりますので、事務部長に決裁をさせていただいております。

ただし、昨年度は室長がおりましたので、室長のほうに許可をとっております。

以上です。

○大田委員

原田係長はそうじゃが、一般の方はどうですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

介護・看護部門に関しては看護師長が行っておりますし、事務部門に関しては、通常は室長、もしくは事務部長が決裁をしております。

以上です。

○大田委員

それは、事務部長が来たときにやるの、それとも大和総合病院に持っていくの。

○原田介護老人保健施設事務係長

適宜、こちらに来られたときには、こちらで説明する場合もございますし、私がそのものを持って説明に上がることもございます。

以上です。

○大田委員

まあそういうふうに、適時来られたときには説明して、来られないときには持っていくというふうに言われたんですが、随分時間かかって手間だと思うんですが、おられたら、それはできるでしょうが。そういうところもあって、なかなか大変じゃったとは思いますが。

物事には過去があってから現在に至って将来になるということでございますので、ちらっと過去のことを振り返ってみたいと思いますが、現在のような大幅な赤字になったのは、多分平成29年か30年頃だったと思うんですが、その原因はいろいろお聞きしましたが、人件費で、第一の要因は人件費の高騰によってというふうな答弁じゃったと思うんですが、もう一遍お聞きしますが、大幅な赤字になったのは何でだったんでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

いろいろなことがございますが、当施設の職員は年齢バランスも悪いので、人件費率が急激に上がったことも原因ではございますし、近隣の介護事業者が増加したことも原因の一つでございます。

また、診療報酬並びに介護報酬の影響により減ったことも、いろいろな条件が変わったことも影響したと感じております。

以上です。

○大田委員

今、近隣の事業者が設置されたことも一つの原因であると。あれで人件費が急激に上がったというふうに言われたんですが、予算書、決算書見ても、そんなに急激に上がっ

たように見えなかったんですが、それなりに上がるような感じじゃったんですが、もう一遍その人件費の急激に上がったのを説明してください。

○原田介護老人保健施設事務係長

私の説明の仕方がまずかったと思いますが、急激に上がったというわけではなくて、徐々に上がってきたんですけれども、年齢が高い職員が増えたことによって給料が高くなったことによって収益で給与費を賄うことができていないという状況があるということでございます。

以上です。

○大田委員

それじゃ、平成29年、30年ぐらいに急激な赤字になった理由にならんですいね。

○原田介護老人保健施設事務係長

それが全ての原因ではなく、診療報酬、介護報酬の変更、改正並びに近隣の介護事業所が増えてきたことが多くの中の原因の一つだとは感じております。

以上です。

○大田委員

そこはあまり言ってもあれでしょうが。来年の4月から民間譲渡になるんですが、この1年、来年1年、当然、直営として経営されると思うんですが、その経営方針というのは、どういうふうになるんですか。また、このまま大赤字のまま持っていくんでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

今の赤字が決していいわけではなく、極力経費を削減し、収益をアップするように努力はしておりますが、なかなかいいような状況には、改善するような状況には至っていないということが現状でございます。

これが明らかな改善が見込めるのであれば、今回のような民間譲渡という話にはならなかったと思いますが、もうそういうことが非常に難しいということで民間の力を借りなければならないということで市長が判断したのだと私は認識しております。

以上です。

○大田委員

原田係長は、今のところ経営者の一員じゃないんですよ。だから、そういう答弁は経営者の一員である人が、原田係長は大変心苦しい答弁じゃろうと思いますから、経営者のほうからお聞きしたいと思います。

○小田大和総合病院事務部長

まほろばの経営に関しましては、まほろばの事務部長をしております私が責任をもつ

てやらなければならないと考えております。前回の市議会の委員会のほうでも多くの御質問も受けましたし、叱咤激励もしていただきました。引き続いて、入所者、それから通所者の方々の人数を増やして行って、収入を少しでも増やす努力を現在行っておりますし、引き続いて今後も行っていきたいと思っております。少しでも赤字が減少できるように、まほろばの職員一人一人にもお願いをしていますし、私も一緒になって取り組みたいと考えております。

以上です。

○大田委員

今年度は、市のほうから2億円弱の交付金が出ているんですが、来年度もそのような心づもりでおられるんですか、それとも補助金ですかね、あれをもらわなくて独立採算でやっていこうというつもりなんですか、どうなんですか。

○小田大和総合病院事務部長

現在、予算の要望を市のほうにお願いをしている状況ではございます。今年度、経営支援ということで補助のほうを頂いておりますけれども、来年度につきましても、今年度の補助金以上は超えないようにしたいと思っておりますけれども、同等の補助のほうをしていただきたいと現在考えております。

○大田委員

そういうふうに市の補助を頼って、この1年やっていこうと。そういうふうにされると、よそから見ると経営努力されていないように見えるわけですよ。原田係長は一生懸命やっておられるんですが、経営陣として、その努力というのはどういうふうにされているかというのが、なかなか見えてこないわけですよ。お願いすれば市のほうから補助金が2億円弱、またもらえるじゃろうと。それで、この1年過ぎれば、もう民間譲渡になるだろうから、もうそこから手が離れたらうというふうに見えるわけですよ。そのところ、もう一度、管理者はどういうふうにご考慮されるかお伺いしたいんですが。

○桑田病院事業管理者

先ほども部長が申したんですけども、結局、今、通院されている方、もしくは入所されている方を大事にしなくちゃいけないと思うんですよ。そのためには、市の力を借りながらも経営を続けていながら運営していくというのが必要じゃないかと思っています。

○大田委員

それはそうでしょうが、どうしても入所者の方には負担をかけられないと思います、それは絶対に。だから、そこに対して、いろんな経営努力をされる、また今度新しく入って来られる方、通所をされる方に対しても、それはサービスの提供をし続けなくちゃいけないと思います。

では、通所サービスの人ももっと増やすようにとかいう努力も、何ら、外から見ちよるとですよね、中は一生懸命やっておられるんですが、外から見ちよると、その努力がなされていないように見えてくるから、なかなか、ひどい言い方になるかも知れませんが、そういうふうな言い方になってしまうわけですよ。だから、どうしても平成29年か30年のほうが、特別に赤字が増大したというのがなぜだろうかなというのが、一番に出てくるわけですよ。

だから、そういうものをいろいろ鑑みながら、この1年は、市からの補助金も2億円弱をもらうのではなく、自分ところでどういうふうにしたら補助金が少なくて、自分ところで経営の立て直しの方向に、それはその次の、翌年の4月には民間譲渡決まっちゃうから何もやらんでええじゃないかと言われるかも知れませんが、やっぱり税金を投入するわけでありますから、その辺のところは考えてやっていってもらいたいと思っておるんですよ。もう一遍、そこのところを答弁してもらいたいんですがね。

○桑田病院事業管理者

先ほど申しました答弁と同じです。今おられる方、もしくは新しく入ってくる方のサービスを落とさないように頑張っていくと、もうそれしか言いようがありませんよ。

○大田委員

まあ、それは言いようがないと言われれば、それまでですが。経営の努力というのは、もっとできると思うんですよ。そこのところをいろいろ考えてやってもらいたいと思います。

また、企業債権が残っておると思うんですが、それについては病院局が返済の方向だろうと思うんですが、その企業債権はどのように考えておられますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

企業債の件についてなんですけれども、確認作業途中であり、確定したことでございますが、企業債につきましては、償還の義務を負っておりますことから、今後も償還していくことになると思います。民間譲渡になりますと、市長部局に精算事務を移管することになりますことから、これまでどおりの償還方法により市長部局で償還することになると想定されております。

以上です。

○大田委員

そうすると、病院局から完全に離れて、市長部局が全部お任せっちゃうことですね。

○原田介護老人保健施設事務係長

この設置については、病院局は経営を委託されているという状況でございますので、市長部局のほうで償還していただくことになるのではないかと現時点では思っております。

以上です。

○大田委員

経営維持のほうはどのようなふうを考えているんですか。

○西村病院局管理部長

まほろばが民間譲渡されるということは、病院局からまほろばという老健事業をもうやめるということになります。そして、事業をやめるということは、残った資産等については一般会計、市のほうに移管されることになります。ですから、清算手続きについては市のほう、一般会計のほうがやっていくということになるんだらうというふうを考えております。

○大田委員

従業員に対して、今、同僚議員が一応その行く末なんかをお聞きされましたが、福祉部門にもお聞きしたんですが、会計年度職員とか臨時とかパートとかいう方は、今後、民間譲渡された場合にはどのようなふうに皆さんに御丁寧にお話をされるんですか。

○小田大和総合病院事務部長

正職員、会計年度任用職員、同等に丁寧に説明して対応をしたいと思っております。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○大田委員

会計年度職員、臨時、パート、民間譲渡された場合は、今の答弁では、私の聞いた感じでは、病院局のほうでそのままというふうな感じにはお聞きしたんですが、もう一度お聞きしますが。

○小田大和総合病院事務部長

すみません、説明不足でした。同じように丁寧に説明をさせていただいて、会計年度任用職員の方々は1年契約で契約を行っておりますので、契約終了ということになりますので、新しい事業者の下で同じまほろばで働かれるか、それとももう違うところに行かれるか、条件を提示して丁寧に説明していきたいと考えております。

(「臨時」と呼ぶ者あり)

現在、臨時職員、パート職員は、全て会計年度任用職員という処遇になっております。以上です。

○大田委員

会計年度職員も再任用の感じで雇われるというのはないんですか。

○小田大和総合病院事務部長

会計年度任用職員は、1年の区切りで契約をしておりますので、再任用という制度は

ございません。

○大田委員

じゃあ、再任用は雇っていないの。

○小田大和総合病院事務部長

現在、再任用職員はおりません。

○大田委員

分かりました。会計年度職員は1年ごとのちゅうことでありますが、やっぱりそこに市の職員、会計年度として雇われたんだから、1年ずつではありますが、そのところは市としましても、病院局としましても、情状酌量というんですかね、そこにずっと勤めておられるんだから、そこを十分に配慮されて民間譲渡のほうもいろいろ考えていってもらいたいと思っております。

また、正職員に対して、今、いろいろお聞きされたんですが、1つ確認したいんですが、優先的に民間に移るように働きかけるという項目がありましたが、それを移らなくて市の職員として残るという場合には、当分、当然配置転換も考えられると思うんですが、病院局のほうでそのまま同じような職場で雇入れをするようには持っていられないんでしょうか。そのところをもう一遍お聞きしたいんですが。

○小田大和総合病院事務部長

市長部局のほうとまだ詳細は詰めておりませんので、その辺りは現段階ではお答えできませんけれども、こちらのほうからそういう要望は出したいと思っております。

○大田委員

ぜひとも、新しい民間譲渡になるそっちのほうに行くんじゃないかと、今までどおり勤めたいという人にとっては、そのような同じような職場で再雇用してもらいたいと思っております。ぜひともよろしくお願ひしたいと思っておりますので、お願ひします。

また、話は変わるんですが、今年の10月の中頃、午前中に大和病院で診察を受けられて、それから帰られて、午後からまたその患者が具合が悪くなりましたと。だから、もう一遍診てもらえまいかとして、大和病院のほうに治療してもらうように、診療してもらうように電話されたらしいんです、その家族の方が。そうすると、看護師さんが出られて「いや、今、先生おりませんから」じゃないか分かりませんが、断られたらしいんです。先生に相談することなく、即座に断られたらしいんですが、そういうことで看護師さんのほうから即座に断られるということは多分にあるんでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

○小田大和総合病院事務部長

必ず医師のほうに確認を取るようにはしておりますので、そういうことはないと思ひます。

○大田委員

いや、それが実際にあったわけなんです。だからお聞きしておるんです。だから、そういうふうな今答弁をされたように、必ず医師を探して、医師にどうじゃろうかとお聞きして、それで患者さんに「今は診られん」とかいう答弁じゃろうと思うんじゃが、即座に断られたらしいんですよ。

○小田大和総合病院事務部長

そのことに関しまして、私も詳細は承知しておりませんので、実際、その看護師に確認も取っておりませんので何とも申し上げられませんが、通常はそういう対応はしないということになっておりますので、今後もそういうふうな対応、患者さんに対しては丁寧な対応に努めたいと思っております。

○大田委員

そういうふうに対応、マニュアルにもそういうふうに書いてあるんでしょうが、けど、そういうふうな電話をされた方は非常に憤慨されて「地域の医療じゃないか。地域医療をするために大和病院はあるんじゃないか」とか言われて非常に憤慨されて、もう私のところにこういうふうな事実がありましたっちゃんことを伝えられてきておりますので、今後はそういうことがないように、ぜひとも地域の皆様方、患者様に対して丁寧な対応をして、丁寧な診察をされてもらうようお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○田中委員

すみません、先ほどの質疑で、大和総合病院のほうの看護師宿舎とか、土地についてはスリム化をということで質問のほうを示させていただいたんですが、次の委員のほうの答弁のほうで、用途変更についてはもうしないと明確な答弁をされたので、しない理由について教えていただけたらと思います。

○小田大和総合病院事務部長

現在、看護師寮と医師住宅がございますけれども、現在のところ、その建物を崩すとか、そういう考えは現在持っておりませんし、その付近の土地を売却するというものも現時点で考えておりませんので、すぐさま用途変更するというような考えは現在持っていないということで、そのようにお答えをさせていただきました。

以上です。

○田中委員

現在ではその考えという中で、周辺にちょっと家ができてみたりとか、環境も変わりつつある中で、今後についてスリム化をして進めてほしいということでお話をさせていただきましたので、用途変更の部分でいえば、じゃあ、今の用途のまま使う気があるのかといたら、それはないと思っておりますので、いつどういったときになるか分かりません

けど、売却に向けて、スリム化に向けて、その準備を進めておくということは、私は入り口として大事ではないかと思っておりますので、今後についてという部分で答弁を頂けたらと思います。

○小田大和総合病院事務部長

そういう今後のことに関しましては頭に入れて、今後、考えていきたいと思っております。
以上です。

○河村委員

市の病院局として、そういった遊休不動産がある場合に、それまでの対応の方法というのがあるんじゃないか。もう将来にわたって利用する見込みがないけれども、ずっとそのまま休眠の土地とか建物とかそういったものを持つのが仕事なの。

○小田大和総合病院事務部長

そういう遊休土地に関しまして、市のほうの考え方というものを今後連携しながら進めてまいりたいと思っております。

○河村委員

市の考えって、今、私が言うたとおりでございますよ。普通、そういう仕組みになっちゃるんじゃないから。ただ、お金の都合でできること、できんこと、当然ありますけど、それを今現在では何年になるのかな、看護師宿舎、もう相当年数、そのまま放置してありますよね。たしか入り口にはロープが張ってありましたけど、それは下手すりゃあ人が中へ入る可能性もある。決して望ましい姿ではないと思っておりますよ。旧光総合病院についても、周りに与える影響というものもしっかり考えてですね。今、病院のほうにお金がないっちゃうんならまだやむを得ん。じゃが、今、現金持ちよるじゃん。そういったときにはしっかり通常の業務の中で整理をしていかんじゃあ、こんなものは何ぼでも増えるよ。仕事せんにゃあ黙っておけばずっと増えるんじゃないから。そういう仕事の在り方は絶対適切でないから、その辺りのところはしっかり検討して、早めに答えを出して、3月にもう一回聞きますから、予定しておってください。

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 令和4年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

ページ数でいえば、27ページ、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金についてお聞か

せいただけたらと思います。

今回初めてこれがあるということで、私もこの補助金についてちょっと調べたところ、補助に2点紹介がございました。1点は今回ある除却等に要する経費に対する補助ということで、補助限度額これ97万5,000円マックスで出ているというのが今回だと思うんですけど、もう一つが、建設・購入に要する経費に対する補助ということで、危険住宅に代わる住宅の建設・購入に要するものに対して、1戸当たりマックスで731万8,000円という部分が出ているんですけど、これ今回、除却等に要する経費しか上がってきてないんですけど、2番の部分については申請はなかったのか、またこの除去された後、この人たちは、ちょっと個人的なことになるかもしれませんが、家はどうされたのか、この申請はなかったのかをお聞かせいただけたらと思います。

○秋友監理課長

このたびの補正におきましては、レッドゾーン内に建設されている危険住宅の除去ということで補助としようとするものです。

委員お尋ねの建設・購入に係る補助金につきましては、建設除去される方のほうの持ち出しで家を建てられるということから、建設費に対しての補助金はないということになります。

○田中委員

分かりました。条件の中に最初に、資金を金融機関等から借りた場合ということがありますので、全部御自身で出されるのであれば、対象にならないということなんですけど、すごい有利な補助内容だなと思ったので、その分も理解された上で、この方がそちらを選ばれたということと理解させていただいてよろしいですか。

○秋友監理課長

委員、仰せのとおり、そのような形になります。

○田中委員

了解しました。ありがとうございます。

○河村委員

ページ分かりませんが、市道19号線の通行止めの解除といいますか、復旧のめどがいつぐらいですか。

○山本道路河川課長

室積19号線の復旧のめどということでございますが、現在、道路下側のり面が崩れて、幅員が狭い状態で危ない状況ですので、災害復旧工事が完了した後ということになりますので、来年度の夏か秋頃になるのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○河村委員

分かりましたというか、相当かかるんです。

この前、途中まで行って引き返したんですけど、交通量自体もかなりあるのではないかと思います、来年の夏までかかるということで、もっと早められたりしないんですか。そういった声は出てないんですか。

○山本道路河川課長

これは見込みなので、できるだけ早く工事を完了して、通行止めが解除できるように努めたいとは考えております。

以上でございます。

○河村委員

よろしくをお願いします。

27ページのがけ地の近接の補助金という、ちょっと私の認識が足りないんですが、当初、県の説明をやっている中では、補助金という制度はまだなかったんですが、これは何ですか、97万5,000円のうち24万3,000円が県費だと、残った費用は、これ市のお金。

○秋友監理課長

再度、除去費に対する御質問を頂きました。

限度額97万5,000円は除去に対する補助金として支出となりますが、その内訳として2分の1が国庫、そのうちの4分の1が県費、残りの4分の1が市の補助金ということになります。

○河村委員

さっきの説明の中で、そういう県の補助金があったっけ。国の補助金は24万3,000円というのは2分の1にならんで、これ。

○松並建設部次長

私のほうから説明をさせていただければと思います。

97万5,000円の財源内訳として、8ページ、9ページを御覧いただければと思います。費目を申しますと、14国庫支出金のうち、2の国庫補助金、その中で5番が土木費国庫補助金でございます。ちょうど真ん中あたり。ここで48万7,000円、社会資本整備総合交付金。これが2分の1の国費でございます。

同じページの下から2行目になります。ここが6番の県支出金のうちの県の補助金で、6番に土木県補助金が24万3,000円でございます。

○河村委員

これ一般財源の補助制度というのは、要綱かなんかをつくったわけ。それとも条例になっちゃったわけ。

○秋友監理課長

これに対しては、市のほうで要綱を作成させていただいております。

○河村委員

前にも恐らく言うたんですが、自分らで要綱をつくって、ああこういうときには、これやろうという発想はないんでね。今ある要綱があるんなら、文書で配付をしてください。

それから35ページ、みたらい灯台ということで、国庫補助がついたちゅうのがどうも不思議でならんのですが、これ灯台を造るときに補助事業で造ったっけ、これ単独で造ったんよ。しかもその昔にあった灯台を持ってきたんじゃないんで、こういうものがあったということを想定して造った、また構造とか、そういったものについても、全く当時のものじゃないんじゃないけど、何でこれ国庫補助が下りた。

○松並建設部次長

室積みたらい公園の木製燈籠台は平成3年に復元をしたものと認識をしております。公園内にあります造作物が台風14号の暴風で破損をいたしましたので、公園内にある公園施設を原型に復元する災害復旧事業で、国庫補助を申請しているところでございます。以上でございます。

○河村委員

いるところというのは、採択があったという意味じゃないんですか。これから採択をしていただけるかという話ですか。

○松並建設部次長

事務上の話になりますが、来週、災害査定を受検することとなっています。

○河村委員

それは国庫補助をつけてやっていただければ、ありがたい話なんですが、そういった当時のものになるような復元方法というのが、もしできるものなら、今の状態というのはパネル、板のようなあれが張ってある状況なんで、文化財的な価値があるとは到底思われなと思っていたんで、そのあたりのところを含めて、せっかく国の補助がもらえるんなら、しっかりいいものを造っていただけたらと思います。

以上です。

○大田委員

今の灯籠の件ですが、これは吹き飛んだのは1面だけだと思うんですが、4面全部やり替えるんですか。

○松並建設部次長

吹き飛ばされたのは4面のうち1面だけでございますが、残り3面にも影響がありま

したことから、現時点では4面全てを取り替えることとしております。

○大田委員

それで、設計も150万円ないしと言うたと思うんですが、それを4面用の構造的な計算をして150万円して、プラス工事費が500万円か、市単独と国庫補助つけてそれでやるということ。

○松並建設部次長

そのとおりでございます。

○大田委員

それで今年度できないから繰越明許でやるということで、それでその前の市単独債復旧工事が800万円と6,300万円ついているんですが、債務負担行為で6,300万円と900万円になっているんですが、その意味をちょっと教えてください。

○山本道路河川課長

補正予算書の5ページをお願いします。

繰越明許費の市単独事業費900万円のことだと思います。これは、当初予算で100万円の工事費がありますので、今回の増額補正と合わせて翌年度に繰り越しますので900万円ということでございます。

今回補正の800万円と当初予算の100万円を合わせて900万円ということでございます。以上でございます。

○大田委員

当初予算の工事は全然してなかったと。

○山本道路河川課長

単独工事費の当初予算100万円は執行しておりません。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと意味が分からん。なんで執行せんじゃったんか。

○山本道路河川課長

当初予算の100万円につきましては、災害復旧に備えてということで100万円を計上しておりました。

令和4年度はこれまでに、単独事業の災害復旧工事を必要とするような災害がございませんでしたので、今回の補正予算と合わせて執行を予定しております。

以上でございます。

○大田委員

見込み予算でしょうということだな。了解。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○大田委員

一般質問で明らかになったことなんですが、光駅についてちょっとお聞きしたいんですが、このあの延期になったという原因は何だったのか教えてもらいたいと思うんですが。

○松並建設部次長

一般質問で部長答弁がございましたように、鉄道事業者の協議が想定以上に時間を要しているということで、現時点におきまして御説明できる内容に至ってないということでございます。

以上でございます。

○大田委員

J Rとの協議が難航しているからということらしいんですが、工事を延期するというのは、どこで決めた。

○松並建設部次長

鉄道事業者との協議が非常に難航しているということを、部長のほうから御答弁差し上げたところでございまして、延期ということは、申し上げておりません。

○大田委員

延期じゃないんですね。計画どおり工事着工して、終わるんですね、そうなるよ。

○松並建設部次長

部長から一般質問で御答弁を差し上げておりますが、スケジュールに大きな遅れが生じてきております。鉄道事業者との協議が、今後もさらに時間を要する見込みとなっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

時間を要すると言われて、それで合併特例債も使えなくなったというような答弁じゃ

ったと思うんですが、合併特例債使えなくなると、それは延期になったから使えなくなっただけじゃないかと思うんですけど、計画どおりだったら使えるはずですよ。延期ではないと言われたんですが。

○松並建設部次長

延期という表現はいたしていません。ただ、部長の答弁の中で、合併特例債の活用、これにつきましては、令和6年度までに終わる事業に活用できる財源でございまして、光拠点整備事業への活用は、現実的には困難になると御答弁を差し上げたものでございます。

○大田委員

すいませんもう一遍、ちょっと肝心なところが聞こえなかったもんですから。

○松並建設部次長

光拠点整備事業への合併特例債の活用は、現実的には困難であると考えております。

○大田委員

現実的には困難であるということでありました。令和6年までに、それが工事中ちゅうことは、一応の計画書上では上がっておったんですが、それが使えなくなると、現実的には困難であると、ということは延期と考えられるんですが、延期ではないんですね。

○松並建設部次長

延期というものが何を指して言われるのか分かりかねますが、令和6年度までに合併特例債を充てて、南北自由通路の整備を行うことが現実的には困難ということでございます。

○大田委員

現実的には困難です。

ほいでそうすると、基本設計、今やっておられると思うんですが、計画どおりに終わるんでしょうか。

○松並建設部次長

令和3年度と4年度の2か年をかけて基本設計を進めております。今年度末までの契約期限あり、現在、工事の工程の検討や概算事業費の算定といったことを進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、その契約期間内に終わるように設計が、基本設計が終わるんですかと、お聞きしているんです。

○松並建設部次長

契約期限を来年の3月24日としております。契約期限までには、設計は終えるものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

その設計を終えるということでございますが、JRさんとの話し合いは、出資の件でもめちやるんですか、それとも設計の件でもめちやるんですか。

○松並建設部次長

こちらにつきましても、部長から一般質問でお答えをしたところではございますが、費用負担の考え方に関し、非常に難航しているということでございます。

交渉事であり、相手もございますので、具体的な内容につきましては、差し控えをさせていただきますと存じます。

以上でございます。

○大田委員

でもある程度具体的なこと聞かん、皆さん想像で物を言うようになるんです。すいね、想像で物を言うようになるんです。

今、私も、合併特例債使えんようになったいうから、当然延期というように、そういう言葉を発しておりませんと言うが、でも合併特例債使えなくなったといえ、延期やなというふうに、私も想像で、JRとの話し合いが難航という、どういようなことで、費用の面か、設計面か、差し控えたいと思います、また想像で物言うたら、そうでありませんとか言われたら、聞くほうも困るし、それを聞かれているほうもあちゅうことになるから、そういうところは言えませんじゃないと思うんですがね。

○松並建設部次長

これまでに、この委員会の場でも御説明をさせていただきましたが、現地の測量調査や地質調査などを行いながら、そうした結果を反映させて基本設計を進めてきております。

各段階におきまして、各種の検討をしながら、鉄道事業者と具体的な協議を行っており、その過程で費用負担の考え方について乖離が生じ、この調整に時間を要していると、本市と鉄道事業者のどちらが、どの程度の費用を負担するのかといった協議が非常に難航しているところでございます。

○大田委員

今、言われたように、測量やら地質調査は十分に終わって、それに対する設計には入れるようにはなっているんですね。

○松並建設部次長

設計は進めておりますし、先ほど申し上げましたように、3月末までには設計を終える見込みでございますけれども、費用負担の考え方で、本市とJRとの、どちらがどの程度負担するのか、いった協議が非常に難航しております。

○大田委員

要するに、おたくが何ぼ出資するか難航しているというように、私は今そういうように感じたんですが、それについて、基本設計することにおいて、総額というのは大体出ていると思うんですが、前は35億円ぐらいとかいう概算予算じゃったんですが、大体その辺のそれとまだ上がるような感じの予算になるんですか。

○松並建設部次長

基本計画の策定段階で概算事業費として、おおむね30億円から40億円程度とお示しをさせていただきました。

現在の基本設計の段階におきまして、概算事業費につきましては、現在算定中でございますので、具体的な額はお答えできませんけれども、一般質問で部長の答弁にもございましたように、鉄道事業者からの数多くの要求のほか、設計段階における地質調査や現地調査の結果の反映、また折りからの物価高騰による資材価格の高騰などで概算事業費が大幅に増加することが見込まれております。

以上でございます。

○大田委員

そういう今現在の物価の高騰で大幅に増加の予定と言われて、なかなかその概算金額出にくいかなと思うんですが、それであの大まかな基本設計を、今この年度末には終わるよとなった場合に、合併特例債が使えなくなるということになると、今度は金額の捻出の仕方も随分変わってくるだろうと思うんです。そこんところはもうどうふうにご考えておられますか。

○松並建設部次長

こちらにつきましても、一般質問に部長が御答弁をしたとおりになりますけれども、現状を打開できる方策につきまして、何らかの方策を見出だしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

当然造るんだったら、何らかの方策当然見出だせなくてはいけないんですが、差し当たって合併特例債が使えなくなると、その金額相当する金額をどっかから引っ張ってこなくてはいけないと思うんです。市が市債を発行するとか、国の支出金を、どっかの補助金に頼るとか、県の補助金に頼るとか、まあそういうような考えがあるだろうと思うんですが、国からの補助金に頼るのが一番妥当だろうと思うんですが、それらの算出と

いか、そういうような補助金の探すというか、そねえなんはある程度心当たりが、めどがついているんですか。

○松並建設部次長

事業費の財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用する見込みでございます。

しかし、補助でない、いわゆる補助裏というふうに呼んでおりますけれども、その補助裏の部分に充てることを見込んでおりました合併特例債がかつようできない状況にございまして、残念ながら合併特例債ほどの有利な財源は把握できておりません。

以上でございます。

○大田委員

以前、南岩国駅が改修工事したことがあるんです。土地を掘り下げてエレベーターつけてといくということやったんですが、岩国市はほとんどが国の財源を、補助金を出してもらって、ほとんど賄って、市の支出は結構少なかったんです。

そういうふうな方法も合併特例債が使えなくなるんだったら、そういう方法、ほかの市にもいろいろ勉強されて、そういうふうな国の補助金が借りられるか、補助してもらえるか、それなら一生懸命探されるはずなんです。ぜひその辺、今後とも、延期じゃなくて、そのまま予定どおりの日にちに終わるような、設計、実施設計、施工、JRという、ある時には南岩国はほとんどJRの歳出してなかったようにお聞きしているんです。できるはずですから、しっかり光市もそういうふうな、南岩国駅造ったときに、そうされておったんだから、光市もできるはずと思うんです。

そうふうな十分活用して早急にやれるようにしてもらいたいと思っておりますから、手腕に期待しておりますから、よろしく。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

先ほどの件ですが、いろいろあれですが、そのたびにやっぱり一応議会のほうにも報告してほしいと思っておりますので、それはよろしく願いいたします。

次に参ります。市道です。大体皆さんが、執行部がやられるの全部舗装されていますような答弁いつされておるんですが、いまだに未舗装のところがあるんです。市道と認定されている。それは認識されておられますか。

○山本道路河川課長

市道の未舗装についてでございますが、令和3年度末時点で、市道の道路舗装率で申しますと99.2%は舗装されております。残りの0.8%については未舗装の部分が残っているものと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

そやけ、99.2%と残り0.8%未舗装と、それは人家がない場合もあるかも分かりませんが、人家のあるところで未舗装のところがあるわけです。そこんところどういうふうな今後対応されようとされているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○山本道路河川課長

市道の未舗装個所の舗装整備につきましては、市道の現状や交通量、緊急性など総合的に判断し、行っているところでございます。

具体的な箇所がございましたら、現地を確認した上で、必要性を検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

人家があるんだから、そこそこ交通量あると思うんですが、山奥の1軒家のところで舗装されてないとかいうんじゃないかと、一応は、町なかとかいうか、郊外とかいうか、あれで人家があるから、当然そこそこの交通量あると思うんですが、それを舗装されてない場所を言ってもいいんですが、場所を言ったら舗装をしてくれますか。

○山本道路河川課長

繰り返しにはなってしまうんですが、現地を確認した上で、必要性をまずは検討してみたいと考えておりますので、具体的なところがあれば、お示しいただければと考えております。

以上でございます。

○大田委員

なかなか、なるだけ早い舗装するとかいうの、答弁じゃないが、なかなか難しいような答弁みたいに聞こえるんですが、やっぱり市道でありますから、当然人家があれば、交通量もありますから、当然舗装されるべきだろうと思っておりますので、ぜひそのところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほいでまた光市の市有地であって、その上は舗装されて道路として運用されている道路が、認定外のところが多数あるんです。そういうところは市道としてから維持管理をされるのが当然だと思っておるんです、私としましては。市としてはどのようにお考えでございましょうか。

○秋友監理課長

市有地なのに、市道認定がされていないということで御質問いただきました。

本市におきましては、市道認定要綱で定めた認定条件に該当し、かつ構造上満たされる路線であれば、議会の議決をいただき、市道の認定とさせていただきます。

市道として認定することができる道路であるかは、先ほど申し上げました要綱に基づき、認定条件を満たしている路線であれば、市道として認定するものと考えており、認

定していない道路は、いずれかの条件を満たしていないものと考えております。

○大田委員

土地が市有地なんです。土地が市有地なんです。市有地に対して舗装されて、道路として舗装されている。私有地やったらそらええよ。市有地なんです。それに対してやれ道路幅が何とか言われても、土地は市有地なんです。道路幅が何とか言われても、それ造ったときには、市が造ったんです。それをわざわざ市道として認定しない。ちょっと新しい要綱ができたから、それに当てはまらないから、認定しないという。そのところがどうしても不思議なんですけどね。

○秋友監理課長

市道認定のことについて再度御質問いただきました。

市道認定につきましては、旧大和町、旧光市が基準を設けて認定をさせていただいており、合併協議会において、以前から大和町で町道として認定していたものは、そのまま市道認定することを、合併協議会で決め、その後については新光市となるときには、光市の要綱に基づいた基準で認定をしていくことで要綱を作成しております。

以上です。

○大田委員

旧大和町、旧光市じゃなくて、旧大和においてもそうだし、旧光市においてもそうなんです。市有地の上、道路として使用されている。それを、これは市道でないから、その住人が全部維持管理をしてから整備をせいと、市有地なんですよ。

先ほどの島田駅前の構造物があるんでも、あれはJRじゃからなかなかできませんとか言う答弁じゃったんですが、そういうふうに変なあれお持ちなんです。

市有地であれば、それを道路として使ってるんじゃないら、当然市が管理すると見られるんですが。

それは規定にはまってないからとか言われても、そら市有地なんだから。もう一遍そこんところお答えください。

○秋友監理課長

市有地ということで、市道認定をということで御質問をいただきました。市道認定については、以前にも認定の基準を、御説明をさせていただいたところでございますが、現行の要綱に基づいたものであれば認定していくという形になると考えております。

○大田委員

市有地だろうと何だろうと関係ないと、今ならの現行の市道で認定されてなかったら、全く関係ないということですね。

○秋友監理課長

再度いただきました。先ほど言った市道認定という形につきましては、どうしてもこ

ちらの市道認定要綱に沿ったもので、認定をするということになっております。このような形で、法令に基づいた判断をすることが適法な取扱いであると考えておりますし、行政事務に携わる者からすれば、法令遵守は極めて重要であると考えております。

○大田委員

だから道路幅が4 m、両側に側溝がなければ駄目ということ。

○秋友監理課長

市道の認定要綱に基づいて言えば、様々ございますが、基本的には道路幅員は4 m以上であること、それと雨水の処理については処理排水施設が設けられていること等が基準になってくると考えております。

○大田委員

それに道路幅が4 m、その両側に排水あればどこでも市道認定すると、そういうことですね。分かりました。

次に移ります。今、橋についても年間計画を立てて、ゆっくり改修されていると思うんですが、橋のコンクリートや鉄筋が予想よりも早く疲労してから、橋が破断をして、貫入を出してはいけないと思うんですが、今後の橋の改修計画というののはどのように考えているかを、お聞かせください。

○山本道路河川課長

橋の改修計画といいますか、橋の老朽化対策ということでお答えさせていただきます。

老朽化対策につきましては平成25年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、その後令和2年3月に計画の改定を行うなど、計画的かつ効率的な橋の対策に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、この修繕計画と、そして橋梁の点検も行い、計画を適宜見直し、効率的かつ経済的な老朽化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

橋の耐久年数ちゅうのはあるんですか。

○山本道路河川課長

耐久年数は、法令などでは、特に何年という定めはないものと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

合理的な言われたが、建物は大体40年が耐久というふうとうたわれています。橋は極端に言うたら、70年たっても、そのコンクリート橋はいいと、そういう解釈でいいんですか。

○山本道路河川課長

橋梁につきまして、特に鉄筋コンクリート製のものにつきましては、その橋が架かっている環境に大きく影響されます。

例えば海岸の近くであれば、塩の影響を受けたり、そしてまた、橋はどのようなふうに造られておるか、専門的に言うと鉄筋のかぶりという言い方をしますが、こういったもので耐久年数というのは変わってくるため、一概に何年というのは申し上げにくいものと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

大体一概に耐久年数は言えないかも知れませんが、鉄筋のかぶりというても、かぶりは7 cm以上かぶる、そういうふうに大体が耐用年数になっているんですが、それがよく見ると2 cmぐらいしかないところも、鉄筋なんて出ちゃったところもあるんですが、それでも一概に言えないと。

○山本道路河川課長

施工によっては、昔のものはかぶりが少ないものもあり、今言われた2 cmとか、そういうのも極端に言えばございます。また橋の基準というのも、時代とともに変わってきています。基準はないものと認識していますが、一般的には50年とか、70年とかいうようなことであろうかという認識でございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、要するに、鉄筋にしても、コンクリートにしても、昔のは、今のようには、はっきりしたものもなかったから、強度もあるもんじゃないとは思っております。

だから、鉄筋にしても結束なんかもうまくいってないんじゃないかなんかと思っております。だから、どうしても、その、もう何十年かたちよる橋に対しては、もう新しい橋に造り替えるとか、補修するにしてももっと強くするようにするとかいうふうにせんにゃいけないと思ってるんですが、そのところはどのようなふうにお考えですか。

○山本道路河川課長

御指摘のように、橋それぞれによって、特性というか、条件が違っております。このことに関しては、橋梁の点検、5年に一回の頻度としておりますが、この点検結果を見ながら、どのようなふうな形で劣化損傷が進んでいるのかも見ながら適宜計画を見直し、対応していくこととしております。

以上でございます。

○大田委員

長寿命化で大体年間何橋ぐらいの補修完了を見込んでおられるんですか。

○山本道路河川課長

年間何橋かということですが、補修については、費用がかかる橋、かからない橋というのがございます。

計画的な橋梁の補修は、平成27年度から補修工事に着手しております。令和3年度末で15橋、何らかの補修工事を行っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

大体8か年で15橋、やったら大体1年に2橋ずつの改修工事で、これじゃったら、今の光市の持っている橋の補修工事っっちゃうのは、ちょっと気が遠くなるような感じするんですがね。どうでしょう。

○山本道路河川課長

橋梁の補修工事につきましては、費用が大きくかかっている状況でございます。このことにつきましては点検結果を見ながら、極端に老朽化が進むようであれば計画の見直し等検討も必要になるものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

はい、分かりました。何ぼ言うても同じことでありますので、ぜひとも、もっと橋梁の補修っっちゃうのもぜひとも進んでやって、まあ、お金もかかることじゃしと常に言われておりますが、人間の命を預かる橋であります。ぜひとも早急にやってほしいと思っておりますので、頼みます。

終わります。

○小林委員

それでは、私から数点質問させていただきます。

まず1点目としましては、近年老朽化が進むや道路舗装や横断側溝を原因とした車両事故が多発していることを踏まえ、市道緊急整備事業として道路舗装の剥がれやポットホール、横断側溝のグレーチング蓋などの改修・補修工事が行われていますが、現時点での事業の進捗状況をお示しく下さい。

それと、本事業における具体的な改修・補修の場所というところと、なぜその場所が選ばれたというところもお示しをください。

○山本道路河川課長

委員お示しの市道緊急整備事業でございますが、これは令和4年度の単年度の単独事業として行っており、横断側溝の改修工事と舗装の補修工事でございます。

1つ目の横断側溝の改修工事につきましては、光駅前の横断側溝や大字立野の市道慶周寺線というところがございます。そして、浅江三丁目の島田虹ヶ浜線、この3か所の

工事が完了しております。

現在は、虹ヶ丘4号線、虹ヶ丘6号線といった2か所の工事を行っているところでございます。

2つ目の舗装の補修工事につきましては、浅江一丁目の浅江町線など、このほかに6路線の工事が完了しております。現在は、花園一丁目の中村花園線と浅江五丁目の花園高州線の2路線の工事を行っているところでございます。

続きまして、なぜその場所を選定したかというところでございます。

横断側溝の改修工事の対象箇所でございますが、先ほど委員もお話しされたように、グレーチングの跳ね上がり等を原因とした事故防止のため、日常のパトロールや通行者の方々からの情報などを基にしまして、緊急性や車両の通行量などを踏まえ、早急に改修が必要な市道路線の横断側溝を選定しております。

そして、舗装改修工事につきましては、ポットホールを原因とした事故防止のため、これも日常のパトロールや通行者の方々からの情報などを基に、緊急性や車両の通行量などを踏まえ、常温合材というものを使用して職員が舗装のポットホールの補修をしております。このような補修では対応が困難な市道路線などの選定を行っております。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく理解ができました。やはり、この事業も令和4年度に限定されている事業でございますので、予定された事業については、今年度中にしっかりと完成をしていただくということをぜひ目途として、引き続きの対応のほう、よろしく願いいたします。

それと、もう一点でございます。道路や公園遊具等の不具合に対する市民からの通報状況をまずお示しをください。

それと、これまでは電話による通報でしたが、本年10月からラインによる通報が可能になったということで、これらの通報手段に影響があったということ、影響がありましたでしょうか。

それともう一つ、市民の通報から、行政による、いわゆるフィードバックまでの流れ、これについても少しお示しをいただけたらというふうに思います。

○山本道路河川課長

まず、通報件数でございます。

通報は電話や来庁によるもの、現地などにおいて、直接、苦情・要望などを受けます。この件数でございますが、令和4年度で申せば、道路河川課への通報件数は現時点で378件でございます。

そのうち、先ほど言われた、ラインによるでございますが、これは7件でございます。そして、重複しますが、ラインに関してでございますが、建設部が所管する道路や公園の遊具などに関する通報件数でございますが、12月15日現在で9件でございます。

通報の影響についてでございますが、道路や公園などに関しましては、これまでどおり、電話などによる通報が多く、特に今のところ影響はないものと考えております。

ただ、ラインアプリの通報では、写真等が添付できますので、この写真等が適切に添

付できていれば、効率的に現地を確認できております。

通報に対し、要する対応期間でございますが、舗装のポットホールや側溝の破損、遊具の損傷などの事故の発生につながるものは、電話などによる通報と同様に早急に対応しております。

その他の通報等に対しましても、基本的には、電話などによる対応日数と変わりなく対応しております。

以上でございます。

○小林委員

実際の全体の相談件数に対するそのラインの、今年10月からラインが稼働されたというところで、件数としては道路と公園にフォーカスをすれば9件ということで、正直、私が想像していたよりはちょっと少ないかなというような印象を受けました。

この事業についても、これからの事業でございますので、しっかりと市民の方に周知をしていただいて、このライン向けの通報というところもぜひ、電話と同様に、対応のほうの選択肢として、一つとして考えていただけたらというふうに思います。

ここはひとつ要望なんですけど、今のそのラインのこの状況というところは、実際に通報は上がってきますけど、その通報に対するフィードバックというところ、その手段は少し明確ではないなというところがあったので、これはぜひ今後検討していただけたらというふうに思います。

私からは以上です。

○田中委員

ちょっと重なるところがありますが、3点に絞って質問させていただけたらと思います。

今の通報アプリの件なんですけど、結果の報告についてという部分で、これ、未来挑戦プロジェクトのほうでも、双方向になるために、対応した結果をアプリで報告し、取組を情報発信しますということを示されているんですけど、現在、私もなかなか怖くてラインでこうお知らせできないんですけど、情報提供された方にどのように返されているのかという部分をお聞かせいただけたらと思います。

○山本道路河川課長

ラインによる通報に関する回答でございますが、このアプリは機能上個別に回答ができるようになっておりません。また、ラインのアプリの目的は危険箇所の迅速な解消や損傷箇所の効率的な補修に活用することとしておりますことから、内容に関しては通報者への連絡や対応結果の回答などは現時点では行っていない状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。今、所管のほうからという部分では分かったんですけど、これは、もともと導入に向けてが、市民通報アプリがまちづくりに参加ということでシステム上私は

そういうものは、報告ができるものが入ってくると思っておりましたので、周南なんかは行政が対応したものがどうなりましたというの情報発信して、それがまた呼び水で市民が情報提供してくれるというようなサイクルが起きています。

やっぱり、小さいことも市民としては改善していただけたら物すごくうれしいことで、ほかの人のを見ても、まちがよくなっているというのを見るのはすごくうれしいことになりますので、これはシステムの問題だと思えますので、ぜひ、そういう声があるということで、委員会も違いますんで、その辺も、当初の目的のシステムをつくり上げていくように、お願いをしていただけたらと思えます。

2点目が、久々なので、岩田駅前のコンパクトシティについてお聞きしたいと思うんですけど、大分道路のほうも工事が進んでおりますが、旧支所のほうも更地になっておりますので、あの辺りのコンパクトシティの進捗状況について、まずはお聞かせいただけたらと思えます。

○山本道路河川課長

岩田駅前のコンパクトシティに関する道路の整備状況でございますが、現在、県におきましては、主に岩田駅前の県道岩田停車場線や県道光日積線の道路整備が進められており、市におきましては、大和支所の跡地の道路整備などを進めているところでございます。

県による道路整備は、県によりますと、事業用地の確保が完了した箇所から順次工事を進めているとのことで、JR岩田駅前の県道岩田停車場線から県道光上関線に接続する岩田駅交差点から岩田郵便局までの間、つまり、駅前の交差点において岩田駅を背に支所に向かい、左側に曲がるようになりますが、ここの区間の歩道の整備が進められているところでございます。

また、県道光日積線の岩田駅前交差点から大和支所跡地までの区間につきましては、用地の確保ができた箇所について、順次、歩道の整備工事に着手するというところでございます。

市が行う大和支所跡地につきましては、令和3年度から道路整備工事に着手しておりまして、現在、令和4年度内の完了を目指し、舗装工事を進めているところでございます。

この令和4年度の舗装工事の完了により、大和支所跡地内の道路の整備は完了する予定でございます。

以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。順調に進んでいるのかなという印象を受けました。それで、相手先が、道路については相手先もいるということがあるんですけど、私は順調に進んでるなと思ったんですけど、これが順調に進んでいるのかどうか、また何年に完成するみたいなのが、もう見通しが立っているのであれば教えていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○山本道路河川課長

県のほうには、具体的に何年に完了というようなことは確認はできておりません。
以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。道路工事についてはもう目に見える形で進んでるので、住民の方からも何かこう希望のものになっておりますので、また引き続き、私も見守りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後の1点が、これが、今年度、福祉部のほうから建設部所管になった、光駅から虹ヶ浜周辺の高就労事業で行っていた清掃作業について移管していると思いますので、今年度、取り組んでみての状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○松並建設部次長

福祉保健部が所管しております高齢者就労事業の一部の見直しを受けまして、今年度から建設部におきまして、国道188号の光駅前から虹ヶ浜にかけて、またなぎさ公園、海岸と平行しております市道浜線、こういった箇所の除草などの維持作業を業者への委託により行っているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

実際に、今年度、一貫して作業を行っている中で、地元住民の声等、どのような状況か、また、代弁しますと、今もそうなんですけど、この間の雨風で松葉がすごい落ちて、雪が降った後みたいに茶色の一面の世界になってたりもするんですけど、その辺りも含めて、今、建設部が行っている事業で満たされているのかどうかというところでお聞かせいただけたらと思います。

○松並建設部次長

業者に委託をしておりますので、頻度を申し上げますと、公園につきましては市内の他の公園と同様、年に2回、それから市道の路面清掃につきましては年4回、ただ、これは台風の襲来後などは適宜行っているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

住民等の声をどう受け止めているかという部分はちょっとないんですけど、予算の部門で、建設部に代わって今どれぐらいかかっているのか、道路の部分と渚公園の部分でどれぐらい増額になったのかってところで教えていただけたらと思います。

○松並建設部次長

今年度の建設部分ということで申し上げますと、道路河川課関係が約70万円、公園緑地関係が約60万円、合わせて約130万円といったところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。私も予算がどれぐらいかかっているかという、前もって調べているんですけど、随分、予算的には下がっている状況ではないかと思えます。

じゃあ、業務の質としてはどうかと考えると、高就労の方たちが丁寧にやってくださったので、駅前のやっぱりメインの場所として、きれいに維持されていたものが、今、1年目ということで、どんどん松葉が堆積して行って、困っている状況がありますので、その部分は、お金の部分、まずは、あとは清掃内容の質の部分とバランスはあるとは思いますが、私は改善する必要があると思っておりますので、その辺りでまた、住民、市民の声を聞きながら、来年度に向けて改善に取り組んでいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○松並建設部次長

まさに、今、委員が言われましたように、ほかの路線やほかの公園とのバランスといったものはあるかと思えますけれども、こういった手法が可能なのかというのは考えさせていただければと思えます。

以上でございます。

○田中委員

よろしく申し上げます。

○森戸委員

数点、市道山田畑線の待避所の工事の現状、これは計画からどのぐらいで完成するのか、この辺をお願いします。

○山本道路河川課長

現在、工事を行っております山田畑線の工事箇所については、平成27年度に実施設計を行い、平成29年度から工事に着手しております。

本箇所につきましては、現在行っております工事の令和4年度内の完了により、この待避所が完了する予定でございます。

以上でございます。

○森戸委員

今年度完成ということで、約10年近くかかったということになるかと思えます。この間に、台風、災害等で何度か工事がストップしたりしてはありましたが、やっと完成ということで、ありがとうございましたということで、よろしく願いいたします。

それと、土のうステーションについてなんですけど、これは実証実験ということで今回で何年目になるんですかね。3年か4年目、そのぐらいのところじゃないかと思うんですが、利用状況とその実施を始めてから、実施というか、実験を始めてからどのぐら

いたつのかも含めて、併せてお願いします。

○山本道路河川課長

土のうステーションは、平成30年7月豪雨で浸水等の被害が甚大であった、三井、上島田、周防地区を対象に、市民の方々に土のうの作成に必要な土のう袋や中に詰める土砂などの資材や製作場所などを提供することで、浸水被害の軽減を図ることを目的に、島田川沿いの4か所に設置しているものでございます。

土のうステーションの利用状況でございますが、令和元年度から始めているわけですが、令和元年度と令和2年度は作成した土のうを土のうステーションに設置しております。

この利用数でございますが、令和元年度は445体、令和2年度は1,059体、令和3年度と令和4年度については、土のう袋を支給し、中に詰める土砂などを置く、置き場で作っていただくようにしております。令和3年度は472枚の土のう袋を支給し、令和4年度は241枚の土のう袋を支給しております。

以上でございます。

○森戸委員

大体、光市としては、3年でどうするか、見直したりローリングをするわけなんですか、どうされるんですか、今後は。

○山本道路河川課長

今後でございますが、当面の間は実証実験ということで継続をしてまいりたいというふうに考えております。

○森戸委員

利用される方からは、それはそうでしょうね、袋に詰めてあるほうが1,059出たように、恐らく、詰めてあるほうがいいというのは当然のことだと思うんですが、前にも言いましたけど、下松市は各コミュニティセンターといいますか、公民館といいますか、詰めた土のうをテントカバーのようなものでかけて常時設置をしてありますので、島田川沿線では、そういうタイプのほうが私はより迅速に水防、土砂災害等に対応できるのではないかと思いますので、なかなか詰めて数多く作るというのはとても大変なことでありますので、ぜひそういう体制でもって、公民館ができたとき、三島の公民館ができたときには、たしか土のうのステーションもそちらに併設されるような話でしたよね、違いましたっけ。

○山本道路河川課長

三島の公民館への土のうステーションの併設につきましては、現時点では定まっておりません。

○森戸委員

分かりました。私の勝手な希望かも知れませんが、そういうふうになればいいなあと思いますので、それも含めて、私は必要な仕組みだと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと、先ほど、大和のコンパクトシティの話がありましたけれども、市営住宅と県営住宅の入居の状況が分かれば、お示しいただけますでしょうか。何ぼあって何ぼ埋まっている、全部埋まっているなら、全部でいいですけどね。

○沖本建設部建築担当次長

市営住宅につきましては、現在20戸建設をいたしました、20戸とも全て満室という状況でございます。

県営住宅につきましては、若干余っておりますが、先般行われた公募の結果、すべて埋まる見込みとなりました。県営住宅も戸数は20戸でございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。新しいですし、駅にも近いということで、便利、利便性というものがあるんだろうと思います。

今、道路の拡幅とか含めてやっておられるんですけども、その、にぎわいという点では、もともとあった商店等が移転をされたりして、その部分が少し感じられないといいますか、その辺はどうなっていくんでしょうね、というお尋ねですが。

○松並建設部次長

岩田駅前のコンパクトシティにつきましては、県のモデル事業の3つのモデル地区の1つに選定されたことを受けまして、県営住宅の整備でありましたり、県道光日積線の整備でありましたり様々な事業が進められているところでございます。

委員お尋ねのにぎわいということに関しましては、平成24年に策定をいたしました岩田駅周辺地区整備基本方針の中で、にぎわい空間の創出といったような方向性の中で、空き店舗の活用促進でありましたり、魅力ある店づくりといったような施策・事業例をお示ししております。これにつきましては、計画当初、前期の取組、それから後期の取組ということで、おおむね20年を見据えた取組でございますが、庁内関係部署におきまして、こういったことにも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その基本方針ですか、つくったときから想定をすると、どういうふうに評価をしておられるんですか。時間もたっておりますけれど。

○松並建設部次長

今ほど申し上げました、2つの施策につきましては、主な関係部局として経済部ということでお示しをしております、この場での答えは差し控えさせていただきます。

○森戸委員

分かりました。その辺のにぎわいについては、経済部のほうでまたお尋ねしようと思います。

それと、災害とか、市営住宅について、お尋ねをします。

災害とか火事等で、緊急避難的に住宅を、住居を失う、住宅の滅失など、大きな被害で、自らの住居に居住できない場合、光市としてはどのような仕組みがあるのか。

○沖本建設部建築担当次長

台風や地震等の災害により、自らの住宅に居住できなくなった場合の緊急措置といたしまして、一時的に市営住宅の貸出しをしております。

以上でございます。

○森戸委員

その期間と確保している戸数は幾らなのか、その確保されている住宅はどういう分布なのか、地域的な分布。

○沖本建設部建築担当次長

入居期間は6か月間としております。緊急避難用として、現在確保している市営住宅についてでございますが、今現在は5件程度でございます。

実際の住宅名で申し上げますと、小豆尻住宅が2件、儀山住宅が1件、あと山田住宅が1件、岩狩住宅が1件、合計5件でございます。

以上です。

○森戸委員

その間の賃料はどうなっていますか。

○沖本建設部建築担当次長

家賃つきましては、6か月は無償ということにしております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。大体の仕組みとして分かりましたんですが、実際に、災害とか火事で焼き出された方からの御要望なんですけど、以前もお伝えをしたと思いますけれども、要は、その、光市の市営住宅を貸すということで、例えば、その風呂の浴槽であるとか、カーテンとか、そういうものが何にもありませんので、本当に裸一貫で転がり込むような形になろうかと思えます。

特に火災なんかの場合は、全て焼け出されたりすると、水害にしてもそうですけれども、本当、着のみ着のままというところで、そういう状況に関して、ある程度のすぐ生活ができるような形ができないかといった切実な声を聞くんですが、その点については

いかがですかね。そういうふうな、災害の住宅を失われた方に対する住居が必要だと私は思いますが、いかがでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

現在、緊急避難用として空けている市営住宅の中には、小豆尻住宅や儀山住宅等、浴槽や風呂釜が設置してある住宅もございます。生活物資の支給に関しましては、福祉部局のほうと連携取りながら、今後も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森戸委員

例えば、カーテンなんかは、何もない状況ですので、冬場とか相当厳しい状況になるかと思えます。

実際に、前、火事で焼け出された方は、冬場、ちょうど正月明けだったと思いますので、何にもない状況でというのが一つと、この立地状況ですよね、非常に利便性が高いエリアとも思えませんし、高齢者の方にとってみれば、大変な立地状況の中で行かざるを得んというような、断念をされたケースもあったかと思えます、水害のときは。やっぱりある程度利便性のいい部分というのと、最低限の生活ができるような部分は、私は必要ではないかなと思います。

実際に御相談を受けて、毛布とか服とか、そういうのを声かけをして回ったということもありますので、当然、福祉サイドの民生委員さんとか、そういう仕組みもありますので、そういうところと声を掛け合いながら、すぐ生活ができるようにというのは当然必要だと思いますが、災害に関して言えば、最低限のすぐ生活がスタートできるような、しかも立地の部分も含めた災害用の住宅の確保をぜひお願いできたらと思います。

以上で終わります。

○河村委員

先ほど、認定外道路についてのお話がありましたが、認定外道路といえども、道路管理者は市長です。ここで起きた事故等については、現状では、保険の適用を受けて、修繕をしているということは間違いないと思えますが、それだけちょっと確認させてください。

○秋友監理課長

認定外道路においての事故の対応ということで、御質問をいただきました。

認定外道路で、事故が起きたということになれば、保険にも加入しておることから、状況に応じた部分もありますが、市で対応することにもなろうというふうに考えております。

○河村委員

現状で、認定外道路の道路管理者は光市長だという確認を以前にしておりますが、間違いないですねと、それから、現状、そこで起きた事故については、光市の保険で修繕

をしているということも間違いありませんねと、その確認だけしてください。

○秋友監理課長

認定外道路での事故の責任についてですが、事故発生の原因など個々に異なるため、一概に申し上げることはできませんが、市で対応を取ることになると考えております。

○河村委員

以前、本会議場で、認定外道路についての監理者は誰かということを一応発表していただいておりますので、市長であることは間違いないので、その確認をただけでございませぬ。

それから、光井の脇田線、県営住宅の上側にあるその道路が途中で止まっているところなんです、ちょっと今後の見通しと、あそこを維持管理するのに年間どのくらいかかっているのか、それから、あのままずっと放置すると、子供たちにとっても、遊び場になるわけじゃなし、何かどうもあまりかんばしくないんですが、どのようにお考えですか。

○山本道路河川課長

中央脇田線は、市道中央線と市道脇田線を長尾台団地を經由して結ぶ道路でございませぬ。

今後についてでございますが、様々な角度から事業の手法についても検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

維持管理の状況ですが、草の繁茂等、状況を見ながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

いや、もう道路計画ができて20年ぐらいになりませぬ。そんなこと言いよつたら、瀬戸風線はもう何年かと、こういう話にもなりかねませぬがね、だけど、見込みがあつて、しかも途中まで工事までやって、そのまま放置すると、時によっては、草がぼうぼうで周辺環境にも悪いと、そんなところを、じゃあ、どうやってやろうとしよるのか全く見えてこない。改善をして造るというふうに思っておられるのか、もうそのままずっと放置をしちよこうと、大体、市の職員じゃから5年が任期と思うたら、5年の間に片つけるような気持ちでやってもらわんと、それでできんちゅうことは、ずっと未来永劫できんぐらいのもんですよ。どういうふうにお思ひです。

○酒向建設部長

中央脇田線についてのお尋ねでございますが、今後、どういった活用ができるのか、この用地辺りにつきましては、整理をしてみたいと考えております。

現時点におきましては、すぐやるという事業計画は持ち合わせておりませぬが、活用

等について検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

用途変更についても考えるというふうに受け止められるニュアンスでございましたが、用地について協力していただいた方もいらっしゃいますので、それが、最終的にはどっか売られてしまうたというようなことのないように、しっかり対応していただけたらと思います。

それから、今、やまと学園の話の中で、大和の運動公園について学校への転用という話があったんですが、都市公園は、結構、用途変更が難しいというふうに認識をしておったんですが、そういうことは簡単になったんですか。それとも大和じゃから簡単などという意味なんですか。

○松並建設部次長

大和総合運動公園は、光市管理の都市公園でございます。小中一貫やまと学園の候補地の1つということで教育長の答弁があったところでございますが、都市公園法におきましては、都市公園の区域内に学校施設を設けることはできません。

○河村委員

都市公園を用途変更することはなかなか難しいというお話でした。何でというのを含めて、よく関係者で連携を取って、いつまでもその希望を持たせて、最後に駄目じゃったいねというのは望ましい姿ではないと思われまますので、その辺りについては、市役所の内部の話ですから、よく連携取っていただけたらと思います。

それから、都市公園の変更が難しいという中で、冠山総合公園、この間、ネーミングライツっちゅうんですか、私、知らなかったんですが、最近、軽微な話ではあるんですが、ドングリの木をいっぱい植えて、今までの四季の花木を植えるという当初のコンセプトから外れているような感じがするんですが、その辺りちょっと教えてもらっていいですか。

○松並建設部次長

農林水産課で取り組んでいる事業のことかと存じますが、冠山総合公園の供用区域に隣接する市の所有地におきまして、実施しているものと承知をしております。冠山総合公園ではなく、公園に隣接する市の所有地で行っているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、副管理棟の前のところよ。当初から公園の区域内、間違いないのは。

もともと用地を購入するときから、地元の人との話し合いの中で、地域に密着した山であったということで、今までどおり、いろんな物品、物、あそこに正月用の飾りとか、そういったものに使うような用品もあって、どうぞ御利用くださいという話はしてある

んですよ。

そういった用途変更をする場合には、しっかり議会にかけなければいけないというふうに私は認識をしておりますので、その対応についてはしっかりやっていただきたらと思いますし、冠山総合公園の所管はあくまでも経済部じゃなくて建設部のはずですので、その辺りの認識違いが起こらないようにしていただきたらと思います。

それから、汐入川、三井の金山から戎町にかけての汐入川の駐車場に、用途にしている道路ですよ、道路を駐車場にしている部分について、一部、武田に貸しているとか、そういったところもありましたが、もう返却をしたんだというようなこともあって、どういうふうな利用状況になっているのかというのがよく分からない、もともと道路なんで、普段駐車してあるときから、最近の長いその車で行くと、バンパーだけが外へ出ている、道路に出てるような駐車が結構見られたんですよ。そういったことを含めて、安全対策も含めて、もし貸してないんなら、きちんと警察を入れて取締りをお願いしなきゃいけませんので、そういう対応をしたいと思います。

貸しているということについては、じゃあどういった車で、適正な車の長さなのかどうか、そういったものについてはしっかり対応していただきたと思います。

それから、金山部分、あそこのシルバーが主に使ってるんですが、常時同じ車が止まっています。常時同じ車が止まるんなら、駐車場としてどういう使い方がいいのか、そこを履き違えてもらったら困るので、そういった看板を出すなり、しっかり対応をしていただきたらと思います。それも、ちょっと今話をください。

○秋友監理課長

委員から、汐入川、そしてシルバーワークプラザ後ろの駐車場ということで御質問いただきました。

汐入川のほうにおいても、現状を再度確認し、より良い土地利用にさせていただけたらと。シルバー後ろから金山後ろのごみステーションがある駐車場においても、再度どのような利用状況かよく確認し、必要に応じて適切な管理にも努めたいと考えております。

○河村委員

分かりました。

それから汐入川そのもの、金山川から汐入川が行ってるんですが、今、たまたま私、自治会長させてもらってますが、この間から「しゅんせつをするんですよ」という話をよそから聞くんで、まだ当事者が説明を受けてないし、私らに確認する範囲内では、しゅんせつをするほどの土砂が溜まってないという認識なんですけど、何かそういうあれがあるんですか。

○山本道路河川課長

汐入川につきましては、令和2年度から行っている緊急しゅんせつ推進事業を活用し積極的にしゅんせつを行っているところでございます。汐入川などの普通河川につきましては緊急かつ集中的にしゅんせつを行っているところでございます。

この工事について周知がされていなかったということに関しましては、今後、注意してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

すみません。区間はどこからどこまでの話。

○山本道路河川課長

令和4年度の区間でございますが、ちょうど武田記念体育館、工場の入り口から下流約300mの区間でございます。

以上でございます。

○河村委員

今までに終わったところは、そのの上流ですか。令和2年からやってるということであれば、今までにやったところはそのの上流をやったの。

○山本道路河川課長

令和2年度は、他の普通河川のしゅんせつを行っています。汐入川については令和4年度に実施しております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

それから、新しい工業団地ができるということで、開発等についてどの程度関わっておられるのか分かりませんが、周防工業団地を造ったときに、要は雨水対策が最終的に完成した後も今の西側もしゅんせつ工事、あるいは護岸工事をやった記憶があります。で、今以上に、もう雨水は持って行かれんという当時の認識だったんですが、その辺りは何か記録が残ってますか。

○松並建設部次長

当時の資料を確認させていただければと存じます。

以上でございます。

○河村委員

よく確認をしていただいたらと思います。

地形的に、どう見ても西側のほうへ流れて来そうな。この間の30年のときの、台風の豪雨災害の時も、あの辺りの河川はもうズタズタになるほど崩れてます。そういったところにも、もしもやるならきれいにしゅんせつをしていただいてというふうに思わんことはないんですが、だが、当初の記録から言ったら、もうこれ以上排水を持って来るとは難しいのではないかと思いますので、その辺りはよく御検討いただいたらと思いま

す。

それから、住宅の収納対策で、今、不納欠損をする状況にないんですが、その対策についてはどのようにお考えなんです。

○沖本建設部建築担当次長

過年度分のうち、特に退去者、既に市営住宅を退去した入居者の滞納家賃が、少し回収が困難となっている部分があり、現在、本当にできないのかどうか、再度台帳の整理を行い生存確認や居住地等を再度調査する準備をしております。

以上でございます。

○河村委員

何て言うんですか、退去者の収納についての話じゃなくて、通常、市税等の収納についても不能欠損をしようかというような協議の中で、住宅のほうは参加してないというような話も聞いたりするんで、必要なものは必要なように対応していかないと、ずっと何年たってもそのまま置いてあるというんでは、適切な処理とは言えないと思いますので、その辺りをお願いしたらと思います。

それから、虹ヶ浜の浸水対策について、どのようにお考えかお話しください。

○山本道路河川課長

虹ヶ浜を含む浅江地区の浸水対策でございますが、浅江地区は、主に浅江排水路になりますが、光駅から国道の南北両側流域として、島田川に排水してはいますが、この排水路は、島田川と接続する川口の部分の排水対策、つまり島田川の水位が上がった際に排水が十分にできないことがございます。この対策としての排水ポンプなどの問題もございまして、膨大な事業費と長い整備期間等もかかることから、現在は検討課題としているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

昔に排水計画ができてた。で、それが、今、ないというふうにこの間答えたんで、おかしいなと。今、じゃあ川口の排水路のところ、強制排水をすることで排水ができないのかと。災害のときにはもっと困るというようなことがあるのなら分からんでもないんですが、雨水下水の補助を取りに行けば、できるような気がするんですが、本格的に取り組もうという意欲があるの。

○山本道路河川課長

浅江虹ヶ浜地区の雨水排水については、非常に重要な課題だと考えております。

しかしながら、事業費等様々な検討課題がございましてことから、現時点では検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○河村委員

検討会ではええんだけど、要はそういった計画があった。で、その計画はあったかね、倉庫の中に。当時考えた計画が、見つけることができたのかどうか。

○山本道路河川課長

委員が言われます当時の計画というものが、どのようなものか認識ができていないところでございます。

以上でございます。

○河村委員

西河原川の下を排水路を、今、1本通ってるんですが、それを2本、3本広げることで、川口へ持って行って、川口から強制排水しようと、こういう話だったと思います。当時は、国道から南へ向けて大きな排水管、雨水下水の排水管をやったときでもあったので、続けてできるもんだと思うちょっとなんですが、意外に途中で止まってしまって、今もって虹ヶ浜では大雨が降ったらお店がつかると。で、そういうんだったら、お店来るはずがない。安心して生活できる環境が整うはずがない。その辺りについては、よく考えてお願いしたらと思います。

最後です。コバルトライン、何年か前に話をした時に、職員が昼とか夕方とか散歩中で点検して整備をしてますと、こういう話をしよったんですが、確かにその当時はロープが張ったりしてあったんですが、今、とんでもないよ。きれいな管理がしてあるとは思えないような状況です。

ここをどういうふうにしたいのか、あったら言ってください。

○山本道路河川課長

コバルトラインの維持管理についてでございます。

市道ということもございまして、通行の安全が図られるよう維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

そうしたら、ガードパイプも、もう崩れたまま。ロープだって、それにひつついちゃったけど、一緒に崩れてそのまま。路肩そのものがちょっと危ない。そんな状況で、市道を管理しちよるとはとても思えない。

それから、ずっと岩国のほうに行くと、もう舗装だってまるっとできない。もちろん、その間のコバルトラインそのものもそうなんですけど、結構、今、散歩の数も増えて、楽しみで歩かれる方がたくさんいらっしゃるんで、その辺りの対応は、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○笹井委員

1項目、光駅についてちょっと質問いたします。

光駅の建て替えにつきましては、確か3年前ぐらいに私ども議会のほうで1億5,000万円以上の工事ということで、議決をしました。普通、そこまで計画が出てくると、当然相手方のJRの了解も得た上で、議案として出てきたものというふうに認識して、解決はしたんですけれども、そのときは取れていたのか、そして、今、工事が難航しておるとするのは、そのちゃんと議決した計画自体が、結局、前に進まないぐらい難航しておるといことなんでしょうか。

○松並建設部次長

基本計画の策定時におきましては、本市が行おうとしております自由通路の整備に併せて、鉄道事業者が鉄道施設のバリアフリー化を行うという共通認識のもとで、本市が基本計画を取りまとめたところでございます。

現在、基本設計を進めて協議を重ねてきたところでありますが、繰り返しになりますが、費用負担の考え方におきまして乖離が生じてきているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

JR駅については、橋上化という言葉も一時期市長も使ってましたけども、現在は、南北自由通路の建て替えと、それからバリアフリー化、そしてその議決した中で見られますのは、駅舎のコンパクトの建て替えが絵で入っておるわけでございます。

事業費も、当時は30から40億円という幅を持たせて、負担割合なんか、その計画の中に書いてなかったと思いますので、その辺が、今、また議論になっておるところかなと思います。

ただ、これ随分日がたつので、随分状況は変わってきております。その議決から現時点において、JRの利用の人数、これはきちんと統計もので把握していると思いますけど、どうなっているのでしょうか。

そして、大きな状況変更として、光丘高校がなくなりましたが、これが乗客の増減に影響ありますでしょうか。

○松並建設部次長

光駅の利用者数の近年の推移につきまして、公表資料でお答えを申し上げますと、年度ごとの1日平均で平成30年度が4,364人、令和元年度が4,596人、令和2年度が3,698人、この年からコロナ禍の影響が出ておるのかなと推測しております。そして令和3年度が3,776人、こういった推移でございまして、コロナ禍となりました令和2年度から減っているという状況でございます。

それから、光高校と光丘高校の統廃合に関しましては、コロナ禍とタイミングが同じということもあり、影響しているかどうかの判断は困難でございます。

以上でございます。

○笹井委員

減っておるけど、コロナが全国的に動向としてはあると思います。

ただ、JR方の状況の変化として、私どもが目に見える変化としては、まずIC化の自動改札が導入された。これは嬉しい話でございますが、一方で、みどりの窓口がなくなったと。それから、これはJRの全国的なところで、特に西日本全体では、やっぱり経営が苦しくなって、ローカル路線の存廃の議論が始まってきておるって、こういうところが影響しておるんじゃないかなと推察されるところです。

ただ、一方で、バリアフリー化については国の法令に基づいて実施してまして、確か私が認識しておるところでは、その利用者が3,000人以上のところを対象となって、若干の国の補助事業なんかもあったと思いますが、今でも3,000人以上の駅についてはバリアフリーを進めるといふ国の法律については、そのまま生きておるのでしょうか。

○松並建設部次長

バリアフリー法に基づく国のバリアフリー基本方針におきまして平成32年度までに1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅の全てでバリアフリー化を図るといふ国の目標が示されました。

それが延長されまして、現在は、令和7年度まで基本方針が改められたところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。令和2年は、もうとっくに済んでますんで、当時からそこまでにきちんと計画を作ってやるんだというような御答弁をいただいて、ちょっと安心しとったところもあったんですけども、国の法令としては3,000人以上をやるんだと。令和7年までと、今新しく認識しました。

お隣の下松市はもう済みました。これ光市とほとんど人数変わりません。柳井駅は光より少ないけどエレベーターを設置しております。山口線の山口駅なんかも設置しております。

そういう中で、光駅だけが3,000人を越しておるけれども、今、先が見えなくなった状態であると思いますが、財源のこともありますし、JR、相手のあることでもございます。あるいは何年までには何とか国の方針に基づいて、そのようちょっと期待したいと思っておりますし、私どもも勉強したいと思っております。

終わります。